

I S S N 1884 - 8591

人間生活学研究

THE BULLETIN
OF
SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

第 13 号

No. 13

令和 4 年 (2022)

新潟人間生活学会

Society for Human Life Studies of Niigata

人間生活学研究

第 13 号 (2022)

目 次

【研究論文（査読なし）】

1. 大学生の「経済概念」獲得援助に関する探索的研究
斎藤 裕…………… 1
2. DV被害者支援への地域住民のかかわり—市民後見推進との比較から—
大沢 理尋…………… 13

【報告】

3. 生活習慣病患者への栄養指導実施可能性から見た、一般診療所における管理
栄養士配置状況の現状と課題
堀川 千嘉…………… 27
 4. コロナウイルスの感染機構と宿主細胞におけるレセプターの性質を利用した
新型コロナウイルス治療薬
萩原 真…………… 37
- ・ 第 11 回新潟人間生活学会記念講演とシンポジウム…………… 47
- ・ 新潟人間生活学会 会則 他…………… 73

大学生の「経済概念」獲得援助に関する探索的研究

斎藤 裕^{1*}

小学校低学年生にとって、「小売値」が「仕入値」より高いということは自明なことではない。大学生はさすがに「小売値」が「仕入値」より高いことはわかっているだろう。しかし、大学生において「仕入値より売値は高い」ことはわかっているのか、「一体どの程度“利益”が上乗せされているか」はわかっているのだろうか。ただ漠然と「仕入れ値より売値は高い」ということはわかっていたとしても、それが“定性”的であるならば、「利益を生み出す経済活動」を十分に理解できているとは言えないのではないだろうか。

問題は『利益の上乗せ』のみの理解に留まるのではない。近代資本主義社会において「お店屋さん」であっても大企業であっても、「利益を得ることを目的として経済活動を行う組織」であることには違いはない。経済活動としての「利益の上乗せ」を単にイメージとして理解するのではなく、それを定量的に理解することから始まり、近代資本主義の在り様を理解するところまで行かなければならないと考える。そのような問題意識に則り、本研究では、大学生を対象に<1. 原価（仕入れ値，原材料費）と売値との差 2. 商品の価格決定要素 3. 「需要の価格弾力性」を利用した企業の活動 4. 企業自体の活動目的>を調査し、現代資本主義経済の基本ルールとしての「利益の追求」をベースに様々な経済活動を理解できるような教授方略の開発を目指した。

結果、第2実験では、ルール等を提示・教授する方略を取った第1実験では改善できなかった学生の経済活動に対する誤認知(企業性善説;社会倫理観に拘泥した経済活動認知)を改善することができた。もちろん、第2実験では、事例の複数化も行ったし、「納得・満足度」ルールという新たなルールも登場させた。その意味では、「学習者の誤った知識を適切に位置付ける」方略のみがこの認識の改善に効果を持ったとは言い難い。複合的に効果を持ったとも言える。しかし、本研究の目的は、「大学生が、現代資本主義経済の基本ルールとしての『利益の追求』をベースに様々な経済活動を理解できるようになる」ことである。その立場で言えば、第2実験でその目的は一定以上果たされたと考えている。

キーワード：：大学生 経済概念 利益（利潤）の追求 企業性善説 誤った知識を適切に位置付ける

問題と目的

小学校低学年生にとって、「小売値」が「仕入値」より高いということは自明なことではない。例えば

加奈子さんのお家はおもちゃ屋さんです。お父さんは工場からおもちゃを仕入れてきて、そ

れをお店で売ります。300円で工場から仕入れたおもちゃがあるとします。このおもちゃはお店では、いくらで売られると思いますか。下から1つ選んで○をつけてください。

- a. 300円より安い値段で売られる
- b. ちょうど300円で売られる
- c. 300円より高い値段で売られる

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

*責任著者 連絡先：ysaito@unii.ac.jp

利益相反：なし

このような問題の正答率が、小学校 2 年生で 32%だったという結果を麻柄・小倉は報告している (1996)¹⁾。麻柄は、『利益の上乗せ』については年齢を積み重ねれば自然にわかることで、……このことを理解していない大人はいない²⁾ (p.25 麻柄啓一・進藤聡彦 2008)とも指摘している。確かに、大学生はさすがにもっと高い正答率だろうと予想される。

しかし、大学生において「仕入れ値より売値は高い」ことはわかっている、「一体どの程度“利益”が上乗せされているか」はわかっているのだろうか。小学生では、「利益を上乗せするのは『ずるい』と“道徳的に”考えていると麻柄は推察している。これは、経済メカニズムとは相反するものであろう。お店屋さんが生活していくには“利益”が必要なことは理解していかなければならない。大学生は「利益」というものを「生活」と関連づけて“定量”的に理解しているのだろうか。ただ漠然と「仕入れ値より売値は高い」ということはわかっていたとしても、それが“定性”的であるならば、「利益を生み出す経済活動」を十分に理解できているとは言えないのではないだろうか。麻柄はこうも言う。「経済や社会認識については、小学生から大人まで誤った認識や不十分な認識を多く持っている。……認識の修正が必要なのは単に『利益の上乗せ』についてだけではない」³⁾ (p.25-26 麻柄啓一・進藤聡彦 2008)

問題は『利益の上乗せ』のみの理解に留まるのではない。近代資本主義社会において「お店屋さん」であっても大企業であっても、「利益を得ることを目的として経済活動を行う組織」であることには違いはない。経済活動としての「利益の上乗せ」を単にイメージとして理解するのではなく、それを定量的に理解することから始まり、近代資本主義の在り様を理解するところまで行かなければならないと考える。

「資本主義の基本原則」は以下の 5 点である。

①資本備蓄

生産活動で生み出された価値がたまり、その蓄積を基盤として、さらに生産活動の規模が拡大される

②生産手段の私的所有 (私有財産制)

労働と結合して生産物を生み出すために使

われる機械や道具、原材料などの生産手段は、社会ではなく私的に所有される

③賃金労働 (労働以上の価値を生む)

労働の対価として賃金が支払われる

④利益 (利潤) を求める投資

利潤を追求するために、資本を投資に回して利益を最大化させる

⑤競争的市場における資源確保のための価格決定メカニズム

競争社会では、売り手と買い手が自由に取引を行っても、市場全体の需要と供給のバランスによって価格が決まる

企業が「資本」(生産手段等)を使って利益をだすために生産活動を行うのが資本主義経済である。その観点から上記の原則のうち特に④、⑤が重要であり、まさにこの理解が難しいとも言える。つまり、「(企業は)利益の追求をまず第一に考える」「モノの価格決定にはまず“需要”の存在が重要である」とは大学生であっても考えていないフシがある。

進藤・麻柄 (1988) は「企業性善説」と名づける認識を大学生が形成している指摘している⁴⁾。彼らは、実際、企業 (会社等) で働いた経験はほとんどなく、テレビコマーシャル等の「企業が提供する商品は国民生活に有意義なモノだ (役に立つモノを商品として提供しているのだ)」というような情報を一方向的に受容し、結果として資本主義経済における「企業性善説」的認識を作り上げてしまっているという指摘である (もちろん、後述することになるが、事実、企業が提供する商品は国民生活に有意義なモノが多く—そうでなければ「商品」価値がなく、売れない—、それはそれで正しさを持っている)。しかし、この認識のみで経済活動を理解することは問題であろう。この「企業性善説」は経済活動の様々な様相で影響を与えていると思われる。「『儲け』はあるが、それほどではない」という認識を持っているとしたら、まさに「企業性善説」に基づいた判断となっていると言える。

「需要の価格弾力性」という概念がある。「価格が下がれば需要が増し、価格が上がれば需要は減る」(原則⑤)、この原則上で、「価格が変化した場合、その商品の需要がどれだけ変化するか」の割合を「需要の価格弾力性」というので

ある。価格の上下に伴って需要の変化が大きい場合、“需要の価格弾力性が大きい”と言う。これは商品によっても、顧客や販売時期によっても異なる。一般的に、需要の価格弾力性の大きいと予想される顧客に対してその商品の価格を下げれば、需要が大きく増え、その結果、下げた価格の差額を上回る収入を得ることができるのである。

その代表例が、映画館などの「学生割引」である。一般的に、学生はチケット代金が下がると映画に行く回数が増えると言われている。つまり、「需要の価格弾力性」が大きい顧客であり、割引以上に映画館は儲けることができるのである。一方、社会人はチケット代金を割引いても、それ程映画館に行く回数は増えないと言われている。「需要の価格弾力性」が低いのである。割引いた分だけ、損失をする可能性が高いのである。だから、「学割」はあっても「社会人割」はあまり存在していないのである。「需要の価格弾力性」を利用した価格設定は、まさにその背後に「どうやってより利益をあげるか」が存在していると言えよう。

しかし、学生はそうは考えていない可能性がある。つまり、「需要の価格弾力性を利用して利益を上げる」ためではなく、「学生はお金がないので（好意で）“学割”をしてくれている」という風な認識をしている可能性がある。麻柄・進藤の調査（1997）において大学生の大半が『（学生のための）福利』と回答し、『（需要の価格弾力性を利用した）利益の拡充』という回答は少なかったことがわかっている⁵⁾。

また、モノの価格設定に関しても、学生らの「企業性善説」的認識が垣間見られる。資本主義経済においては、原則、モノの価格はそのモノの需要と供給のバランスによって決まる。登山途中でジュースを購入するケースを想定する。「街中」よりは明らかに「山」におけるジュースの価格は高い。その理由として、人は「（山の）ジュースの運搬にコストがかかっているから高くなるのだ」と考えそうである。もちろん、価格決定の上で「コスト」要因は無視できない。コスト原理に基づく説明は必ずしも不適切とは言い難いかも知れない。しかし、「コスト」は要因の1つであって、全てでない。「登山中にジュースを飲みたい人が多くいる〔需要が大きい〕⇒コストをかけて運んでも、高い値段で売れる」というのが経済学的な説明とも言えよう。

むしろ、現代資本主義の原則に従えば、価格決定に及ぼす「需要」要因は決定的に重要であり、この要因に思いを馳せることができないことは、大きな問題であろう。

「モノの値段はかかるコストによるものだ（コストがかかっているだけで高くてもしょうがない；儲けようとして高い値段をつけているのではない—企業性善説）」と考えるのではなく、「高い価格設定は、“高い”価格をつけても、みんなが欲しがれば（売れば）、コストはかかる—“コスト”も理解しつつ—が、それを上回る『利益』を生むからだ」と考えるようになることが大切ではないだろうか。

現在の公教育では、中学校・「公民」において資本主義経済が説明されており、大学生は「需要の価格弾力性」という用語自体は知らないかもしれないが、「利益の追求」「公正な市場」「需要の法則」等は資本主義経済の説明の中で取り上げられている内容である。その意味では、これらは既修内容である。彼らは習っているはずの経済学的な知識に基づいてこれらの課題に対して正しく判断を行えるだろうか。

以上のような問題意識から、本研究では、大学生を対象に

1. 原価（仕入れ値、原材料費）と売値との差
2. 商品の価格決定要素
3. 「需要の価格弾力性」を利用した企業の活動
4. 企業自体の活動目的

を調査し、これらの課題に正しく向き合えるよう、つまり、現代資本主義経済の基本ルールとしての「利益の追求」をベースに様々な経済活動を理解できるような教授方略の開発を目指していきたい。

以上のような問題意識から、本研究では、大学生を対象に

1. 原価（仕入れ値、原材料費）と売値との差
2. 商品の価格決定要素
3. 「需要の価格弾力性」を利用した企業の活動
4. 企業自体の活動目的

を調査し、これらの課題に正しく向き合えるよう、つまり、現代資本主義経済の基本ルールとしての「利益の追求」をベースに様々な経済活動を理解できるような教授方略の開発を目指していきたい。

第1実験

目的

上記4課題に対して大学生がどのような回答を行うのかを調べ、その後、①近代資本主義の基本原則〔企業は利益の追求を第一目的として活動する組織である〕を明示し、②利益を上げるためには、人件費や光熱費等を考慮すると「原

価」(仕入れ値・原材料費)は売値の30%となること、③原価等があるため、そのモノの価格の決定の要因としては、かかる「コスト」はもちろんある(“コストルール”)が、併せて、「そのモノを欲しがめる人がどれだけいるか」つまり、「そのモノに対する“需要”がどれだけあるか」(“需要ルール”)が存在することを事例(パン・コーラ)を用いて教示し、大学生の「資本主義経済」の理解を支援する。

方法

(1) 研究対象者及び手続き

研究対象者は、対象となる学習課題について既習とみなされる大学生(68名)である。実験は、「事前テスト」(15分)「教授-学習活動」(20分)「事後テスト」(15分)に分かれる。全てに参加することで完結となる。「事前テスト」が行われた一週間後に「教授-学習活動」・「事後テスト」が連続して実施される。

(2) 調査(事前・後)課題-内容

1. 売値と仕入れ値(原材料費)の差額問題〔金額選択問題〕

- ①パン：原材料費を提示し、売値を問う
 - ②Tシャツ：売値を提示し、仕入れ値を問う
2. 価格決定問題〔値段決定の要因を「1. 効用 2. 需要 3. コスト」の3要因について0-100%で価格にどの程度反映しているかを問う〕

①富士山頂にある自動販売機におけるジュースの値段／②帝国ホテルのコーヒの値段

3. 「需要の価格弾力性の理解」問題〔映画館における『学生割引』価格設定の意味を問う-自由記述〕

4. 企業の経済活動の“目的”判断問題-10社を示し、その目的を問う問題〔選択；『1. 国民の教養の育成 2. 日本経済の発展 3. 利潤(営利)の追求 4. 科学技術の進歩 5. 国民生活の改善 6. 国民福祉の向上』から第1目的・第2目的を問う〕

(3) 教授-学習活動(テキスト使用)

用いるテキストは3章構成である。I章；近代資本主義における経済活動の基本原則-目的としての利潤の追求-の説明 II章；仕入れ値・原材料費と売値の差額-“パン”を例に何故原材料費は売値の30%なのか-の説明 III章；価格設定における2つのルール；①“コスト”ル

ールアプローチ、②“需要”ルールアプローチ、を説明する〔富士山頂のコーラの価格を例に〕(最後に両者を統括した“まとめ”をする)。

なお、各章ごとに「納得度判定」(“できた”“わからない”“できない”の3択)を求める。

(4) 倫理的配慮について

本研究は、第1実験、第2実験とも新潟県立大学倫理委員会の承認を経て行われたものである。本研究の調査対象者になることによる不利益・危険は、被験者となる学生に対して最大限配慮して行われている。

結果と考察

(1) 事前テスト

1. 売値と仕入れ値(原材料費)の差額問題 (Table 1, 2 参照)

学生の約4割(パン:25/68 Tシャツ:28/68)が原価の1.3倍程度が売値だと思っている。「売値の方が仕入れ値(原材料費)より高く、そこには『利益』はある」ことはわかるが、実際、どの程度の“案分(光熱費等30% 人件費30% 原価30% 利益10%)”が解っていないのである。学生は「売値は原価に少しだけ上乘せ」という理解なのである。「利益を出さなければならぬことはわかるが、売値が原価の約3倍は儲け過ぎ」という倫理観念から脱却できていないと考えられる。

2. 価格決定問題 (Table3 参照)

「1. 効用 2. 需要 3. コスト」の3要因について登山コーラ・ホテルコーヒを比較すると、その価格設定に関して「需要(みんなが欲しが

Table 1 原材料費90円のパンの売値

pre\post	120	300	その他	計
120	4	19	2	25
300	1	34	0	35
その他	0	6	2	8
計	5	59	4	68

Table 2 売値2000円のTシャツの仕入れ値

pre\post	1600	600	その他	計
1600	7	19	2	28
600	0	29	1	30
その他	1	7	2	10
計	8	55	5	68

Table 3 富士山頂のコーラ & 帝国ホテルコーヒーの値段が高い理由

	効用				コスト				需要			
	山頂コーラ		ホテルコーヒー		山頂コーラ		ホテルコーヒー		山頂コーラ		ホテルコーヒー	
	PRE	POST	PRE	POST	PRE	POST	PRE	POST	PRE	POST	PRE	POST
0	25	9	12	7	0	0	3	2	4	0	3	0
10~30	25	13	23	13	2	0	5	4	4	1	3	0
40~60	13	22	22	24	7	1	16	9	12	7	15	6
70~90	5	16	9	17	28	15	32	18	32	25	30	27
100	0	8	2	7	31	52	12	35	16	35	17	35
AVERAGE	22.2	51.6	36.6	52.2	85	95.4	69.6	80.4	70.6	86.9	73.7	88.4

Table 4 映画館チケット学割問題

TEST\要因	福利厚生	需要が喚起される	利益が見込まれる	その他
PRE	32	33	12	13
POST	19	46	20	7

れば、高くとも売れる)」的要素を了解している様子は見られる。麻柄・進藤（2000）の結果でも「需要」の平均評定値も比較的高いが、彼らは、その原因を「需要」観点を示してその妥当性評定を求めたからだとしている⁶⁾。今回の調査でも「1. 効用 2. 需要 3. コスト」の3要因を明示している。その意味では、麻柄らの指摘もうなづける。しかし、この3点を明示したことによる「需要」観点に関して評定値が高くなっただけではないように思われる。

「効用」「コスト」についての評定値を見ると、コーラとコーヒーでは異なる値を示していることがわかる。「効用」について、コーラでは“70”以上の値をつけた者は5名しかおらず、コーヒーでは倍以上の11名いる。一方、「コスト」について見ると、“70”以上の値をつけた者はコーラでは59名、コーヒーでは44名となっている。コーラでは「コスト」視点において「需要」視点判定値を大きく上回るのに、コーヒーではむしろ下回っている。「効用」視点では確かにコーラ・コーヒーとも、「コスト」「需要」視点判定値に比して低い値ではある。しかし、両者を比較すると、この視点においてその評定値はコーヒーがコーラを大きく上回っているのである。

この結果を総合的に判断するならば、麻柄・進藤が言う⁷⁾ような「需要」視点を学生らは持っていない（「需要」の平均評定値も比較的高い

のは問題で「需要」観点を示してその妥当性評定を求めたからだ。自由記述にすればこの視点が出ないはずだ）という訳では無く、その視点は持っているが、その視点を上回る視点（コストや効用）で、そのモノは何なのか（あるいはどのような状況にあるのか）に依存しながら、その価格を決めていると言えるのではないだろうか。

3. 需要の価格弾力性を利用した利益の獲得問題 (Table4 参照)

自由記述について麻柄・進藤の研究（1997）「福利厚生」「需要の喚起」「利益の拡大」「その他（教養をつけさせる等）」に分類⁸⁾して、集計した（複数回答あり）。

これを見ると、経済的視点（「需要の喚起」「利益の拡大」）からの回答と福利厚生的視点からの回答数はほぼ拮抗している。大学生において半数以上は、映画館チケット割引について「需要の価格弾力性を利用した利益の獲得」方略であることを認知していると思われる。しかし、半数はその視点を持たず、「企業性善説」的理解、つまり、「映画館は貧しい学生のためにチケット代金を安くしてあげているのだ」（福利厚生）という理解をしている。自由記述なので、複数の内容を記述することは可能である。しかし、理由として「福利厚生」を記述した学生32名中、併せて経済的視点からの記述も行った者は、9名に過ぎない。23名が「福利厚生」を記述のみであった。企業の経済活動において「性善説」的認識が根強く、「需要の法則」の理解が阻まれている学生が一定する以上いると推察される。

4. 企業の目的 (Table5 参照)

その傾向は進藤・麻柄が既に明らかにしてい

Table 5 企業の活動目的

目的\企業	第四銀行				セブンイレブン				プロミス				トヨタ				新潟日報			
	pre		post		pre		post		pre		post		pre		post		pre		post	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
1.教養の育成	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	40	18	19	35
2.経済の発展	34	22	17	35	3	12	1	11	17	18	10	22	4	9	0	11	4	7	3	5
3.利潤の追求	20	21	39	10	39	21	53	11	26	16	43	6	28	6	45	6	17	12	40	4
4.科学の進歩	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	16	38	13	35	1	0	0	0
5.生活の改善	12	15	8	14	25	28	10	42	14	22	8	23	19	12	8	14	5	24	3	15
6.福祉の向上	2	7	3	6	0	3	0	2	9	10	5	12	0	0	0	0	0	6	2	7

目的\企業	イオン				BSN				JR東日本				東北電力				SONY			
	pre		post		pre		post		pre		post		pre		post		pre		post	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
1.教養の育成	1	0	0	0	33	14	19	31	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
2.経済の発展	3	13	2	10	5	8	2	5	4	12	1	10	2	8	0	7	1	7	1	7
3.利潤の追求	37	21	54	9	17	16	37	5	10	15	35	9	9	18	36	7	27	9	47	9
4.科学の進歩	0	0	0	0	0	3	1	2	3	13	4	12	5	20	5	22	22	31	13	35
5.生活の改善	25	29	11	40	10	19	7	18	45	13	23	27	47	13	23	24	16	18	6	15
6.福祉の向上	1	3	0	7	2	6	1	5	5	12	4	7	4	7	3	6	1	1	0	0

る(1988)⁹⁾が、学生は「企業は必ずしも利益を追求することを目的とはしない」と意識していることが明らかになった。民営化されたはずの『JR東日本』であっても、第1目的に「利潤の追求」を選んだ者は68名中10名であり、第2目的でさえ15名に止まってしまう。最も多く第1目的として「利潤の追求」が選択された企業は『セブンイレブン』であるが、39名で全体の6割にも満たない。また、第2目的でさえ、「利潤(営利)の追求」を選ばない企業体が半数を占めている。資本主義経済社会において企業活動の第1目的が「利潤の追求」であるという基本原理の理解が不十分であることが、今回の調査でも明らかになったと言えよう。

学生は、まずその企業の特性を意識し(例えば、マスコミ系の企業[新聞社等]ならば「教養の育成」、公共性の高い企業[JR等]ならば「(国民の)生活の改善」、利潤の追求は2の次3の次と思っているのだろう。「儲けることは社会倫理として問題がある」という企業性善説的認識が、そこに横たわっているのではないだろうか。「原価-売値」価格判断の傾向と軌を一に

すると推察する。

(2) 事後テスト

1. 売値と仕入値(原材料費)の差額問題 (Table 1, 2 参照)

事後テストにおける正答率を見ると、パンで86.8%、Tシャツで80.9%と事前テストに比して高い正答率となっている。8割を超えた正答率になったということは、「利益を上げるためには、人件費や光熱費等を考慮すると「原価」(仕入値・原材料費)は売値の30%となる」というテキスト学習効果は出ていると言えよう。しかし、事前テストでの誤答者を追うと、“パン”で25名中4名が、“Tシャツ”で28名中7名が依然として誤答のままであった。68名中、65名がテキストにあるこの内容について「(理解)できた」と答えているにもかかわらずである。テキスト内容の学習だけでは、彼らに「利益を出さなければならぬことはわかるが、売値が原価の約3倍は儲け過ぎ」という倫理観念を事例判断として脱却させることができなかったと言える。

2. 価格決定問題 (Table3 参照)

3 要素とも、事前に比べて評定値が上回っている。テキストでは、価格設定における2つのルール〔“コスト”ルール・“需要”ルール〕を示し、そのバランスでモノの価格が決定されると説明されている。「効用」については何ら記述されていない。にも拘らず、事後テストにおいて「効用」観点に関する評定値は事前より高くなり、しかもコーラとコーヒーとで違いはなくなっている(コーラの上がり方が顕著)。しかし、「コスト」「需要」では、両者も評定値は上昇しているが、この2点に関する値の違いは維持されている。

テキストを学習することによって、①モノによって、“コスト”ルール・“需要”ルール適用の案分が異なるという判断は維持された、②モノの如何に拘わらず「効用」に関して何らかの意識化が、この2つのルールを明示することによってもたらされた可能性がある、と言えよう。

3. 需要の価格弾力性を利用した利益の獲得問題 (Table4 参照)

事後テストでは、事前に比べて経済学的コメントが福利厚生的コメントを数的に大きく上回っている。しかし、福利厚生的コメントを記述でした者19名のうち、12名が経済学的コメントを複数回答していない。23名が「福利厚生」のみの記述であった事前に比べて数はほぼ半減しているが、社会の在り様として倫理的配慮は必ずあるという経済活動における企業性善説的認識は依然として多くの学生に残ったままだと言えよう。

4. 企業の目的 (Table5 参照)

企業性善説的認識の根強さは、事後テストにおける企業の目的選択課題においても明白となっている。

テキストでは、第I章において近代資本主義における経済活動の基本原則として明確に「目的としての利潤の追求」を説明しているし、読解判断ではほとんどの学生が「理解できた」と答えている(64/68)。にも拘らず、事後テストで個別企業の目的を問うと、その企業特性に引きずられて、「利潤の追求」を目的に選ばない企業が存在している。経済活動におけるその企業の社会的倫理性への高い信頼度がうかがえる。

今回、①近代資本主義の基本原則；利益の追求、②(その原則を基に)価格決定ルール(需要・コスト)、が明記されたテキストを用いて教授活動を行ったが、その効果は限定的であった。学習過程では「納得」というが、これらの内容を個別事例に当てはめることができていない。単にルール等を提示・教授するだけでは、学生が所持している経済に関する社会倫理観を組み替えきれないことが明らかとなった。第2実験では、ルール自体も含めて提示事例の質・量を再考する必要がある。

第2実験

目的

第1実験の結果を踏まえてテキストを修正し、大学生の経済概念の修正に挑む。

修正点1：学習者の言い分に配慮する

学習者は、それなりの「言い分」を持って知識を形成している。その「言い分」があるために正しいルールを提示してその知識が誤りであることを説明しても、自分の知識への信頼性が強い場合、なかなか納得してくれないと言われていた(麻柄1990)。そのような状況で、学習者の言い分には確かに“理”があることを認める、つまり、「学習者の誤った知識を適切に位置づける」ことによって、新たな知識の獲得を支援する有効性が確認されている(麻柄1990)¹⁰⁾。

第2実験ではこの教授方略を採用する。具体的には、資本主義社会においても、「経済活動における倫理性」は企業にとってその活動に対して重要なファクターであることを説明し、学生が所持している企業性善説も、一理あることを『理解』し、その上での企業は「利潤追求」活動を行っていることを説明する。つまり、利潤の追求と社会貢献活動(倫理行為)は相反しないことを説明し、資本主義社会において企業の利潤の追求活動の重要性を納得させる。また、「原価率」も、どの商品も“30%”というのではなく、そのお店の商品群トータルで考えるもので、平均すると“30%”となることを説明する。

修正点2：事例の複数化

ルール学習の分野では、複数の事例を取り上げてルール適用訓練を行うと、ルールの獲得が強固になり、他事例への適用が促進される効果を

持つことが確認されている（麻柄 1994¹¹⁾ 佐藤・斎藤 1990¹²⁾ 進藤・麻柄 1999¹³⁾）。

第2実験では事例を複数用意し、大学生の経済概念形成の強化を図る。

修正点3: 価格決定ルールに「納得・満足度」ルールを加える。

現代経済学において「効用」を他の要素の切り離して排除する意味がないと、考えられるようになった。つまり、(消費者が)「雰囲気」という効用を求めた結果「高い価格」設定でも納得できると考えることも、「価格設定」の要素足りうると考えるようになってきた。具体的に言えば、「コーヒーに名を借りた『雰囲気』をめぐって、店側の『いい値』と客側の『つけ値』が一致した結果が、相場よりも高く設定されたコーヒー1杯の価格に反映されている」¹⁴⁾ (p. 341 井上・栗林・曲谷・岡本 2013) と言えよう。この観点から見ると、登山コーラとホテルコーヒーを飲む際の「雰囲気」の違いが、そのモノの価格に反映しているとも言える。大学生が第1実験・事後テストで示した反応は、この点で正鵠を得ているのかもしれない。

第2実験では、価格決定に関する第3のルールとして、「利用者(お客)と商品提供者との“利害”が一致してお互いが満足し、納得がいくような関係が成立しているということがそのモノの価格決定に影響を与える」というルールを導入・明記する。

方法

(1) 研究対象者及び手続き

研究対象者は、対象となる学習課題について既習とみなされる大学生(87名)である実験は「事前テスト」(15分)「教授-学習活動(テキスト使用)」(30分)「事後テスト」(15分)に分かれる。「事前テスト」が行われた一週間後、後者2つが連続して実施される。

(2) 調査(事前・後)課題-内容

第1実験同様、1. 売値と仕入値(原材料費)の差額問題、2. 価格決定問題、3. 「需要の価格弾力性の理解」問題、4. 企業の経済活動の“目的”判断問題、の4種課題である。

なお、第2実験では「2. 価格決定問題」において3要因それぞれへの判定ではなく、その価格に占める比率を問っている。また「効用」では

なく、「満足度」として捉える。

(3) 教授-学習活動(テキスト使用)

用いるテキストは、第1実験同様、3章構成(各章ごとに「納得度判定」[“できた”“まあまあできた”“どちらとも言えない”“あまりできない”“できない”の5択]を求めている)。ただし、前述した修正が各章でなされている。

結果と考察

(1) 事前テスト

1. 売値と仕入値(原材料費)の差額問題 (Table 6, 7 参照)

「利益」に関する理解; 学生の33%(29/87)がパンの原価率を売値の“70%”、48%(42/87)がTシャツの原価率を売値の“70%”だと思っている。この結果は、第1実験とほぼ同様と言える。ただ、今回、Tシャツの方に高く見積もる傾向が見られる。学生はそのモノによって原価率を変えて考えている傾向が明らかとなった。

Table 6 原材料費90円のパンの売値

pre\post	130	300	その他	計
130	4	22	3	29
300	3	42	2	47
その他	0	10	1	11
計	7	74	6	87

Table 6-2 事前: パンの売値とTシャツの仕入値の関係

パン売値\Tシャツ仕入値	1400	600	その他	計
130	26	3	0	29
300	15	31	1	47
その他	1	8	0	11
計	42	42	3	87

Table 7 売値2000円のTシャツの仕入値

pre\post	1400	600	その他	計
1400	8	33	1	42
600	1	41	0	42
その他	0	3	0	3
計	9	77	1	87

Table 7-2 事後: パンの売値とTシャツの仕入値の関係

パン売値\Tシャツ仕入値	1400	600	その他	計
130	6	1	0	7
300	2	72	0	74
その他	1	4	1	6
計	9	77	1	87

Table 8 登山コーラの価格構成要素

test\要素	需要度	コスト	満足度
pre	18.67	67.71	8.21
post	27.94	49.08	21.47

Table 9 ホテルコーヒーの価格構成要素

test\要素	需要度	コスト	満足度
pre	20.53	48.71	22.05
post	27.31	42.98	26.21

2. 価格決定問題 (Table8, 9 参照)

今回、3 要素の価格・案分比率を問う問題形式であったが、結果、学生は、①登山コーラ・ホテルコーヒーとも「コスト」が最もその価格に反映している要因と考えていること、②「需

を記述した者は 19 名おり、学割を（学生に対する）「福利厚生」だけと考えていない者は一定数以上いる。しかし、「利益を見込まれる」的コメントの少なさを見れば、学生においては（映画館が）「利益をより求めるため」とまでは思いが至っていないと言えよう。

Table10 映画館チケット学割問題

test\費目	福利厚生	お得感で来	学生に需要	利益が見込	プラスα	習慣づ
		やすくなる	が高いから	まれる		
pre	41	53	3	22	1	5
post	15	57	7	34	18	9

test\費目	集客の	教養をつけ	学生が呼込	需要と供給	その他
	きっかけ	させる	役	のバランス	
pre	2	3	4	0	6
post	7	1	19	2	2

4. 企業の目的 (Table11 参照)

提示した企業別の目的選択は、第 1 実験に参加した学生とほぼ同様な傾向を示している。対象の学生が異なっても同様な傾向を示すということは、現時点において大学生は「利潤追求をその目的としていない」企

業」は登山コーラ・ホテルコーヒーとも 2 割程度価格反映要素と捉えていること、③「満足度」では登山コーラよりホテルコーヒーについて価格反映要素と捉えていること、そのことにより、「コスト」要因をホテルコーヒーで低く見積もること、がわかった。この結果は、第 1 実験同様である。学生は、そのモノの価格決定にまず「コスト」を考え、その次にそのモノの販売状況を勘案しながら、要因の寄与率を判断していると言えよう。

業が厳然として存在すると考えていることが明らかとなった。

(2) 事後テスト

3. 需要の価格弾力性を利用した利益の獲得問題 (Table10 参照)

やはり、「福利厚生」的コメントが多い。「需要の拡大」「利益を見込まれる」的コメントは、「福利厚生」的コメントに比べれば少ない。ただ、「お得感を出して学生を呼び込む」的コメントは「福利厚生」的コメントより多く、これを「需要の拡大」的コメントと見れば、学生は「学割設定は（学生に対する）『需要の拡大』を狙っている」という考えは持っていると言っても良いかもしれない。「福利厚生」的コメント及び「お得感を出して学生を呼び込む」的コメント両者

1. 売値と仕入値(原材料費)の差額問題 (Table6, 7 参照)

パンも T シャツも 85%以上が正しく見積もっている。

事前のような差異は見られない。テキストにおいて『原価率 30%はどんな職種でも当てはまる』という教示が効果を持ったと考える。しかし、「原価率は 30%」とほぼ全員が答えている (84/87) にも拘わらず、これらの問題の正答率はそれを下回っている。テキストでは「原価率は 30%」と言いつつ、個別品では「(原価率が高い)『集客商品』があること」も述べており、その意味で学生は基本ルールとして「原価率は 30%」を理解しつつ、個別事案としてパンや T シャツを判断しているかもしれない。

2. 価格決定問題 (Table8, 9 参照)

コーラ・コーヒーとも「コスト」配分率が下がり、「需要度」「満足度」配分率が上がっている。特にコーラが顕著であり、コーラとコーヒ

Table11 企業の活動目的

目的\企業	第四銀行				セブンイレブン				プロミス				トヨタ				新潟日報			
	pre		post		pre		post		pre		post		pre		post		pre		post	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
1.教養の育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	56	22	35	40
2.経済の発展	54	22	31	39	0	30	2	16	17	31	14	30	1	14	3	8	0	3	0	2
3.利潤の追求	19	32	48	22	57	20	65	20	35	17	56	21	35	20	59	17	20	22	49	23
4.科学の進歩	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	34	38	17	46	0	0	0	0
5.生活の改善	14	15	5	19	29	34	20	46	25	24	8	24	16	15	8	14	11	22	2	11
6.福祉の向上	0	18	3	7	1	3	0	5	9	13	8	11	1	0	0	2	0	18	1	11

目的\企業	イオン				BSN				JR東日本				東北電力				SONY			
	pre		post		pre		post		pre		post		pre		post		pre		post	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
1.教養の育成	0	0	0	0	45	28	18	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1
2.経済の発展	2	15	3	16	1	1	2	6	2	14	0	9	3	6	1	5	1	11	1	5
3.利潤の追求	52	24	62	22	22	21	55	20	12	22	51	18	16	23	49	21	28	24	58	19
4.科学の進歩	0	1	0	0	1	1	0	0	5	26	3	15	8	32	6	13	37	34	18	47
5.生活の改善	31	38	21	46	18	22	3	15	64	11	28	35	56	16	29	40	20	14	8	14
6.福祉の向上	2	9	1	3	0	14	9	11	4	14	5	10	4	10	2	8	1	1	2	1

一の配分率の違いはほぼない。学生は、モノの価格決定の主要因は“コスト”にあるが、“需要度”“満足度”も重要な要因であることを理解できるようになっている。テキスト学習効果はあったと考える。

3. 需要の価格弾力性を利用した利益の獲得問題 (Table10 参照)

「福利厚生」に言及する率が下がっている。「利益が見込まれる」ことに言及する率も高い。また、「福利厚生」に言及した15名のうち、8名は「利益拡大」にも言及していた。事前では「福利厚生」に言及した41名のうち、「利益拡大」にも言及した者は5名にすぎなかった。「学生が呼び込み役となる」「プラスαで儲ける」に言及する者が多くなっている。学生において「福利厚生」だけで学割を考えず「儲ける」視点にまで視野が広がっていると言える。この点においても、テキスト学習効果はあったと考える。

4. 企業の目的 (Table11 参照)

JR 東日本以外の9企業で80%以上が第1・2目的に「利潤の追求」を挙げている。

第2実験の事後テストでは、提示された企業においてその第1目的を「利潤の追求」とし、第2目的をその企業の特徴から選ぶ傾向が見られ

る。テキストにおいて「資本主義社会における企業の『利益追求』と『社会的責任』の両論を説明したことの結果と言えよう。

総合討論

第1実験・第2実験とも事前テストにおいて、大学生は「企業性善説的認識」を所持し、それに基づいて企業活動の有り様(具体的には、「どの程度利益を原価に上乘せするのか」「何によって価格を決めているのか」「(企業の)活動の目的は何か」)を判断していることが明らかとなった。この認識は、その信頼感が強く、その認識が誤りであること事実を持って説明し、正しい認識(今回で言えば、①現代資本主義の原則：企業体は利潤を得ることを目的として経済活動をする組織体である ②企業活動を維持するためには原価は売値の3割程度に抑えなければならない ③モノの価格は、コストだけではなく、そのモノへの需要状況が重要である)を説明しても、十分な改善はなされなかったのである。その意味では、麻柄の指摘¹⁵⁾(1990)は正しかった。この事実を受けての第2実験である。

第2実験では、学習者の言い分；企業は倫理的である(企業性善説的認識)を尊重し、その

上で、企業は「利潤追求」を目的としている〔利潤の追求と社会貢献活動（倫理行為）は相反しない〕ことを説明した。

麻柄の実験材料は「チューリップ」であった。「植物は花を咲かせて種を作って子孫を残す」というルールに対して、多くの者は「チューリップは種ではなく、球根で子孫を残す」を知っており、このルールに懐疑的であった。そこで麻柄は「何故チューリップは種ではなく球根で子孫を残すのか」という疑問に答え（学習者の〔誤った〕知識を適切に位置付ける）、「チューリップだって『種』でも子孫を残す」を説明し（新たな正しいルールの説明・事例化）、上記ルールへの信頼性を高めさせたのである。

まさに、第2実験の基本教授方略はこの方略である（その他に、「事例の複数化」「価格決定ルールに「納得・満足度」ルールを加える」等の修正を行ったが、基本方略はこの「学習者の誤った知識を適切に位置付ける」である）。

企業は確かに利潤を目的として活動する組織体ではある。しかし、同時に社会的責任も持っている（責任を放棄すれば社会の信頼を失い、結果として、その企業は存続できない）。後者の視点に立つならば、まさにそれは企業に対して「性善説的認識」と言ってよいだろう。その意味では、学生の認知は一理あるのである。このことを認め、かつ、このことと相反することなく「利潤の追求」があることの説明を第2実験の基本教授方略としたのである。

※「CSR (Corporate Social Responsibility = 企業の社会的責任)」

「CSR」とは、企業は利益を追求するだけでなく、環境問題や人権問題への対応をはじめさまざまな社会的な責任を果たすべきとする考え方やその取り組みを指す。

第2実験では、ルール等を提示・教授する方略を取った第1実験では改善できなかった学生の経済活動に対する誤認知（社会倫理観に拘泥した経済活動認知）を改善することができたのである。もちろん、第2実験では、事例の複数化も行ったし、「納得・満足度」ルールという新たなルールも登場させた。その意味では、「学習者の誤った知識を適切に位置付ける」方略のみ

がこの認識の改善に効果を持ったとは言い難い。複合的に効果を持ったとも言える。しかし、本研究の目的は、「大学生が、現代資本主義経済の基本ルールとしての『利益の追求』をベースに様々な経済活動を理解できるようになる」ことである。その立場で言えば、第2実験で、その目的は一定以上果たされたと考えている。

3番目の方略（「納得・満足度」ルールという新たなルールを登場させる）は、今回の内容に沿うものであるかもしれないが、第1・2の方略は内容を超えて効果を持つものである。これまでの教授学習心理学の研究成果が、今回も確認されたとも言える。

私たちは、学習者の知識を頭ごなしに否定して正しい知識を教授しても、その知識の修正は難しいのである。学習者の持つ知識に一定の正しさを認め、その上で、事例を複数化し、新しい知識を導入することが重要な教授方略なのである。今後、さらに別の学習内容に関しても、実践され、かつ、その有効性が確かめられていくと信じている。

文 献

- 1) 麻柄啓一・小倉真由美 「お店のもうけ」概念の理解と教授 千葉大学教育実践研究 3 11-23 1996
- 2) 麻柄啓一・進藤聡彦 『社会科領域における学習者の不十分な認識とその修正 教育心理学からのアプローチ』 東北大学出版会 2008
- 3) 麻柄啓一・進藤聡彦 前掲書 (2008)
- 4) 進藤聡彦・麻柄啓一 経済学領域における大学生の不適切な認識とその構造—「商品の価格」と「競争」に関する認識の検討— 山梨大学教育学部研究報告 48 (I) 206-214 1988
- 5) 麻柄啓一・進藤聡彦 経済学領域における大学生の不適切な認識とその発生機序 千葉大学教育学部紀要 45 (I) 21-29 1997
- 6) 麻柄啓一・進藤聡彦 経済に関する不適切なルールとその修正に及ぼす上位ルール提示の効果—「山頂の缶ジュースはなぜ高いのか」その説明原理をめぐって(その1)— 千

- 葉大学教育学部紀要 48 (I) 15-22 2000
- 7) 麻柄啓一・進藤聡彦 前掲書 (2000)
 - 8) 麻柄啓一・進藤聡彦 前掲書 (1997)
 - 9) 進藤聡彦・麻柄啓一 前掲書 (1988)
 - 10) 麻柄啓一 謝った知識の組み替えに関する一研究 教育心理学研究 38 455-461
1990
 - 11) 麻柄啓一 法則学習における「検証」法の効果―帰納・演繹法批判― 教育心理学研究 42 244-252 1994
 - 12) 佐藤康司・斎藤裕 幼児の「動物概念」形成に関する構成法的研究 教育心理学研究 38 287-296 1990
 - 13) 進藤聡彦・麻柄啓一 ルール適用の促進要因としてのルールの方向性と適用練習―経済学の「競争と価格のルール」の教授に関する探索的研究― 教育心理学研究 47 472-480 1999
 - 14) 井上孝夫・栗林雅人・曲谷地咲、他 ホテルのコーヒーはなぜ高いのか―分析視点と授業構成案― 千葉大学教育学部紀要 61 337-344 2013
 - 15) 麻柄啓一 前掲書 (1990)

付 記

本論文は、「大学生の誤った「経済概念」修正援助の試み」〔日本教授学習心理学会第16回年会 2020〕「大学生の『経済概念』獲得援助の試み」〔日本教授学習心理学会第17回年会 2021〕を基に、加筆・作成されたものである。

※「倫理的配慮」承認機関及び倫理審査番号

第1実験

新潟県立大学倫理委員会 倫理審査番号：1916

第2実験

新潟県立大学倫理委員会 倫理審査番号：2014

DV 被害者支援への地域住民のかかわり—市民後見推進との比較から—

大沢理尋^{1*}

国は、地域共生社会の実現を目指すとして地域住民の支え合いを強調している。しかし、市民後見推進がその重要な施策として位置づけられているのに対し、DV被害者支援への一般地域住民のかかわりについては、十分議論されていない。そこで、法令、国の報告書、自治体計画の例、民間支援団体の活動及びDV被害者支援に関する先行研究のそれぞれの文献の記述から、一般地域住民の役割を市民後見推進と比較しながら検討した。検討の結果、DV被害者支援においては、市民後見とは異なり、一般地域住民を啓発及び教育の対象、通報義務を負う者として位置づける一方、住民相互の支え合いとして支援にかかわることには消極的な位置づけをする傾向がみられた。他方、生活再建期において孤立する傾向のあるDV被害者に対し、一般地域住民がボランティアとして支援している事例があった。

これらを受けた結論は、次のとおりである。DV被害の予防の段階では、一般地域住民は、被害防止に関する広報・啓発・教育を受けるとともに、その成果を発信する。被害の発見及び配偶者暴力相談支援センター等へのつなぎの段階では、親族、友人、ご近所等として、被害を通報する。一方、シェルター入所前後の危機介入期の相談支援は、市民後見の対象から虐待案件が除かれているのと同様、一般地域住民は担当しないことが妥当である。被害者の安全が確保された後の生活再建期には、行政及び専門的支援を担当する民間支援団体と連携しつつ、ボランティア等として被害者と交流し支援に関わることが期待される。併せて、行政に対し民間支援団体への助成の充実を求め、寄付により民間支援団体を財政的に支援することも、重要な役割である。以上のかかわりには、啓発・教育→発見・つなぎ→交流・支援→啓発・教育という循環があると考えられる。この点は、市民後見推進に広報・啓発を起点とし終点とする循環が認められることと共通する。

キーワード： DV被害者支援、地域住民、民間支援団体、市民後見、行政責任、専門性

はじめに

政府は、2017年12月12日、子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(以下「厚労省通知」という)を発して以来、地域住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していくとしている。

「市民後見人」とは、利用者の家族以外の第

三者が地域における公益活動として、無報酬またはごく低額の報酬によって成年後見人等に就任するケースである¹⁾。市民後見人の養成、受任調整及び選任後の支援等の市民後見の推進(以下「市民後見推進」という)、地域共生社会実現という目的のもと、住民相互の支え合いの重要な施策として評価されている²⁾。

一方、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という)とは、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のことであるが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 非常勤講師 新潟中央法律事務所

* 責任著者 連絡先：m-osawa@ac.auone-net.jp

利益相反：なし

で使用されることが多い³⁾。この暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力（無視、大声で怒鳴る、ばかにする、脅す）、社会的暴力（交友関係やメール・電話を監視し制限する）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない、支出を細かく監視する、借金をさせる）、子どもを利用した暴力（子どもを危険な目にあわせる、子どもを盾にして脅す）が含まれる⁴⁾。2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という）は、DVのうち、配偶者等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を規定の対象とする。同法制定後被害者の権利擁護及び男女共同参画社会の実現のため、国の施策としてDV防止・被害者支援が進められている。

地域共生社会は、男女共同参画社会でもある。そして、市民後見推進とDV被害者支援は、弱い立場・状況にある住民の権利を擁護する活動であること、ニーズの増加、ニーズが個別的・複合的であること、担い手が不足していることが、いずれも共通する。また、判断能力の低下した高齢者、障がいのある人がDVの被害を受ける可能性があり、支援対象者にも重なり合いがある。しかし、DV被害者の支援に対する地域住民のかかわりについては、十分議論されていない。

そこで、本稿では、DV被害者支援への地域住民のかかわりについて、市民後見推進と比較しつつ検討することを目的とする。

なお、両者の比較のため、本研究の対象とする地域住民は、DV被害者及び加害者、医師、弁護士、ソーシャルワーカー、DV被害者の保護を図るための活動を行う民間団体（以下「民間支援団体」）の専門スタッフ等専門的資格や専門的知識・技能等に基づいた支援（以下「専門的支援」という）に当たる人たちを除いた地域住民（以下「一般地域住民」という）とする。

方法

CiNii Articles 及び国立国会図書館サーチを利用して「DV」「地域住民」をキーワードに検索をした結果、本テーマについて論じた文献は見当たらなかった。

そこで、法令、国の報告書、自治体計画の例、

民間支援団体の活動及びDV被害者支援に関する先行研究のそれぞれの文献の記述から、一般地域住民の役割がどのように理解されているかを検討する。検討にあたっては、適宜市民後見推進との比較を行い、その結果を考察する。

本研究は、公表されている文献や資料を調査対象としており、個人情報を含んでいない。

結果

1. DV防止法及び国の基本方針

DV防止法は、第一章総則第2条で「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」と宣言し、以下、「第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等」、「第二章 配偶者暴力相談支援センター等」、「第三章 被害者の保護」と公的責任に関する規定が続く。一般地域住民については、「国民」として配偶者からの暴力の発見者による通報の努力義務を負う旨の規定（第6条1項）があるのみである。さらに、「第五章 雑則」では、一般地域住民は「国民」として、国及び地方公共団体から配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための教育及び啓発を受ける対象として規定されている（第24条）。他方、「被害者の保護に係る人材の育成」については、地域住民・市民のなかから育成するとは規定されておらず、調査研究の推進及び人材の資質の向上とともに規定されている。さらに、民間支援団体との連携（第3条5項）、国及び地方公共団体の民間支援団体に対する援助（第26条）を定めているが、いずれも努力義務である。

同法第2条の2に基づき国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という）の内容も、同法と同様である。

これに対し、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という）は、同法の目的について「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段

であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定める」(第1条)とする。また、基本理念として、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること」すなわち市民後見推進を明記している(3条2項)。同法12条に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画も、同様に市民後見推進を明記している。

このようなDV防止法と成年後見制度利用促進法との違いからみると、国は、DV被害者の保護・支援については、成年後見制度利用促進と異なり、行政責任を基本として、配偶者暴力相談支援センター、福祉及び司法の関係機関を中心に、専門的支援を手段として被害者の保護・支援にあたる方針であり、一般地域住民の支え合いを推進する立場を採っていないものといえることができる。もっとも、同法は、配偶者暴力相談支援センターと民間支援団体との連携及び民間支援団体に対する援助を予定しており、他方、民間支援団体の活動への一般地域住民の参画を規制する規定を置いていない。したがって、一般地域住民が民間支援団体の活動を通じてDV被害者の支援にかかわることは、各々の民間支援団体の方針に委ねられていると考えられる。

2. 政府の報告書

(1) 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(2017)⁵⁾

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(2017)は、厚労省通知にも引用されており、政府の地域共生社会に関する考え方の根幹となっている。

また、この報告書は、DV被害者の特徴について、「身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者」と規定し、都道府県がその支援体制について、市町村と連携して構築していくことを求めている(p26)。他方、DV被害者の支援について、住民相互の支え合いにより行うとは明記していない。また、地域福祉(支援)計画にお

いて、各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例として、市民後見人の養成や活動支援を挙げる一方、DV被害者の保護及び支援を明示していない。本稿冒頭に挙げた厚労省通知も、この報告書と同様の記載をしている(P28、P30)。

(2) 内閣府男女共同参画局(2019)⁶⁾

本報告書は、学識経験者、行政担当者、民間支援団体の代表らを構成員として、全国の民間シェルターの実態をアンケート及びヒアリング調査に基づき把握し、その結果に基づき、次の通りその現状と課題を整理している。

民間シェルターの特徴として、地域の社会資源を活用しながらその特性を生かした活動を行う「地域性」及び専門的な知見に基づくニーズに対応した支援活動を行う「専門性」が挙げられる(p2)。また、その支援姿勢は、「非暴力」、「エンパワメント」、「当事者主義」、「フェミニズム」であり、啓発、相談、シェルター、同行支援、情報提供、自立支援、回復支援等のほか、外国籍女性や若年女性に対する支援、子ども向けプログラムや母子に対する心理教育、ステップハウス、支援者養成の研修会等、シェルターでの一時保護にとどまらず、独自の方針に沿った特徴ある支援を行っている(p2)。

民間シェルターの課題としては、財政面の不足により新たなスタッフや専門職の人材確保が困難となっており、全国的に支援者が高齢化している(p3-4)。また、相談者の多くが、精神的な問題に起因する悩みを多く抱えている現状であり、DVや性虐待等の被害特性に理解のある心理職等の専門家によるプログラムを受けられる体制整備が必要である(p4)。さらに、行政との連携不足と対等な関係性の確保、民間シェルターの地域的偏在及び支援サービスの自治体間格差、行政の切れ目のない支援の不足、「支配とコントロール」等のDV構造の正しい理解、社会の偏見等を解く必要、リスクアセスメント及び加害者更生プログラムの質の標準化などが、課題としてそれぞれ指摘されている(p4-8)。

支援拡充の方向性としては、民間シェルターの基盤強化と対応力の向上(専門職等によるメンタル面のケア、児童虐待対策との連携、メール・SNSを活用した相談等の取組の試行、ネットワーク強化に向けた研修・シンポジウム開催等

取組の促進)、行政との連携強化、地域間格差の解消、加害者対策に向けた調査研究の実施、官民連携による研修等の実施、関係機関による協議会の活用促進等が挙げられている(p8-11)。

本報告書でも、全体として行政責任による対応、行政と民間支援団体との連携及び支援の専門性が強調されており、一般地域住民の支援への参画を拡充することは明示されていない。

3. 自治体の計画

自治体の計画として、新潟市地域福祉計画及び新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画⁷⁾を取り上げる。

(1) 新潟市地域福祉計画(2021~2026)⁷⁾

新潟市は、地域福祉をより一層推進し、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画を策定した(p2)。同計画は、この基本理念のもと、成年後見制度の推進として、「市民後見人養成研修を実施するとともに、同研修修了者に対するフォローアップ研修を実施し、担い手を育成・支援します」(p52)としている。

同地域福祉計画は、DVを含めた各分野の計画や施策を横断的につなぐことで調和を図り、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する福祉分野の上位計画であるとされる(p6)。

その一方、DV被害者支援に関する具体的な施策は記載せず、新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画に委ねている(p61)。

(2) 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画⁸⁾

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画は、DV防止法第2条の3に基づき、国の基本方針に即して策定される市町村計画である。その基本的方向性は、(1)DVを容認しない社会づくりの推進、(2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実、(3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実、(4)関係機関や民間支援団体との連携の強化である(p50)。個々の取組ごとに男女共同参画課をはじめ関係する

課が明記されている。また、具体的な取組としては、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係づくりについて、中学生からのデートDV防止セミナー等の啓発事業を行う、配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成しより効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知するとしている。また、配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実として、相談従事者の研修を充実させるとする。さらに、DV被害者の保護体制と自立支援の充実として、配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進め、円滑で切れ目のない被害者支援を行うとする。居住支援として、母子生活支援施設への入所や市営住宅への入居が挙げられる。被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関であるこころの健康センター等と連携し支援する。さらに、被害者を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関、保健・福祉関係機関、学校・教育機関と連携を図るとするほか、民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進する。他方、一般地域住民との連携の強化は挙げられていない(p50-58)。

以上のとおり、新潟市の行政計画においても、DV被害者支援は、地域住民相互の支え合いによる地域共生社会の実現とは距離が置かれ、行政の責任と専門性が強調されている。一般地域住民は、支援の担い手ではなく、啓発・教育の対象として位置づけられている。もっとも、民間支援団体の活動に対し、一般地域住民が参画または連携することは否定されておらず、同市がそのような民間支援団体の活動を支援する余地は、否定されていないものといえることができる。

4. 民間支援団体の活動

(1) 全国シェルターネット

「全国女性シェルターネット」は、DVサポートシェルター等を運営する民間支援団体の全国ネットワーク組織である⁹⁾。

全国シェルターネット(2020)¹⁰⁾は、DV被害者支援について、よりよいDV支援を目指すための制度の内容・運用の両面にわたる改善を提言する。その構成は、次のとおり最初に相談受

付段階、一時保護関連、中長期支援・回復支援という支援の流れに即した提言を述べ、その後自治体における安全な行政手続、保護命令の申立関連、DV防止法関連、離婚手続関連、加害者処罰と処遇、警察の改善と続くものである。

相談受付段階では、暴力の被害者は誰でも相談できて支援を受けられる体制として、「精神疾患を抱える方や認知症の方など、特別な対応が必要な人も、相談や保護を拒否するのではなく、相談員に専門性のある人を配置し、対応できる機関・施設などを用意していくべき」として、「相談や緊急介入する専門支援員の職務内容が明確である。専門性をもった相談支援員が配置されている。(官民の相談支援員を専門職として身分保障)」ことを提言する。また、自治体に対し法律相談や心理カウンセリング医療などへのつなぎをすること、各行政の担当者の共通理解の推進、間をつなぐソーシャルワーカーを配置すること、DV・性暴力・虐待等の相談支援に関わる専門職員の資格認定ガイドラインを策定し、職員の養成・研修を強化拡充すること、DVセンター、支援施設、児童相談所、福祉事務所、医療機関、警察等、相談支援に関わる職員の研修を義務づけることなどを提言している。

次に、一時保護関連の改善提言がつづく。

さらに、中長期支援・回復支援としては、長期期の支援を明確に位置づけ、安全、安心の観点から現行の手続・様式の点検や見直が進められ、安全に安心して避難後の生活再建が図れることを目指している。具体的には、母子生活支援施設や婦人保護施設への入所手続の容易化、公営住宅への速やかな入居、民間住宅入居に対する公的助成、児童手当や児童扶養手当等の制度内容と運用の改善、保育料の算定、住民基本台帳の閲覧制限及び秘匿の支援措置、民間団体への財政支援などについて、国と自治体に対し改善を求めている。

提言の内容は、全体を通じ、行政の責任と支援の専門性を強調するものとなっている。市民後見推進のように、一般地域住民がDV被害者支援に参画し、国と自治体がこのような一般地域住民の活動を支援すべきである旨の提言はない。

(2) 新潟市で活動する民間支援団体の取組

新潟市で活動する民間支援団体として、いず

れもNPO法人である女のスペース・にいがたとウイメンズサポートセンターにいがたがある。各々のホームページ及びチラシによると、2つの団体の取組は、それぞれ次のとおりである。

ア.女のスペース・にいがた¹¹⁾

女のスペース・にいがたの運営スタッフは、30代から80代の女性約30名で構成されている。新潟で「女性の問題」を学習し活動してきた仲間であり、主婦、会社員、公務員、教員、看護師、保健師、カウンセラー、保育士など職種はさまざまである。

活動内容は、①女性の抱える問題の電話・面接による相談(相談無料)、②相談者の要請による同行、出張訪問、③女性のためのシェルター、ステップハウスの運営、④講演会、講座、座談会などの企画、運営、⑤女性問題に関する自助・自主グループのサポート、⑥講師派遣、その他である。

同団体の定款によると、会員には正会員(新潟県に在住する女性で、本会の目的に賛同して入会した者)と賛助会員(新潟県外に在住する女性や県内外の団体・男性で、本会の目的に賛同して入会した者)とがあり、スタッフ(運営スタッフ及び監査スタッフ)は、総会で正会員のうちから無記名投票により選ばれる。

スタッフは、運営プロジェクトと事業プロジェクトそれぞれに各1プロジェクトに参画し、活動を行う。運営プロジェクトによる事業には、1.相談・支援、2.シェルター・ステップハウス、3.情報プロジェクト、4.デートDV防止プロジェクト、5.事務局がある。1.相談・支援の内容としては、次の①～⑤の活動が挙げられている。

①電話や来所面談による相談に応じる。

②相談内容によっては、相談者の了解と要望のもと、警察・新潟県配偶者暴力防止支援センター・新潟市配偶者暴力相談支援センターとの連携、保護命令申し立てのサポート、法テラスの紹介等と多方面の関係機関との連携を行なう。

③問題の整理や情報の提供をはじめ、解決のための道筋を相談者と一緒に考え相談者が自らの力を発揮し解決するためのサポートを行う。

④スタッフ間のスムーズな情報の共有を図るとともに、個人情報保護を厳密に管理する。

⑤自助グループと連携し相談者へ紹介する。

また、2. シェルター・ステップハウスの活動内容は、次の①～⑤である。

①相談者の身の安全確保を第一に考え、必要に応じて新潟県配偶者暴力防止支援センターとの連携をする。

②シェルター・ステップハウス利用者の自立と回復へのサポート

③ケース検討会(適宜)

④シェルター・ステップハウスの維持・管理

⑤全国シェルターシンポジウムへの参加

さらに、注目される活動が、新潟市補助事業として実施している相談スタッフ養成講座である¹²⁾。同講座は、「女性の立場を理解して話を聴く人、相談にのる人・・・あなたも、そのひとりになっていただけませんか」「対象：女性への相談支援に関心があり、活動できる女性の方」として、一般地域住民からも相談スタッフとなる人材を募集している。

養成講座のプログラムは、次のとおりであり、②以下の講師は、同団体のスタッフが務める。

①基調講演：公開講座 DV被害者の心理を学び、支援のあり方を考える」（講師 中島幸子 NPO法人レジリエンス代表）

②オリエンテーション・女のスペース・にいがたの始まり・女のスペース・にいがたの活動内容

③DVとジェンダー・DVがなぜ起きるのか？・ジェンダーバイアスについて・デートDV防止セミナーについて

④DV防止法と社会資源・DV防止法の内容と課題・どんな社会資源があるか、相談事例を通して学ぶ

⑤エンパワメントと傾聴・もともとあった力を取り戻す・「尋く」「聞く」「聴く」の違いは？・共感と同感の違い

一般地域住民から受講者を公募する養成講座により支援者を養成する手法は、市民後見人の養成と共通している。例えば、大阪市(2021)¹³⁾のとおり、同市は、「成年後見制度の普及に伴い、弁護士などの専門職後見人だけでは後見人が不足する事態が予測されるなか、新たな成年後見人・地域福祉の担い手として、一定の知識等を身に付けた一般市民が後見人として活動する「市民後見人」の養成を進めています」として、市民後見人養成講座(基礎講習、実務講習、施設実習)

を実施している(p11)。

ただし、大阪市の場合、市民後見人が担う後見活動とは、複雑な法律関係や紛争が絡まない事案において、「生活を守る」、「年金等の限られた収入を被後見人のためにどのように使っていくかを考え執行する」などの身上監護中心の後見活動を、社会貢献的な活動として行うものである(p10)とされ、障がい者、高齢者の虐待事案に係る候補者の検討においては、養護者等(虐待者)との対峙や紛争の可能性を鑑み、弁護士による受任が適当である(p14)としている。

女のスペース・にいがたの目的は、「女性の基本的人権と基本的自由を侵害するあらゆる暴力の根絶を目ざし、女性の自立に向けた相談及び支援活動を行うとともに、社会の根底にある女性差別の根本的解消を図り、男女平等社会の形成に寄与する」ことである(定款第3条)。この目的が地域共生社会の実現を女性の立場からめざすものであるとすれば、ここまで述べた活動の趣旨を理解することができる。

イ.ウイメンズサポートセンターにいがた¹⁴⁾

ウイメンズサポートセンターにいがたでは、女性相談で10年以上のキャリアをもつ専門相談員が支援を担当している。

主な相談・支援活動は、次のとおりである。

①相談・支援(電話・来所・出張)

②「女性シェルター」の運営と自立に向けての支援活動：自立に向けた相談支援を、相談者のニーズに応じて、専任の相談員が多面的・長期的に行っている。

③「司法支援」「法廷ワーカー支援」：女性問題や法律・心理・社会資源などに関する知識を備えた専門の相談員が、県内外の弁護士や関係機関・団体等の協力を得ながら、法的手続をする前から、事件終結後の問題も含め、総合的・多面的に相談支援活動を行う。

④在日外国籍女性に対する相談・支援活動

⑤フェミニスト・カウンセリング:10数年前から、新潟で初めて、ジェンダーの観点からカウンセリングに取り組んでいるカウンセラーが対応する。

⑥学習会・講演会等の開催や、講師・トレーナー等の派遣

⑦社会啓発活動や広報誌等の発行、その他

以上のとおり、同団体の支援は、専門的な知識及び経験が豊富な専門スタッフが担っており、一般地域住民は支援に関わっていない。

5. 先行研究

(1) 高畑 (1996) ¹⁵⁾

高畑（東京都精神神経学総合研究所）は、自らが支援に関わった事例の検討を踏まえ、フェミニストセラピーを支援の中心に位置づける。そして、フェミニストセラピーの3つの戦略として、DVを家父長制社会構造が生み出す暴力として認識すること、DVの被害者をエンパワーメントすること、様々な情報や機関とのネットワークで安全感を得てゆくことを提示する（p46）。また、シェルター運動をコミュニティに展開する青写真の骨子として、DVから避難できる安全な場所をコミュニティに確保する、シェルター内外で個人療法および集団療法としてのフェミニストセラピーを提供する、女性たちの自立的な生活に向けて様々な社会資源の開発と提供を行う、DVの被害者を裁判で支援してゆく運動が必要であると述べるとともに、サバイバーやボランティアやスタッフ（シェルターおよび関係機関の職員）の研修を企画する、コミュニティで積極的に広報と教育活動を行う、としている（p50-51）。

高畑は、フェミニストセラピーによる専門的支援をDV被害者支援の中心として位置づける。その上で、サバイバーやボランティアにも支援者の役割を期待し、それ以外の一般地域住民は広報と教育の受け手として位置づけている。

(2) 小松 (2007) ¹⁶⁾

小松は、メンタルヘルスクリニックで医療ソーシャルワーカーとしてDV被害者を支援するうえで、支援のネットワークにつないでいくために果たすソーシャルワーカーの役割は大きいと考えられるとする（p53）。

その上で、東京女子医大付属女性生涯健康センターにおける女性患者を対象とした事例調査の結果に基づき、次のとおり述べた上で、DV被害者の特徴を図1のとおり整理している。

DVの影響は、けがなどによって直接身体に影響を及ぼすだけでなく、暴力のコントロールを受け続けたことによって、抑うつ症状・適応障

害・解離・健忘などのPTSDに陥り、医療が必要な状況となっている。このような症状は一時的に終わるものではなく、遷延化していることが多い（p55）。女性センターに来ることが唯一の外出や息抜きとなっていることもある。新しい生活が始まって近所の人との会話、子供の保育園のお母さんとの会話、何気ない会話でもこれ以上は話せないという範囲を常に持っている（p56）。そのため、支援者の対応を含む二次的人権侵害のおそれがある（p56-57）。

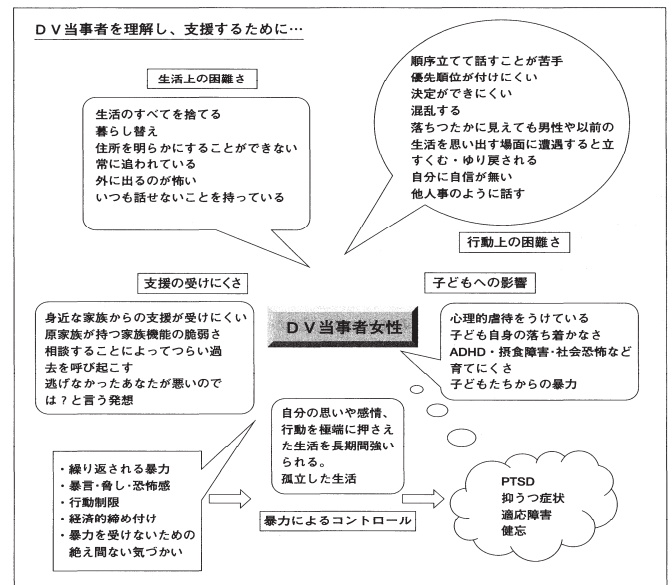


図1 .DV当事者を理解し、支援するために…(小松2007p58図2)

小松の整理したDV被害者の特徴からすると、医学やソーシャルワークの専門的知識や経験のない一般地域住民はこれらの知識等に基づく専門的支援と離れてDV被害者の支援に関わることが適切ではないとの結論になるものと考えられる。

(3) 葛西・上野(2013)¹⁷⁾

葛西・上野は、民間シェルターを運営するNPO法人の支援を受けたことのある人15名のヒアリング調査の結果に基づき、被害者の多くは貧困問題、暴力の後遺症による精神問題を抱えながらも、人的ネットワークを喪失し、地域から孤立する傾向が高いとする。また、被害者のアフターケアを実施する団体へのアンケート調査及びヒアリング調査に基づき、多くの民間団体が経済的な保障がない中で被害者のアフターケアを実施している実態があるとする。さらに、被害者へのアフターケア構築の可能性として、県独自で被害者のアフターケアを展開する長崎県

の事例及び障害者総合支援法の枠組みを使った被害者のアフターフォローの実践について紹介している (p35-45)。

一般地域住民の支援に対する関わりと関係する事例の記述は、次のとおりである。

ア. NPO団体Aの取り組み

退所者への相談支援や生活支援、退所者支援に関わる公的助成はなく、支援に関わる費用は団体の持ち出しとなる。このため、退所者支援には無償ボランティアのマンパワーが欠かせない。法律相談に協力している弁護士や司法書士も無償ボランティアである。社会福祉士・保健師・保育士・教師・看護師・臨床心理士など専門性を備えたボランティアも多い (p40)。

イ. 長崎県におけるステップハウス

ステップハウスで提供されるケアは、家事や育児支援全般、相談支援、見守り、面談を伴う家庭訪問や住宅確保援助など自立に向けての支援である。入所期間は1年間とされているが、退去後も引き続き支援を行うこともできる (p41)。

自分の悩み等を吐き出せる居場所へのニーズは高い。NPO法人Dでは、民間借家の1室を借上げ、お茶を飲み自由に語らう「サロン」、ファシリテーターがついた自助グループ「語る会」更には、ヨガ (定期的) やメイク、アロマ等の講座を開催している。代表は、当事者の段階やニーズに併せて、多様な支援があることのメリットは非常に大きいと語っている (p42)。

このように、地域社会から孤立しがちなDV被害者のアフターケアには、被害者支援の専門的知識・経験を有する専門職のみならず、多様なボランティア活動を担う一般地域住民が参加しており、その参加は、肯定的に評価されている。

考察

1. DV 被害者支援の特徴

結果で述べたことを踏まえ、DV 被害者支援の特徴は、次の(1)~(4)のとおりである。

(1) 秘密保持の重要性

DV 被害者の支援に当たっては、安全確保が第一である。安全確保のためには、被害者や支援者の情報が加害者に漏れることのないよう秘密保持が不可欠である。住民基本台帳の閲覧制限及び秘匿の支援措置などが設けられているのは、

そのためである。全国シェルターネットのホームページでは、加盟団体の各民間シェルターの団体名や連絡先一覧について活動の安全を守るため公開していない¹⁸⁾ ことも、同様である。

行政職員及び専門職は守秘義務を負う (地方公務員法 34 条、社会福祉士及び介護福祉士法 46 条等) が、一般地域住民は守秘義務を負わない。実際多くの一般地域住民が、様々な媒体を利用して様々な情報を発信している。

したがって、DV 被害者の支援に一般地域住民が参加する場合、加害者のもとから避難・転居した被害者の現在の住所、シェルターの所在地、支援に当たっての安全確保のノウハウなどが、一般地域住民を通じ、加害者にもれるおそれがある。その結果、加害者の被害者に対する追跡及び攻撃につながり、被害者及び支援者の安全を確保することが困難になりかねない。

(2) DV の被害者への影響と二次的人権侵害

小松が述べているとおり、被害者は、暴力のコントロールを受け続けたことによって、抑うつ症状・適応障害・解離・健忘などの PTSD に陥り、医療が必要な状態が遷延化していることが多い。この点について、女のスペース・にいがたの相談スタッフ養成講座の基調講演：公開講座の講師であり、アメリカ在任中に DV の被害を受け避難し、帰国後に被害者支援の活動を開始した中島幸子 (DV 対応コンサルタント) が、自らの体験を公表している。中島は、実際には性的被害を受けていたのに受けていないと思っており7年後にその記憶がふいに蘇ってきた、また、加害者がバッグを奪おうとして引っ張った記憶が何年も経ってからフラッシュバックし、人にふいにバッグに手をかけられたときにひどいパニックに襲われたことがあると述べている¹⁹⁾。

支援者は、このような DV の長期にわたる深刻な影響を十分考慮した上で対応しないと、被害者が二次的人権侵害を受けるおそれがある。

DV の被害者への支援は、このような医学的、心理学的知見を前提として、カウンセリング及びソーシャルワークの技能と経験に基づき、万が一にも二次的人権侵害を引き起こさないような万全の配慮が求められる。

(3) 専門的支援の必要性

これまでに述べたとおり、DV被害者の支援は、エンパワメント、フェミニズムなどの支援姿勢のもとで、カウンセリング、ソーシャルワーク、医学、法律、福祉等の多面的な専門知識と経験が必要であり、かつ、地域の社会資源をよく知り、ネットワークにつなぐ能力が求められる。特に、ソーシャルワークの能力は重要である。前述の中島も、帰国後再度渡米しソーシャルワークの博士号取得後、DV被害者支援グループ「レジリエンス」を立ち上げている。博士号取得の動機について、中島は、「自分の体験からだけではなく、客観的な裏付けというか、総合的な知識をもって違う視点から取り組んでいる、少なくともその努力をしたという証明が欲しかったから」と述べている²⁰⁾。

DV被害は、人権侵害としての深刻性、多面性及び長期性から、総合的・多面的な専門的知識、経験、能力に基づく専門的支援が必要である。

(4) 行政権限行使及び関係機関連携の必要性

既述のとおり、DV被害者支援は、被害の深刻性、多面性及び長期性から、配偶者暴力防止支援センターの活動や一時保護などの行政権限の行使及び行政、医療、福祉、司法等の関係機関と民間支援団体との連携が重要である。

2. 人権侵害の重大性と行政責任及び支援の専門性の関係

1. で述べたことから、DV被害者支援においては、行政の責任と専門的知識、経験及び能力を有する支援者による専門的支援が重要である。このことは、DVが重大な人権侵害であることに起因する。人権侵害の重大性が高い分野では、行政の責任と専門的支援が重要である。

ここで、市民後見との関係を振り返ると、大阪市の取組において、市民後見人が担う後見活動とは、複雑な法律関係や紛争が絡まない事案における社会貢献活動として位置づけられていた。また、障がい者、高齢者虐待事案に係る候補者の検討においては、養護者等(虐待者)との対峙や紛争の可能性を鑑み、弁護士による受任が適当であるとされていた。その理由も、人権侵害の重大性が高い分野では、行政の責任と専門的支援が重要であるからである。

この点に関連して、2021年7月30日に公表された「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」²¹⁾は、基本的な考え方として、「次期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする」とした(p2)。これに対し、日本社会福祉士会は、以下の2点の意見を述べている^{22) 23)}。

①これまで多くの専門職が担ってきた重篤な権利侵害からの回復が求められるレスキュー型権利擁護支援についての明示と、そのことが互助の支え合いと置き換えられることのないようにすること。

②①で述べた重篤な権利侵害からの回復が求められる「レスキュー型権利擁護支援」や、報酬負担できないために成年後見制度の利用につながらない「無報酬事案」に対応するために、「公的後見」の枠組みの検討を開始する必要があること。

「レスキュー型権利擁護支援」には専門的支援の必要性及び公的責任による権利擁護の必要性が高く互助の支え合いに置き換えることができないことは、DV被害者支援のなかでも、特に被害者の安全の確保が非常に強く求められる点で、一時保護の前後を中心とする危機介入の支援に最もよく妥当するものである。

以上のとおり、権利擁護支援活動には、人権侵害の重大性が高いほど行政責任と専門的支援による対応が必要であるという相関関係が認められる。この観点からみた市民後見とDV被害者支援の位置づけは、下図のとおりである。

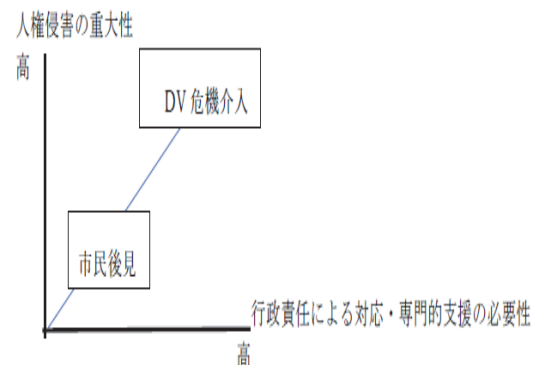


図2. 人権侵害の重大性と行政責任・専門職による支援の必要性の関係（筆者作成）

3. DV 被害者支援への地域住民のかかわり

(1) 時期・段階に応じたかかわりの必要性

それでは、一般地域住民は、DV 被害者支援にかかわる余地はないであろうか。

DV の人権侵害性は極めて重大である。DV の基本構造は「支配とコントロール」である。そのため、被害者が一時保護から生活再建に移行したとしても、加害者からの追跡・攻撃のおそれ皆無になるとまで言い切れないことも多い。また、被害者には、医療が必要な状態が遷延化していることも多く、ふいにフラッシュバックに襲われることもある。以上から、生活再建期においても、専門的支援は重要である。

一方、葛西・上野の述べたとおり、人的ネットワークを喪失し、地域から孤立している DV 被害者のアフターケアには、被害者支援の専門的知識・経験を有する専門職のみならず、多様なボランティア活動を担う一般地域住民の参加が必要である。また、DV 被害者に対する支援は、子ども、ひとり親家庭の支援としても位置づけられ、子ども食堂・学習支援などへの一般地域住民の参画は、交流の意味も含めて重要である。他方、被害者の安全確保の手段としては、被害者に地域から孤立することを強いるのではなく、危険度判定に基づく加害者更生プログラムを含む加害者対応が必要である²⁴⁾。

また、一般地域住民に対する啓発・教育は、DV の防止とともに、被害者の情報を秘匿することの重要性を認識し、また、DV 被害者に対する偏見を解消するため、重要な意義がある。さらに、一般地域住民が DV について正しく理解することは、親族、友人、ご近所等として、被害の早期発見と配偶者暴力防止支援センター等へのつながりにつながる。これらに加え、一般地域住民が十分な啓発と教育の提供を受けることは、DV 被害の特性に配慮しつつボランティア等として DV 被害者のアフターケアにかかわるためにも重要である。

民間支援団体に対する財政支援の面からも、啓発・教育→発見・つながり→交流・支援と、一般地域住民の DV 被害者支援へのかかわりが進むにつれ、その声を反映して自治体による助成も充実し、また、一般地域住民から寄付を得ることも容易になる。民間支援団体の財政は厳し

く、この点は重要である。

さらに、一般地域住民が自らの受けた広報・教育の成果を様々な媒体を通じ他の一般地域住民に発信することで、さらなる広報・啓発につながる事が期待できる。このようなことから、学校等で子ども、若年者に対する教育を行うと同時に、一般地域住民を対象とした講座・研修等も重要である。

以上のとおり、DV 被害者の支援においては、DV 被害の予防、発見・つながり及び生活再建という観点から、各々の時期・段階に応じた一般地域住民のかかわりが必要であると考えられる。

(2) 危機介入期の支援に対するかかわり

問題は、シェルター入所前後の危機介入期における一般地域住民のかかわりである。

この点については、筆者の調査した限り、国、自治体、民間支援団体及び先行研究とも共通して消極的な傾向がみられる。その理由は、2.で述べたとおり、危機介入期には人権侵害の重大性が極めて高く、行政責任による保護及び専門的支援の必要性が高いためであると考えられる。

この考えをさらに進めると、危機介入期における支援活動を担う官民の支援者には、国による養成課程の制度化と国家資格化が必要であるという考えがありうる。現に、児童虐待の増加と深刻化を受け、国は、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の国家資格の創設を決定している²⁵⁾。このような方針を採る場合、現に危機介入において専門的支援をしている民間支援団体のスタッフの活動を中断させない措置が必要となる。

以上とは異なり、女のスペース・にいがたは、一般地域住民が民間支援団体の相談・支援スタッフとして養成を受け、支援の経験を積むことで、危機介入期の支援をも担当することができるとして、前述の会員の互選により選出されたスタッフによる危機介入の支援と相談スタッフ養成講座の取組をすすめている。

この問題を検討するにあたっては、少なくとも次の3点の検討が必要であると考えられる。

第1に、専門的知識・経験・能力を有し、危機介入期の支援の実績を有する民間支援団体のスタッフも、以前はすべて一般地域住民であったことである。そうであるならば一般地域住

民から危機介入期の支援を担当するスタッフを養成することを一律に排除すべきではないという発想はあり得る。

第2に、民間支援団体のスタッフの高齢化と人材不足に対する対応の必要性である。市民後見推進は、少子高齢化に伴う成年後見人の担い手不足の対策でもあることが想起される。

第3に、専門的支援を行う者は、当事者にとって一種の権力者であり、支援が上下関係や支配になる危険性がある。特に、重大な人権侵害を受けた被害者の保護・救済というかかわりは、被害者が支援者を頼るしかないだけに、上下関係や支配になりやすいと考えられる。DVの本質は加害者による被害者に対する支配であることを考えると、地域共生社会の実現としていわれているように、支える側と支えられる側という構造を固定するのではなく、住民が自らの有している知識・経験・能力や住民感覚を活かして支える側として活動するという市民後見推進と同様の考え方が、DV被害に対する危機介入期の支援にも妥当するとの見解もありうる。

第1～第3で述べたことから、市民後見推進と同様に、次のア.～ウ.の要件をいずれも満たすならば、危機介入の支援の担当を含む相談・支援スタッフを一般地域住民から養成することができるという考えもありうる。

ア. 養成プログラムの内容及び修了の認定並びにスタッフへの就任の可否の判定がいずれも適正であること

イ. 支援スタッフへの就任後個々の事案とスタッフの特性を踏まえたマッチングが適正になされること

ウ. 支援活動に対する適切なスーパーバイズ、必要な場合の担当者の変更などが適正になされること

市民後見についてみると、厚生労働省が市民後見人養成のための基本カリキュラムを定めている²⁶⁾。全国各地の自治体や自治体から委託を受けた民間団体は、このカリキュラムに従って市民後見人養成研修を実施した上、修了認定及び成年後見人等の候補者名簿に登録を希望する人について審査を行い、登録の可否を決定する。その上で、個々の事案に適した候補者を家庭裁判所に推薦し(受任調整・マッチング)、

成年後見人として選任された後の活動の支援をそれぞれ実施している²⁷⁾。このような方法を、DV被害者支援の民間支援団体の担当者の養成及び養成後の活動の支援に対しても取り入れることが考えられる。

しかしながら、この考え方に対しては、次の(ア)～(ウ)の反論がありうる。

(ア) DV被害者支援については、市民後見人養成のための基本カリキュラムのような標準となるプログラムが、国により作成されていない。民間支援団体の実施する養成過程が適正であるか否かは、当該団体の判断に委ねられており、内容の適正を保障する仕組みがない。

(イ) 民間支援団体のスタッフの高齢化と人材不足に対する対応は、民間支援団体に対する公的助成を充実させ、民間支援団体がDV被害者支援の基本姿勢を共有することのできるソーシャルワーカー等の専門職を、専従スタッフとして雇用できるようにすることにより実現すべきである。その場合、既存の資格(臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師等)の活用も必要であり、これらの専門的知識、経験及び能力を有している住民は、一般地域住民とは区別される。北仲²⁸⁾は、「世界のDV等の被害者支援の常識」として、①この仕事は、フェミニストでないといけない、②信頼できる支援者は、社会を変えることを目指している団体、③かつ、プロフェッショナルであること、④公的な財政支援に支えられ、すべての被害者に十分な支援が届けられること、⑤国によっては、(民間支援団体の支援職は)人気の就職先であると述べている。これは、上記に近い考え方である。

(ウ) ソーシャルワークにおいて支援者の当事者に対する権力者・権威者としての支配の危険があることは事実である^{29) 30) 31)}。しかし、これに対する対策は、自らの権力性に対する自己覚知と自己制御であると考えられる。この点について、中島(2014)は、受容・共感・傾聴を意図的に行う必要があるとする³²⁾。また、高城(2018)は、ソーシャルワークは専門知の使用や蓄積をめぐって、いかにクライアントの物語に真摯に耳を傾け、専門知の硬直を常態化させないよう、常に専門知の使用が適切なのかを検証し、ソーシャルワークの知的基盤を点検する

作業が重要であるとしている³³⁾。

なお、中島及び高城の指摘するとおり、支援の権力性の問題が生ずる原因は、支援者と当事者間の力の不均衡によるものである^{34) 35)}。DV被害者は心身が傷つき、生活に困窮し、社会的つながりを失い孤立しているなど、極めて弱い状況にある。したがって、一般地域住民が支援者になる場合も、「支援」が「支配」に変わる³⁶⁾危険性が十分にある。したがって、自己覚知、受容・共感・傾聴を意図的に行う必要性は、支援者の属性にかかわらず必要である。自己覚知、受容・共感・傾聴は、ソーシャルワークの基本であるが、これが良くできるようになるためには、専門的知識・経験に加え、不断的努力と検証が必要である。一般地域住民が研修を受けることにより、誰もが自己覚知、受容・共感・傾聴の継続的な実践が可能となる保障はない。

以上から、シェルター入所前後の危機介入期における相談支援について、一般地域住民が研修を受けることによりこれを担当することには、賛成することができない。

なお、DV被害者の安全がいったん確保された後の生活再建期においても、加害者の追跡、接触や被害者のフラッシュバックなどにより、危機介入が必要となることがありうる。この場合に備え、生活再建期において一般地域住民がボランティア等として被害者と交流し支援に関わるとしても、行政及び専門的支援を担当する民間支援団体の担当者と相互に協力・連携し、その活動に対し助言や支援を受ける必要がある。このことは、市民後見において、市民後見人が権利擁護支援センター等を通じ弁護士、社会福祉士等の支援を受け、関係機関との連携・協働により後見活動を行うことと共通している。

(3) まとめ

(1)(2)で述べたことから、DV被害者支援への一般地域住民のかかわりについては、下図のとおり、啓発、教育を起点として、啓発、教育→発見・つなぎ→交流・支援→啓発、教育という循環があると考えられる。

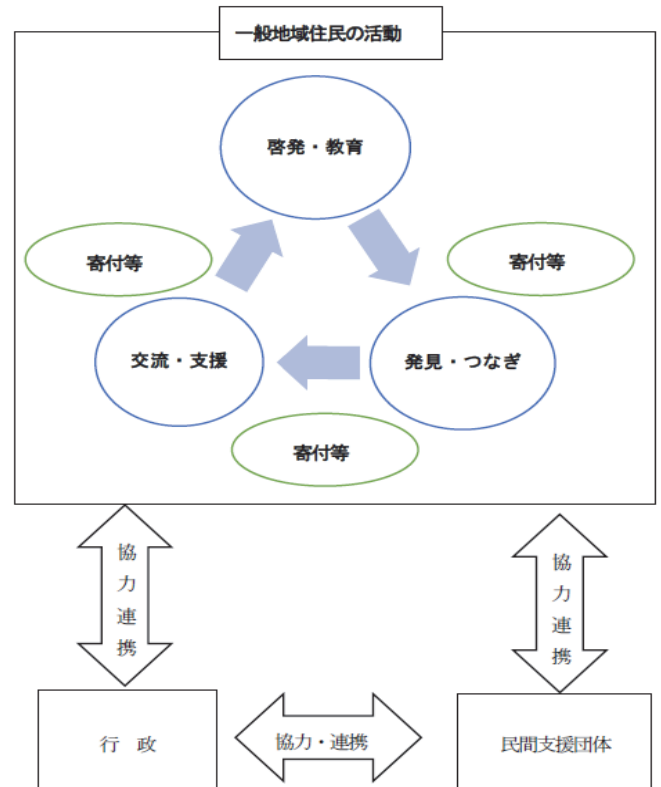


図3. DV被害者支援への一般地域住民のかかわり(筆者作成)

なお、このような一般地域住民の啓発を起点及び終点とする循環は、市民後見推進の実践においても確認されている。下図は、大阪市における市民後見推進にみられる循環関係を示したものであるが、図3.と同様循環が認められる。

一般地域住民が権利擁護支援活動を実践するにあたり同様の循環がみられるということも、一般地域住民によるDV被害者支援の市民後見推進と共通する特徴である。

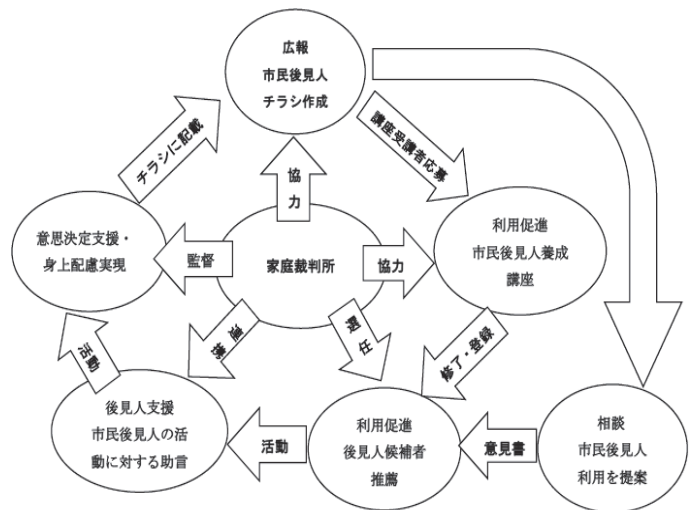


図 4. 大阪市成年後見支援センターにおける家裁の連携による4機能の相互波及・循環(筆者作成)³⁷⁾

結語

結果と考察を踏まえた本稿の結論を支援の流れに即して示すと、次のとおりである。

DV被害の予防の段階においては、一般地域住民は、DV被害防止に関する広報・啓発・教育を受けるとともに、その成果を可能な方法で発信する役割を担うことができる。

DV被害の発見及び配偶者暴力相談支援センターへのつなぎの段階では、DV被害防止に関する広報・啓発・教育を受けた一般地域住民は親族、友人、ご近所等として、配偶者暴力相談支援センター等に通報する役割を担う。

以上に対し、一般地域住民は、シェルター入所前後の危機介入期におけるDV被害者に対する相談支援を担当しない。

被害者の安全が確保された後の生活再建期においては、啓発・教育を受けた一般地域住民は、行政及び専門的支援を行なう民間支援団体の担当者と連携しつつ、ボランティア等として被害者と交流し支援に関わることが期待される。

また、一般地域住民の重要な役割として、行政に対し民間支援団体への助成の充実を求めるとともに、自ら寄付を行うことで、民間支援団体の活動を支援することが期待される。

一般地域住民のDV被害者支援へのかかわりには、啓発・教育→発見・つなぎ→交流・支援→啓発・教育という循環があると考えられる。この点は、市民後見推進に広報・啓発を起点とし終点とする循環が認められることと共通する。

以上の結論は、文献研究に基づくものである。したがって、今後、一般地域住民のDV被害者支援への実際のかかわりの内容と課題について、一般地域住民、行政担当者、民間支援団体及びDV被害者などに対するインタビュー調査等による検証が必要である。

文献

- 1) 上山泰. 専門職後見人と身上監護 [第3版]. 民事法研究会. 2015.
- 2) 大沢理尋. 市民後見推進の地域共生社会実現における位置づけと応用可能性. 実践成年後見 2021; 92: 78-86.
- 3) 中島聡美. ドメスティック・バイオレンス /

- DV (どめすていっく・ばいおれんす). 厚生労働省e-ヘルスネット_www.e-healthnet.mhlw.go.jp (参照2021.11.20) .
- 4) 新潟市配偶者暴力相談支援センター. DV 配偶者・恋人からの暴力 がまんしないで あなたをまもる法律・制度があります.
- 5) 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会. 地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～. 2017. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf6> (参照 2021.11.2) .
- 6) 内閣府男女共同参画局. 「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書. 2019. <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryo/pdf/honbun.pdf> (参照 2021.11.20) .
- 7) 新潟市. 新潟市地域福祉計画 (2021～2026) . 2021. <https://www.city.niigata.lg.jp/iryoku/kenfuku/chiiki/tiikifukusikeikaku.files/keikaku.pdf> (参照 2021.11.20) .
- 8) 新潟市. 第4次新潟市男女共同参画行動計画、第4章新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画. 2021. <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/danjo4zikeikaku.html> (参照 2021.11.20)
- 9) NPO 法人全国女性シェルターネットワーク. シェルターネットワークとは. <https://nwsnet.or.jp/ja/about-shelter-net-jpjp/whasshelter-net.html> (参照 2021.11.20) .
- 10) NPO 法人 全国女性シェルターネットワーク. 私たちが目指す「女性に対する暴力 被害者支援」(特にDV編). 2020年. <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/danjo4zikeikaku.html> (参照 2021.11.20) .
- 11) 特定営利法人女のスペース・にいがた. 当組織について. https://os-niigata.com/?page_id=85 (参照 2021.11.20) .
- 12) 特定営利法人女のスペース・にいがた. NPO 法人 女のスペース・にいがた 相談スタッフ養成講座 <https://os-niigata.com/wp-content/uploads/2021/09/2021sutahhuyousei.pdf> (参照 2021.11.20) .

- 13) 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援グループ).大阪市における権利擁護支援の取組について.2021:11.<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000776692.pdf>(参照2021.11.20).
- 14) 特定非営利法人ウイメンズサポートセンターにいがた.ひとりでなやまないで ウイメンズサポートセンターにご相談ください.2021.
- 15) 高島克子.ドメスティック・バイオレンスに対するフェミニストセラピーからのとりくみ.コミュニティ心理学研究.1996.Vol.II.No.1:42-52.
- 16) 小松美智子.ドメスティックバイオレンス当事者女性へのソーシャルワーク支援についてーメンタルヘルスクリニックでのかわりを通してー.武蔵野大学現代社会学部紀要8 2007:49-61.
- 17) 葛西 リサ、上野 勝代.地域生活者としてのDV被害者の孤立と支援方策に関する研究ー機能としての住宅支援からソフトを組み込んだ住まいの支援へー.住総研 研究論文集No.40 2013 年版 2013:35-46.
- 18) NPO 法人 全国女性シェルターネット.被害の相談先情報.<https://nwsnet.or.jp/ja/allcategories-ja-jp/114-sienoyakudachi.html>(参照 2021.11.20).
- 19) アディクションと家族編集室.この人とネットワーク 逆境をくぐりぬけ、自分らしく星のように、輝く力をDV体験者はもっている.アディクションと家族、22(2).2005 103-108:103-104.
- 20) アディクションと家族編集室.前掲19):106.
- 21) 成年後見制度利用促進専門家会議.次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000815811.pdf>(参照 2021.11.20).
- 22) 公益社団法人 日本社会福祉士会 理事 星野美子.次期成年後見制度利用促進基本計画の中長期的課題に関する意見 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000821335.pdf>(参照 2021.11.20).
- 23) 日本社会福祉士会 理事 星野美子(成年後見制度利用促進専門家会議委員).地域における権利擁護支援の体制整備に応える社会福祉士 - 次期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて - .公益社団法人日本社会福祉士会 NEWS NO.202 2021年:12-13.
- 24) 内閣府男女共同参画局. 前掲6):8
- 25) 厚生労働省.子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000732415.pdf>(参照 2021.11.21).
- 26) 厚生労働省. 市民後見人養成のための基本カリキュラム. https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken_torikumi02.pdf(参照 2021.11.21).
- 27) 大沢理尋.成年後見制度利用促進における市民後見推進の総合的研究.2020 <https://www.n-fukushi.ac.jp/gs/divisions/dc/degree/docs/paper/no81.pdf>(参照 2021.11.21):50-51(伊賀市)、62-63(芦屋市)、68-69(浅口市)、81-83(大阪市)、92(志木市)、102-103(尾張東部圏域)、129(新潟市)、133-135(佐渡市)、140-141(阿賀町)の各事例を紹介している。
- 28) NPO 法人 全国女性シェルターネット 北仲千里. DV 支援・民間シェルター 2021 <https://nrwwu.com/main/wp-content/uploads/2021/03/ffc9a18c6fa4e1fffe340ee00d43422d.pdf>(参照 2021.11.21).
- 29) 中島康晴.「支援」が「支配」に変容するとき 2014. <http://npokizuna.jp/?cn=100018&bgc=10000385>(参照 2021.11.20).
- 30) 高城大. ソーシャルワークにおける権力論をめぐる基礎的考察、2015 総合福祉科学研究 6:25-33
- 31) 高城大. ポストモダンソーシャルワークにおける権力概念の考察〜ソーシャルワーク実践への応用に向けた概念整理、総合福祉科学研究 9 2018:61-67.
- 32) 中島.前掲29) .
- 33) 高城.前掲31) :66.
- 34) 中島.前掲29) .
- 35) 高城.前掲30) :26.
- 36) 中島.前掲29) .
- 37) 大沢.前掲27) :83 図4-1.を一部改変

生活習慣病患者への栄養指導実施可能性から見た、 一般診療所における管理栄養士配置状況の現状と課題

堀川千嘉^{1*}

生活習慣病は日本を含む世界的な課題であり、日本では、2020年現在、高血圧・糖尿病・脂質異常症の罹患者は、成人の27%・15%・18%を占める。生活習慣病の継続的な治療において食事療法は治療の要であり、栄養指導の導入により医療費削減につながる事が報告されている。しかし、栄養指導を実施する管理栄養士の配置は、病床数が100以上の病院以外では必置義務はない。よって、本報告では、病床数20床未満または無床である一般診療所（以下、診療所）における生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧性疾患）患者において、管理栄養士による栄養指導が実施可能な状況にあるか、厚生労働省が作成した、平成29年医療施設（静態・動態）調査・病院報告および平成29年患者調査を用い、病床を有する病院との比較を行いながら検討を行った。結果、2017年現在、日本における診療所数は、病院の12倍にのぼり、うち無床診療所は全診療所の92.9%を占めていた。生活習慣病患者数は、外来患者および入院患者を合算した総患者数の14.6%を占め（104.4万人/715.6万人）、生活習慣病患者のうち79.0%は、診療所を受診し、診療所受診者の99.8%が外来患者であった。医師一人当たりが診察する生活習慣病患者は病院医師と比較して診療所では6倍であった。しかし、病院および診療所における管理栄養士の平均配置人数は、常勤換算でそれぞれ2.7名、0.04名と、診療所での管理栄養士の配置は非常に少ない状況にあった。以上より、生活習慣病患者の多数を診る役割を担う診療所において管理栄養士が十分に配置されておらず、診療所に通院する生活習慣病患者への栄養指導が困難な状況であり、対策が必要であることが明らかとなった。

キーワード： 管理栄養士、栄養指導、一般診療所、病院、生活習慣病

はじめに

生活習慣病は日本を含む世界的な課題である。厚生労働省からの国民健康・栄養調査の報告によれば、日本では、2020年現在、高血圧・糖尿病・脂質異常症の罹患者は、成人の27%・15%・18%を占めることが報告されている¹⁾。生活習慣病の疾病コントロールが不良である場合、心血管疾患やがんの発症リスク、および死亡リスクの増加につながる²⁾ことが知られている。

生活習慣病の多くは、継続的な治療が必要であり、生活習慣の是正が重要な治療方法の1つ

となる。中でも食事療法は生活習慣病の療養において基本かつ重要とされ³⁻⁵⁾、食習慣や食事内容を通じた疾病コントロールの改善には、管理栄養士による栄養指導が重要であることが示されている⁶⁻⁸⁾。しかも、栄養指導を糖尿病患者や脂質異常症患者に実施した場合、糖尿病患者は年間一人当たり平均39万円、脂質異常症患者は年間一人当たり年間18万円の医療費の削減が可能であることが報告されている^{9,10)}。

しかし、医療施設における管理栄養士の配置義務は、当該医療施設の規模により大きく異なる。実際、管理栄養士の必置義務としては、病

¹ 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 堀川千嘉 連絡先：horikawa@unii.ac.jp

利益相反：なし

床数 100 未満の病院や一般診療所（以下、診療所）では求められていない¹¹⁾。ただし、入院患者の対応として、給食経営管理を含む栄養管理や栄養指導が必要であることから、100 床未満であっても病床を有する医療施設では、そのニーズに応える専門性を有する管理栄養士が配置されるといえる。

これらの現状を踏まえると、日本全体に多くの患者が存在する生活習慣病の治療において、管理栄養士による栄養指導の実施可能性が、病床を有する病院と病床数 20 床未満または無床である診療所¹²⁾において異なる状況にあるか、検証する必要がある。

よって、診療所における生活習慣病患者において、管理栄養士による栄養指導が実施可能な状況にあるか、国から公表された報告書等の既存資料を活用しながら、検討を行ったので、ここに報告する。

方法

病院と診療所それぞれにおいて、生活習慣病患者が管理栄養士による栄養指導を受けることが可能か検証するため、以下の事項を国から公表された報告書等の既存資料を用いて調査した。

- ① 日本国内に存在する病院と診療所の施設数
- ② 1 日あたり病院と診療所に通院または入院する総患者数および生活習慣病患者数
- ③ 病院と診療所における常勤または常勤換算医師 1 人当たりが 1 日あたり受け持つ総患者数および生活習慣病患者数
- ④ 病院と診療所における常勤または常勤換算とした管理栄養士の人数

これらの事項は、厚生労働省から公表された平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹²⁾ および平成 29 年患者調査¹³⁾ を用いて、当該項目の抽出および算出を行った。本報告における生活習慣病患者の定義は、糖尿病・脂質異常症・高血圧性疾患のいずれかに罹患している者とした。

また、本報告は、厚生労働省が公開した個人情報のない報告書およびそれに関連するデータベースを用いたものであることから、倫理委員会等の審査は不要である。

結果

① 日本国内に存在する病院と診療所の施設数

平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹¹⁾によると、2017 年現在、日本国内に存在する医療施設のうち病院は 8412 施設、診療所は 101471 施設であり、診療所は病院の 12 倍にのぼる施設数であった。さらに、診療所のうち有床診療所は 7202 施設にとどまり、無床診療所は 94269 施設と診療所数のうち 92.9%を占めていた(図 1)。

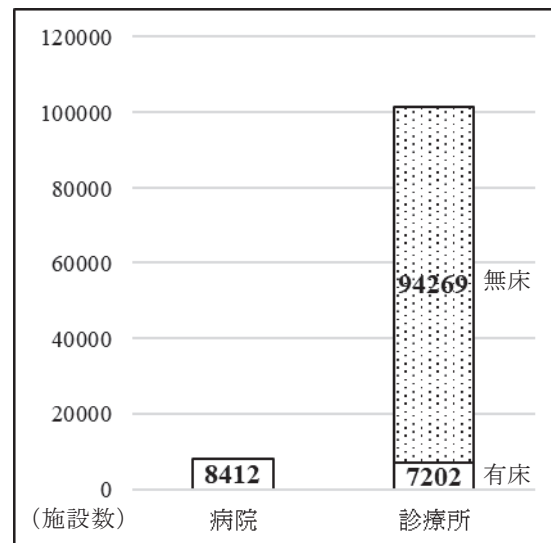


図 1. 日本国内の病院と診療所の施設数
平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹¹⁾を改変。

② 1 日あたり病院と診療所に通院または入院する総患者数および生活習慣病患者数

平成 29 年患者調査¹³⁾に記載された推計患者数によれば、外来患者および入院患者の総患者数は、それぞれ 1 日あたり 584.3 万人および 131.3 万人であった。このうち、診療所における外来患者数は 421.3 万人と、全外来患者の 72.1%を占めていた。なお、入院患者のうち 97.0%である 127.3 万人が病院に入院していた。

生活習慣病の患者数は、外来および入院患者をあわせて 104.4 万人であり、外来患者および入院患者を合算した総患者数(715.6 万人)の 14.6%を占めていた。疾患別にみると、糖尿病が外来患者 22.4 万人・入院患者 1.9 万人、脂質異常症が外来患者 14.8 万人・入院患者 0.02 万人、高血圧症疾患が外来患者 64.7 万人・入院患者 0.6 万人であり、生活習慣病患者のうち 97.6%が外来患者として治療を受けていた。

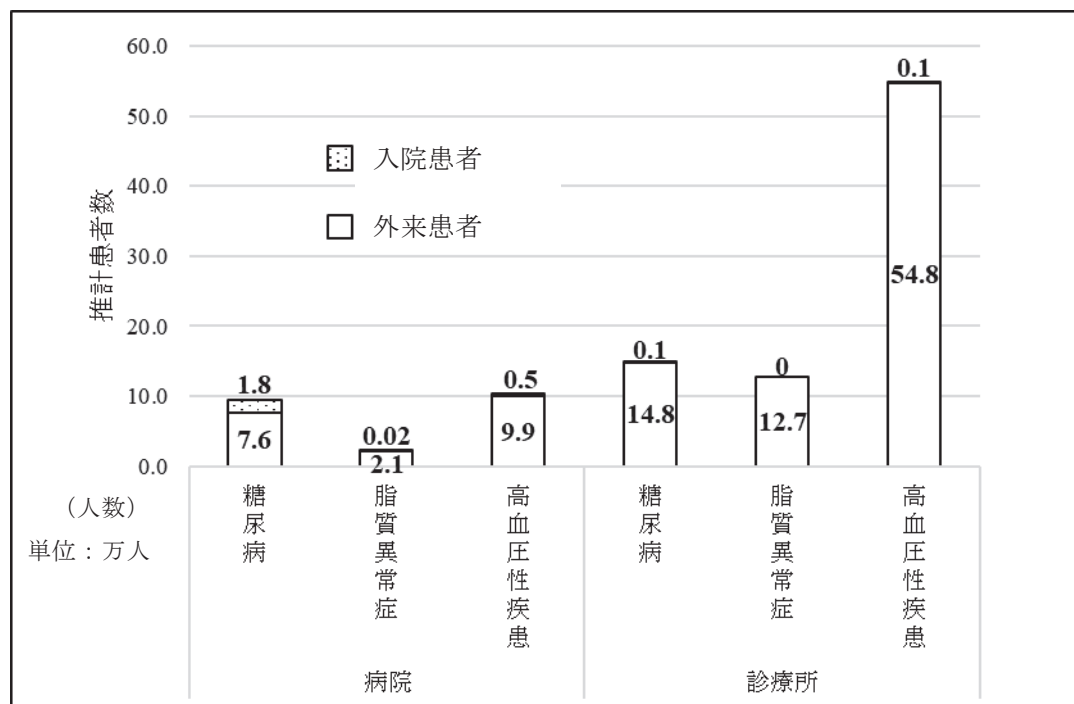


図 2. 日本国内の病院と診療所別にみた、生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧性疾患）患者数
平成 29 年患者調査¹³⁾を改変。

さらに、病院と診療所に分け、生活習慣病患者を外来および入院患者数別に整理したものを図 2 に示す。病院において、糖尿病は外来患者 7.6 万人・入院患者 1.8 万人、脂質異常症は外来患者 2.1 万人・入院患者 0.02 万人、高血圧症疾患は外来患者 9.9 万人・入院患者 0.5 万人であった。診療所において、糖尿病は外来患者 14.8 万人・入院患者 0.1 万人、脂質異常症は外来患者 12.7 万人・入院患者 0 万人、高血圧症疾患は外来患者 54.8 万人・入院患者 0.1 万人であった。生活習慣病患者のうち 79.0%が診療所で治療を受けており、診療所で治療を受ける生活習慣病患者は、99.8%が外来患者であった。

③ 病院と診療所における常勤または常勤換算医師 1 人当たりが 1 日あたり受け持つ総患者数および生活習慣病患者数

平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹²⁾における病院および診療所の常勤または常勤換算医師数は、病院および診療所で、それぞれ、217567.4 人、135605.7 人であった。本人数を用いて、平成 29 年患者調査¹²⁾にて報告された推計患者数を除し、病院と診療所における常勤または常勤換算医師 1 人当たりが 1 日あたり受け持つ総患者数および生活習慣病患者数を算出した結果を表 1 に示す。

医師一人当たりが診る患者数は、総数としては

表 1. 医師一人当たりが診る患者数および総数に対する生活習慣病患者数の占める割合

	医師一人当たりが診る患者数 (人)						総数に対する生活習慣病患者数の占める割合 (%)					
	病院			診療所			病院			一般診療所		
	外来患者	入院患者	合計	外来患者	入院患者	合計	外来患者	入院患者	合計	外来患者	入院患者	合計
総数	7.49	5.85	13.34	31.07	0.29	31.36	-	-	-	-	-	-
糖尿病	0.35	0.08	0.43	1.09	0.01	1.10	4.7%	1.4%	6.1%	3.5%	2.3%	5.8%
脂質異常症	0.10	0.00	0.10	0.94	0.00	0.94	1.3%	0.0%	1.3%	3.0%	0.0%	3.0%
高血圧性疾患	0.46	0.02	0.48	4.04	0.01	4.05	6.1%	0.4%	6.4%	13.0%	2.8%	15.8%
生活習慣病合計	0.90	0.10	1.01	6.07	0.01	6.08	12.0%	1.8%	13.8%	19.5%	5.0%	24.5%

平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹²⁾ および平成 29 年患者調査¹³⁾を用いて算出。

表 2. 病院と診療所における、常勤または常勤換算管理栄養士の平均配置人数

病院 (人)						
総数	20～29 床	30～39 床	40～49 床	50～99 床	100～149 床	150～199 床
2.7	1.0	1.2	1.3	1.5	2.0	2.5
	200～299 床	300～399 床	400～499 床	500～599 床	600～699 床	700～799 床
	3.0	4.2	5.6	6.9	7.6	9.5
	800～899 床	900 床以上				
	10.5	13.9				
診療所 (人)						
総数	有床(1～19 床)	無床				
0.04	0.19	0.03				

平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹²⁾ から算出、改変。

病院で 13.34 人、診療所で 31.36 人であった。このうち、生活習慣病患者数は、病院で 1.01 人、診療所で 6.08 人であり、患者総数に対する生活習慣病患者数の占める割合は、病院で 13.8%、診療所で 24.5%と、特に診療所では総患者数の約 4 分の 1 を占めていた。

④ 病院と診療所における常勤または常勤換算とした管理栄養士の人数

平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹²⁾ を用い、常勤または常勤換算管理栄養士の平均配置人数を抽出および算出した。病床数別の病院および有床無床別の診療所ごとに見た常勤または常勤換算管理栄養士の平均配置人数を、表 2 に示す。常勤または常勤換算管理栄養士の平均配置人数は、病院・診療所において、それぞれ 2.7 名・0.04 人であった。病院の管理栄養士の配置人数は、その規模により平均配置人数が異なり、800 床以上では平均配置人数は 10 名を超えていた。病床数が 20～29 床の病院では、常勤または常勤換算管理栄養士の平均配置人数は 1 人が確保されていた。しかし、診療所においては、1～19 床の病床を有する有床診療所では、平均配置人数は 0.19 人、無床診療所では 0.03 人と少なく、管理栄養士の配置はほとんどなされていなかった。

考察

本報告では、病床数 20 床未満または無床である診療所における生活習慣病(糖尿病・脂質異常症・高血圧性疾患)患者において、管理栄養士による栄養指導が実施可能な状況にあるか、

厚生労働省から公表された平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹²⁾ および平成 29 年患者調査¹³⁾ を用いて、検討を行った。

結果、2019 年現在、日本における診療所数は、病院の 12 倍にのぼり、うち無床診療所は全診療所の 92.9%を占めていた。生活習慣病患者数は、外来患者および入院患者を合算した総患者数の 14.6%を占め(104.4 万人/715.6 万人)、生活習慣病患者のうち 79.0%は、診療所を受診し、診療所受診者の 99.8%が外来患者であった。医師一人当たりが診察する生活習慣病患者は病院医師と比較して診療所では 6 倍であった。しかし、病院および診療所における管理栄養士の平均配置人数は、常勤換算でそれぞれ 2.7 人、0.04 人であり、病院では病床数が 20～29 床である場合も平均 1 人の配置がなされていたが、有床診療所では、平均配置人数は 0.19 人と少なく、無床診療所では 0.03 人と配置がほとんどなされていなかった。

以上より、生活習慣病患者の多数を診る役割を担う診療所において管理栄養士が十分に配置されておらず、診療所に通院する生活習慣病患者への栄養指導が困難な状況であり、対策が必要であることが明らかとなった。

診療所における管理栄養士の配置がほとんどなされていない理由としては、まず、法律上の課題があると考えられる。医療法施行規則 第 19 条の 2 によれば、管理栄養士の必置義務は病床数が 100 床以上の病院に求められている¹¹⁾。ただし、病床を有する場合は、患者対応として、給食経営管理を含む栄養管理や栄養指導が必要

であることから、100床未満であっても病床を有する医療施設では、栄養士法にあるように「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする」管理栄養士¹⁴⁾が配置されるといえる。一方で、診療所は、92.9%が無床診療所から成ることから、医療法施行規則 第19条の2に該当しないほか、栄養士法に記載された管理栄養士の定義のうち、「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導」のみがほとんどの診療所において管理栄養士に求められることから、管理栄養士の配置が少なくなったと推察される。

しかし、食事療法が治療の要となる生活習慣

病患者 79.0%が、診療所を受診しており、診療所受診者の 99.8%が外来患者である現状を鑑みると、管理栄養士が行う栄養指導のニーズは、本来診療所にこそあるものであるといえる。たとえば、井尻らの報告によれば、東大阪市在住する生活習慣病患者のうち 53.1%が「無床診療所に管理栄養士が必要」と回答し、その理由として 34.6%が「身近に食生活の相談ができる人がいると嬉しい」、19.2%が「食の専門家である管理栄養士の意見を聞きたい」、と挙げている¹⁵⁾。一方で、同市の無床診療所 207 施設における質問紙調査では、栄養指導を「実施している」と回答した施設は 43.0%であったが、このうち栄養指導を「管理栄養士が実施している」と回答した施設は 19%にとどまった¹⁶⁾。すなわち、全施設のうち栄養指導を管理栄養士が実施している割合は 8.2%のみと算出できる。くわえて、医師が必要と考える栄養指導の時間は 49%が 5分未満と回答された¹⁶⁾。これは管理栄養士が行う栄養指導が診療報酬に算定される時間に該当する 20-30分¹⁷⁾の 4分の1未満の時間であり、診療所、特に無床診療所における生活習慣病患

表 3. 令和 2 年における、外来栄養食事指導料の診療報酬の詳細¹⁹⁾

<p>診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号） 別表第 1（医科点数表）：＜第 2 章＞ 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 B001 特定疾患治療管理料 9 外来栄養食事指導料 9 外来栄養食事指導料 イ 外来栄養食事指導料 1 (1) 初回 260 点 (2) 2 回目以降 ① 対面で行った場合 200 点 ② 情報通信機器を用いた場合 180 点 ロ 外来栄養食事指導料 2 (1) 初回 250 点 (2) 2 回目以降 190 点 注 1 イの(1)及び(2)の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月 2 回に限り、その他の月にあっては月 1 回に限り算定する。 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって月 2 回以上の指導を行った場合に限り、月の 2 回目の指導時にイの(2)の①の点数を算定する。ただし、外来化学療法加算を算定した日と同日であること。 3 イの(2)の②については、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が電話又は情報通信機器等によって必要な指導を行った場合に、月 1 回に限り算定する。 4 ロについては、診療所において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月 2 回に限り、その他の月にあっては月 1 回に限り算定する。</p> <p>注) ロに該当する、当該保険医療機関以外の管理栄養士とは、日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の医療機関の管理栄養士に限られる。</p>

者の管理栄養士による栄養指導のニーズが大いにあるにもかかわらず、診療所側の栄養指導に対する認識により管理栄養士の適切な配置がなされていないことを裏付けるものである。

一方で、2002年の調査結果ではあるが、糖尿病に関心が高い448の診療所・開業医家に限定した質問紙調査では、78%が管理栄養士を常勤非常勤の雇用形態に関らず何らかの形で雇用し、84%が管理栄養士による個人指導、54%が集団指導を実施していることが報告されている¹⁸⁾。診療所で治療を受ける患者では病院と比較して生活習慣病の患者数が多いこと、生活習慣病における管理栄養士の食事療法による治療は疾病コントロールの改善に重要であること⁶⁻⁸⁾を念頭に置き、より多くの診療所が管理栄養士と常時連携し、受療する医療施設に関わらず、診療所においても生活習慣病患者が栄養指導を受けることのできる体制を整えることが求められる。

また、法律上の課題にくわえ、診療報酬上の課題も、診療所における管理栄養士の配置がほとんどなされていない理由となると考えられる。令和2年に厚生労働省が告示した外来栄養食事指導料の診療報酬¹⁹⁾を参照すると、表3に示した通りであり、管理栄養士による30分間の初回

指導、20分間の2回目以降の指導によって算定¹⁷⁾される。外来患者への栄養指導により算定される診療報酬は、他の医学管理等により算定される診療報酬と比較して高い点数とはいえない^{17,19)}上、2012年にも有床診療所や中小病院への管理栄養士配置義務が議論されたが、管理栄養士の常勤配置化が管理栄養士の確保や報酬の支払いなどの点から困難である²⁰⁾ことが問題視され、必置義務化はなくなった¹¹⁾経緯がある。よって、経営規模が限定されている診療所においては、管理栄養士を常勤配置化が困難であることから、管理栄養士の栄養指導にかかる診療報酬の点数を上げることへの更なる検討のほか、現状のなかで、非常勤管理栄養士を効率的に診療所に配置し、生活習慣病患者の栄養指導実施を可能とする必要性がある。

一方で、令和2年の診療報酬改正から、当該保険医療機関以外（日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」²¹⁻²³⁾又は他の医療機関に限る）の管理栄養士が、当該保健医療機関の医師の指示にもとづき対面で必要な栄養指導を行った場合も、算定が可能となった^{19,24)}（表3,4）。これは、診療所で治療を受ける生活習慣病患者に対

表4. 令和2年における、在宅患者訪問栄養食事指導料の診療報酬の詳細²⁴⁾

<p>診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）（令和2年厚生労働省告示第57号） 別表第1（医科点数表）：＜第2章＞特掲診療料 第2部 在宅医療 C009 在宅患者訪問栄養食事指導料 C009 在宅患者訪問栄養食事指導料 1 在宅患者訪問栄養食事指導料1 イ 単一建物診療患者が1人の場合 530点 ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 480点 ハイ及びロ以外の場合 440点 2 在宅患者訪問栄養食事指導料2 イ 単一建物診療患者が1人の場合 510点 ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 460点 ハイ及びロ以外の場合 420点 注1 1については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。注2において同じ。）の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。 2 2については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。 3 在宅患者訪問栄養食事指導に要した交通費は、患家の負担とする。</p> <p>注) ロに該当する、当該保険医療機関以外の管理栄養士とは、日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の医療機関の管理栄養士に限られる。</p>
--

し、非常勤管理栄養士が栄養指導を実施可能とする診療報酬の重要な体系である。特に、在宅患者訪問栄養食事指導料は、栄養指導時間は1回30分以上¹⁷⁾となり、患家を訪問するまでの時間が生じるが、1回あたり420-510点の算定が可能となり、在宅患者訪問栄養食事指導に要した交通費は、患家の負担とすることが定義づけられている。この診療報酬改定の潮流に乗ることで、診療所の経営に負担をかけず、かつ、管理栄養士が適切な報酬を得ることを可能にしながら、診療所で受療する生活習慣病患者が栄養指導を受け、疾病コントロールを良好にすることができると考えられる。今後、更なる、日本栄養士会または都道府県栄養士会の設置する「栄養ケア・ステーション」体制の構築や、所属管理栄養士の十分な活用が望まれる。

また、ビデオチャット機能を用いた、管理栄養士によるリモートでの栄養指導も、一案として挙げられる。先行研究によれば、管理栄養士によるリモートでの栄養指導^{25, 26)}を行うことで、減量を含む疾病コントロールに対する効果が得られたことが報告されている。令和2年の診療報酬の改訂では、2回目以降の栄養指導は、保険医療機関の医師の指示に基づいて当該保険医療機関の管理栄養士が、情報通信機器を用いて栄養指導を行った場合も診療報酬が算定可能となった(表3)¹⁹⁾。リモートでの栄養指導は、管理栄養士側と患者側で栄養指導媒体を共有する方法などに工夫が必要であるが、2回目以降は管理栄養士側が直接診療所に出向く必要はなく、交通費等の支給の必要性がなくなる利点があるほか、現在は、当該医療機関内の管理栄養士に限り診療報酬が得られるが、日本栄養士会または都道府県栄養士会が有する栄養ケア・ステーション²¹⁻²³⁾といった臨床での栄養指導に対応可能な管理栄養士を派遣可能な拠点と連携可能となれば、離島などの僻地を含む管理栄養士の確保が難しい地域等の診療所へ遠隔で管理栄養士を充当することが可能となると考えられる。診療所の医師は病院医師よりも多くの生活習慣病患者を抱える傾向にある(表1)ことから、これらの提案は、管理栄養士とタスクシェアリングを可能とし、医療費削減という対費用効果上のメリットを有する^{9, 10)}、有効な方法

であると考えられる。

結語

本報告では、診療所における生活習慣病患者に対して、管理栄養士による栄養指導が実施可能な状況にあるか、厚生労働省の平成29年医療施設(静態・動態)調査・病院報告¹¹⁾および平成29年患者調査¹²⁾を用いて、検討を行った。

結果、生活習慣病患者の多数を診る役割を担う診療所において、管理栄養士は常勤換算で0.04人と非常に少ない配置状況にあり、診療所に通院する生活習慣病患者への栄養指導が困難な状況であることが明らかとなった。生活習慣病患者への管理栄養士の栄養指導は、患者自身の疾病コントロールに重要であることから、診療所と日本栄養士会または都道府県栄養士会の設置する「栄養ケア・ステーション」との確実な連携体制の構築や、リモートでの栄養指導体制の実証・実装など、診療所に管理栄養士を配置可能とするための解決策を講じ、診療所に通院する生活習慣病患者が栄養指導を受けることのできる環境を整える必要性が示された。

謝辞

本報告の作成にあたり、アイディアを捻出する機会をいただきました、にいがたヘルスケアアカデミー(運営:株式会社BSNアイネット・ハイズ株式会社、後援:新潟県)のご関係の皆様深く感謝申し上げます。また、考察をすすめるにあたり、新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 村山稔子先生に貴重なご助言を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

文献

- 1) 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所. 国民健康・栄養の現状 ―令和元年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より―. 東京: 第一出版, 2021.
- 2) GBD 2015 Risk Factors Collaborators. Global, regional, and national comparative risk assessment of 79 behavioural, environmental and occupational, and metabolic risks or clusters of risks, 1990-2015: a systematic analysis for the Global Burden of Disease

- Study 2015. Lancet 2016; 388: 1659-724.
- 3) 日本高血圧学会. 高血圧治療ガイドライン 2019. 東京: ライフサイエンス出版、2019.
 - 4) 日本糖尿病学会. 糖尿病診療ガイドライン 2019. 東京: 南江堂、2019.
 - 5) 日本動脈硬化学会. 動脈硬化性疾患予防のための脂質異常症診療ガイド 2018 年版. 東京: 伸企画、2018.
 - 6) Pastors JG, Warshaw H, Daly A, et al. The Evidence for the Effectiveness of Medical Nutrition Therapy in Diabetes Management. *Diabetes Care* 2002; 25: 608-13.
 - 7) Early KB, Stanley K. Position of the Academy of Nutrition and Dietetics: The Role of Medical Nutrition Therapy and Registered Dietitian Nutritionists in the Prevention and Treatment of Prediabetes and Type 2 Diabetes. *J Acad Nutr Diet*. 2018; 118: 343-53.
 - 8) Rozga M, Burrowes JD, Byham-Gray LD, et al. Effects of Sodium-Specific Medical Nutrition Therapy from a Registered Dietitian Nutritionist in Individuals with Chronic Kidney Disease: An Evidence Analysis Center Systematic Review and Meta-Analysis. *J Acad Nutr Diet*. 2021: S2212-2672(21)00227-6. Online ahead of print.
 - 9) Graves N, Barnett AG, Halton KA, et al. Cost-Effectiveness of a Telephone-Delivered Intervention for Physical Activity and Diet. *PLoS One* 2009; 4: e7135.
 - 10) 足立香代子. 高脂血症における栄養指導のあり方と治療法別費用効果分析. *栄養学雑誌* 2002; 60: 223-30.
 - 11) 医療法施行規則. 昭和二十三年十一月五日. 厚生省令第五十号.
 - 12) 厚生労働統計協会. 平成 29 年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告 上巻. 東京: 厚生労働統計協会、2017.
 - 13) 厚生労働省. 平成 29 年患者調査 閲覧(報告書非掲載表) 表 7.
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&cycle=7&toukei=00450022&tstat=000001031167&tclass1=000001124800&tclass2=000001124803&tclass3val=0&stat_infid=000031790736 (参照 2021 年 10 月 25 日)
 - 14) 栄養士法. 昭和二十二年十二月二十九日. 法律第二百四十五号.
 - 15) 井尻吉信、西條千知、稲垣春香、他. 無床診療所の管理栄養士配置に対する生活習慣病患者からの ニーズについて. *大阪樟蔭女子大学研究紀要* 2017; 7: 207-13.
 - 16) 井尻吉信、廣岡咲、西尾春花、他. 東大阪周辺 6 市の無床診療所における栄養指導の現状と課題. *大阪樟蔭女子大学研究紀要* 2020; 10: 225-32.
 - 17) 厚生労働省. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号). 別添 1 医科点数表<第 2 章>特掲診療料 第 1 部 医学管理等 B001 特定疾患治療管理料 9 外来栄養食事指導料. <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666093.pdf> (参照 2021 年 10 月 25 日)
 - 18) 鈴木和枝、橋場直彦、藤田弘美、他. 過去 20 年間における推移からみた糖尿病栄養指導の実態. *糖尿病* 2009; 52: 55-7.
 - 19) 厚生労働省. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号). 別表第 1 (医科点数表): <第 2 章> 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 B001 特定疾患治療管理料 9 外来栄養食事指導料.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603749.pdf> (参照 2021 年 10 月 25 日)
 - 20) 住江憲勇(全国保険医団体連合会会長). 管理栄養士の配置義務化、撤回を. *医療維新. オピニオン* 2014 年 1 月 7 日(火)
<https://www.m3.com/news/open/iryuishin/188520> (参照 2021 年 10 月 25 日)
 - 21) 日本栄養士会. 栄養ケア・ステーションに関する Q&A.
<https://www.dietitian.or.jp/news/information/2020/237.html> (参照 2021 年 10 月 25 日)
 - 22) 公益社団法人新潟県栄養士会(2021). 公益社団法人新潟県栄養士会 組織図. <http://eiyou-niigata.jp/about/organigram/> (参照 2021 年 10 月 25 日)

- 23) 公益社団法人新潟県栄養士会(2021). 栄養ケア・ステーション 料金表. <http://eiyou-niigata.jp/care-station/price/> (参照 2021 年 10 月 25 日)
- 24) 厚生労働省. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (告示) (令和 2 年厚生労働省告示第 57 号). 別表第 1 (医科点数表): <第 2 章>特掲診療料 第 2 部 在宅医療 C009 在宅患者訪問栄養食事指導料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/00603750.pdf> (参照 2021 年 10 月 25 日)
- 25) Kodama S, Saito K, Tanaka S, et al. Effect of web-based lifestyle modification on weight control: a meta-analysis. *Int J Obes.* 2012; 36: 675-85.
- 26) Marra MV, Lilly CL, Nelson KR, et al. A Pilot Randomized Controlled Trial of a Telenutrition Weight Loss Intervention in Middle-Aged and Older Men with Multiple Risk Factors for Cardiovascular Disease. *Nutrients* 2019; 11: 229.

ABSTRACT

Availability of registered dietitians' guidance in general clinics for patients with diabetes, dyslipidemia, and hypertensive diseases: Current status and challenges

Chika Horikawa^{1*}

¹ Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, horikawa@unii.ac.jp

Noncommunicable diseases (NCDs) are a global health issue. In 2020, the prevalence of hypertension, diabetes, and dyslipidemia of Japanese adults was 27%, 15%, and 18%, respectively. Medical nutrition therapy (MNT) is essential for the treatment of NCDs and related metabolic risk factors. Previous studies have been reported that MNT makes reduce medical costs for patients having metabolic risk factors. However, medical facilities with fewer than 100 beds are not legally required to have a registered dietitian (RD) for the implementation of MNT. The present study examined whether general clinics with no or fewer than 20 beds (hereafter referred to as clinics) have sufficient RD resources to provide MNT to their patients with diabetes, dyslipidemia, and hypertensive diseases, in comparison with hospitals with more beds. The data of 2017 Static/Dynamic Survey of Medical Institutions and Hospital Report and the 2017 Patient Survey by the Ministry of Health, Labour and Welfare were used for this study. The number of clinics was 12 times that of hospitals, and clinics without beds accounted for 92.9% of all clinics in Japan. Patients with diabetes, dyslipidemia, or hypertensive diseases comprised 14.6% (1.044 million/7.156million) of the total number of inpatients and outpatients. The majority (79.0%) of these patients attended clinics mostly (99.8%) for outpatient treatment. The number of patients with diabetes, dyslipidemia, or hypertensive diseases seen by a physician was 6 times higher in clinics than in hospitals. In contrast, hospitals and clinics employed on average 2.7 and 0.04 full-time equivalent RDs, respectively, demonstrating the extremely limited availability of RDs in clinics. These results clarified that scarce availability of RDs in clinics potentially results in difficulties in providing MNT to the outpatients having NCDs and related metabolic risk factors while clinics serve as the main source of treatment for patients with these diseases.

Key Words: registered dietitian, medical nutrition therapy, general clinic, hospital, noncommunicable diseases

コロナウイルスの感染機構と宿主細胞におけるレセプターの性質を 利用した新型コロナウイルス治療薬

萩原真^{1*}

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる感染症であり、2019年11月に初めて確認されてから2021年12月現在まで世界的な大流行（パンデミック）となっている。新型コロナウイルスは、新型でない以前より知られているコロナウイルスと同様に、ウイルス側のスパイクタンパク質が宿主細胞側のレセプターに結合することを発端として細胞に感染する。現在までに、新型コロナウイルスのスパイクタンパク質と宿主細胞のレセプターとのタンパク質-タンパク質相互作用に関する研究など新型コロナウイルスに関する研究論文が多数発表されている。このような研究は、学術的に意義深いだけでなく、治療薬開発のために重要な情報となる。本稿では、コロナウイルスの特徴や性質ならびに宿主細胞への侵入機構などについて概説した後、宿主細胞表面に発現する新型コロナウイルスのレセプターであるACE2の性質を応用した新しい新型コロナウイルスに対する薬剤について紹介する。

キーワード： 新型コロナウイルス、感染、スパイクタンパク質、レセプター、ACE2

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる感染症である。新型コロナウイルス感染症は、2019年11月に中華人民共和国武漢市で初めて確認され、世界的流行（パンデミック）を引き起こしている。免疫力が低下している高齢者や基礎疾患を有する患者では重篤な肺炎の原因となり死に至ることもある。また、新型コロナウイルスは、呼吸器系の細胞だけではなく、血管内皮細胞にも感染し、炎症を引き起こすことによって、血栓を形成すると考えられている。高血圧、糖尿病、心臓病や動脈硬化などの疾患がある人や肥満者では、新型コロナウイルスに感染すると血管が詰まりやすく、胸痛、呼吸困難、血圧

低下、心筋梗塞、脳梗塞などを引き起こしやすい。新型コロナウイルスは、風邪を引き起こすコロナウイルスとは異なり、後遺症として、倦怠感、息苦しい、喀痰・咳嗽、味覚障害、嗅覚障害などが報告されている。従って、感染を予防することや感染後できるだけ早くウイルスを体から排除することが極めて重要であると考えられる。

コロナウイルスの感染において、ウイルス側のスパイクタンパク質と宿主細胞側のレセプターが結合することが感染に重要なステップとなる。本論文では、コロナウイルスの特徴や性質ならびに宿主細胞への侵入機構などを概説した後、宿主細胞表面に発現している新型コロナウイルスのレセプターの性質を利用した新しい新型コロナウイルス感染症に対する薬剤について紹介する。

¹ 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 連絡先：hagimako@unii.ac.jp

利益相反：なし

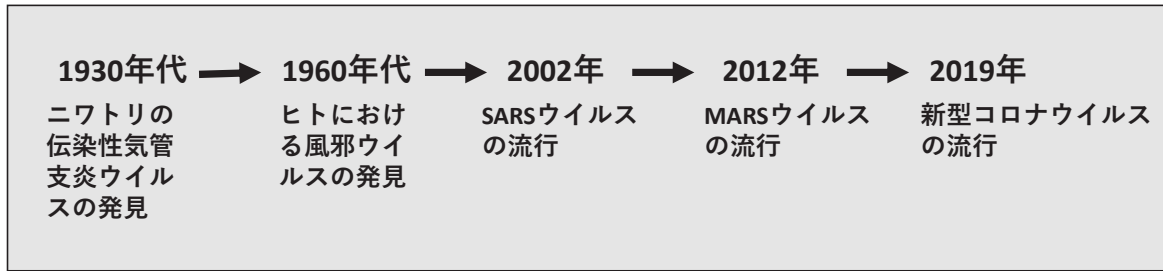


図1 コロナウイルスの歴史（コロナウイルスの発見から新型コロナウイルスの流行まで）

コロナウイルスの分類と歴史

コロナウイルスは、一本鎖陽方向鎖 RNA ウィルスであり、コロナウイルス科に属する。さらに、コロナウイルス科は、コロナウイルス亜科とトロウイルス亜科に分類される。コロナウイルス亜科は、 α -コロナウイルス (α 属)、 β -コロナウイルス (β 属)、 γ -コロナウイルス (γ 属)、デルタコロナウイルス (δ 属) の4つの属に分類される。

コロナウイルス科の生物学の分類における上位階級は、コルニドウイルス亜目であり、さらにその上位階級は、ニドウイルス目である。ニドウイルス目は、脊椎動物に感染するウイルスである。コロナウイルス科のヒトに風邪を引き起こすウイルスは、主に腸管や呼吸器における症状を引き起こす。また、風邪ウイルスは、稀に肝炎や多臓器不全を引き起こすこともある。

図1にコロナウイルスの簡易な歴史を図示した。コロナウイルスは、1930年代に初めて発見さ

れたり。その後、1960年代には様々なヒトの風邪を引き起こすコロナウイルスが発見され、2002年から2003年に流行したSARS（重症急性呼吸器症候群）の原因となるSARSコロナウイルスが発見され、2012年には、MERS（中東呼吸器症候群）の原因となるMERSコロナウイルスが発見された²⁾。2019年11月に中華人民共和国で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の原因となるウイルスは、SARSコロナウイルス-2（SARS-CoV-2）と名付けられ、通称新型コロナウイルスと呼ばれている。この新型コロナウイルスは、 β -コロナウイルス (β 属) に分類されている。表1に新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）のウイルス学上の分類を記載した。

コロナウイルスの侵入、複製

コロナウイルスは、直径がおおよそ80-120nmの球形のウイルスである。表面にエンベロープと

表1 新型コロナウイルスのウイルス学上の分類

目	ニドウイルス目
亜目	コルニドウイルス亜目
科	コロナウイルス科
亜科	コロナウイルス亜科
属	ベータ(β)属
種	SARS関連コロナウイルス (SARSr-CoV)
株	SARSコロナウイルス-2 (SARS-CoV-2): 新型コロナウイルス

呼ばれる脂質二重膜があり、膜を貫通したスパイクタンパク質が存在する。このスパイクタンパク質は、宿主細胞への侵入に重要であり、コロナウイルスのスパイクタンパク質が宿主細胞の表面にあるレセプターに結合することによって感染が引き起こされる（吸着）。そして、コロナウイルスは、細胞内部に侵入し、ウイルス粒子が分解され、ゲノム RNA が露出して宿主細胞の細胞質（サイトゾル）に放出される（脱殻）。この侵入の過程は、宿主細胞表面から直接コロナウイルスが細胞質に侵入する機構であるが、これとは別にエンドサイトーシスを利用した侵入経路もあり、コロナウイルスが初期エンドソームを経て、後期エンドソーム/リソソーム経路において、細胞質に放出される感染経路もあるとされている³⁻⁵⁾。エンドサイトーシス初期は低分子量 G タンパク質 Rab5 が⁶⁻²⁰⁾、後期エンドソーム/リソソーム経路では低分子量 G タンパク質 Rab7 が重要な役割を担っており^{14-16,20-22)}、新型コロナウイルスの感染においても Rab5 と Rab7 が感染に関わると考えられている^{3,23,24)}。

コロナウイルスのゲノム RNA は、mRNA としてはたらくことができる(+)鎖 RNA であるのでタンパク質翻訳が起こり、RNA ポリメラーゼが合成される。ゲノム RNA を鋳型として、ウイルスの RNA ポリメラーゼにより、(-)鎖 RNA が合成され、それを鋳型として、子孫ウイルスの(+)鎖ゲノム RNA が作られる³⁾。上記の(-)鎖 RNA からは、これを鋳型としてウイルスの RNA ポリメラーゼの作用によって、様々なウイルスタンパク質の転写が起こり、ウイルスタンパク質が合成される。合成されたタンパク質のうちエンペローブタンパク質であるスパイク S タンパク質、E タンパク質、M タンパク質は小胞体膜上に集まる。一方、ウイルスゲノム RNA に N タンパクが結合し、ヌcleoカプシドを形成する。この過程には、E タンパク質と M タンパク質が重要であると考えられている。そして、エンペローブタンパク質が組み込まれた小胞体膜がちぎれて、形成されたヌク

レオカプシドはその膜に包み込まれ、小胞体内に子孫ウイルスが形成される。つまり、ウイルスのエンペローブタンパク質は、宿主細胞の小胞体膜に由来していることとなる。形成されたウイルスは、ゴルジ体を經由して、エキソサイトーシスによって細胞外へと放出され、別の細胞に吸着すると感染し、増殖する³⁾。

コロナウイルスのスパイクタンパク質と宿主細胞のレセプター

上記にも記載したように、コロナウイルスが宿主細胞のレセプターに結合することは、コロナウイルスが細胞に感染するために、極めて重要なステップとなる。これまでに、様々なコロナウイルスが同定されているが、結合するレセプターはウイルスによって異なっている。コロナウイルスの種類によってレセプターが異なる理由は、コロナウイルス表面のスパイクタンパク質のアミノ酸配列がウイルスによって異なっているためである。

コロナウイルスのスパイクタンパク質は、膜貫通クラス I タンパク質に分類されており、おおよそ 1160~1400 のアミノ酸より成り立っており、21~35 の N-グリコシル化部位が存在する。ウイルスの膜貫通クラス I タンパク質は、構造的に、エクトドメイン（ウイルス外側のドメイン）、シングルパス膜貫通アンカードメイン、ショート細胞内テイル(IC)と大きく 3 つのドメインより成り立っている²⁵⁾。コロナウイルスのスパイクタンパク質のエクトドメインは、S1(N 末端)ドメインと S2(C 末端)ドメインの一部より成り立っている²⁵⁾。S1 は、宿主細胞表面のレセプターと結合し、コロナウイルスが宿主細胞表面に吸着するために重要なドメインである。S2 は、感染において、膜融合に関わるドメインである。この S2 は、大部分のコロナウイルスにおけるスパイクタンパク質のコンサーブドメイン（保存された配列）であり、様々なコロナウイルスのスパイクタンパク質

表 2 各コロナウイルスの標的細胞、感染に関わる宿主細胞のレセプターとコロナウイルスのスパイクタンパク質のドメインならびに引き起こされる病気 (文献 25 を参考に作成)

分類	コロナウイルスの名前	Tropism (標的細胞への親和性)	感染に関わる 宿主細胞のレセプターとスパイクタンパク質のドメイン	引き起こされる病気
α コロナウイルス属	NL63	II 型肺胞上皮細胞, 血管内皮細胞, 繊毛気管支細胞	ACE2 – S1-CTD	ヒトにおける風邪
	229E	I 型肺胞上皮細胞, 肺胞マクロファージ	APN – S1-CTD	ヒトにおける風邪
	TGEV	非繊毛気管支細胞	APN – S1-CTD, sugar – S1-NTD	ブタ伝染性胃腸炎 ※家畜伝染病
	PRCoV	非繊毛気管支細胞	APN – S1-CTD	不顕性のブタ呼吸器感染症 ※家畜伝染病
β コロナウイルス属	OC43	上皮細胞, 神経細胞	9-O-acetylated sialic acid – S1-NTD domain A	ヒトにおける風邪
	HKU1	繊毛気道上皮細胞, II 型肺胞上皮細胞	9-O-acetylated sialic acid – S1-NTD domain A	ヒトにおける風邪
	MHV	白血球, 上皮細胞, 内皮細胞	CEACAM1 – S1-NTD, distal loops domain A	マウス肝炎 ※実験動物施設において被害
	BCoV	非腸管上皮細胞	9-O-acetylated sialic acid- S1-NTD domain A	牛下痢症 ※家畜伝染病
	MERS	内皮細胞, 内皮組織	DPP4 – S1-CTD, β-motif, domain B	ヒトにおける中東呼吸器症候群 (MERS: マーズ)
	SARS-CoV-1	I 型肺胞上皮細胞, II 型肺胞上皮細胞, 内皮細胞, 繊毛気管支細胞	ACE2 – S1-CTD, β-motif, domain B	ヒトにおける重症急性呼吸器症候群 (SARS: サーズ)
	SARS-CoV-2	I 型肺胞上皮細胞, II 型肺胞上皮細胞, 内皮細胞, 繊毛気管支細胞	ACE2 – S1-CTD, β-motif, domain B	ヒトにおける新型コロナウイルス感染症 (COVID-19: コヴィット・ナインティーン)
γ コロナウイルス属	IBV	上皮細胞	sugar – S1-NTD	鶏伝染性気管支炎 ※家畜伝染病

において類似したアミノ酸配列である。S2 は、融合ペプチド(FP)、7 アミノ酸繰り返しドメイン-1(HR1)、7 アミノ酸繰り返しドメイン-2(HR2)、膜貫通ドメイン(TM)、ショート細胞内テイルに分けられる^{5,25,26}。

コロナウイルスのスパイクタンパク質の S1 ドメインは、N 末端側のドメイン (S1-NTD) と C 末端側のドメイン(S1-CTD)のサブドメインに分けられる。S1-NTD と S1-CTD は、糖やタンパク質などの分子と結合することができるドメイン

である。コロナウイルスによって異なるが、S1-NTD と S1-CTD のどちらかが宿主細胞のレセプターと結合できるレセプター結合ドメイン (receptor binding domain: RBDs)となる^{3,5,26}。スパイクタンパク質の RBDs は、RBDs に対する抗体を体の中で産生させるために、体内に接種することによって、コロナウイルス感染症に対するワクチンとして利用できる²⁷⁻³²。

詳細については省略するが、スパイクタンパク質の S1-NTD と S1-CTD は、コロナウイルスによ



図2 新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 表面に発現するスパイクタンパク質のドメイン (文献26を参考に作成)

ってアミノ酸配列が異なるため立体的な構造もコロナウイルスによって違う。従って、宿主細胞側のレセプターは、レセプターとなる分子がコロナウイルスごとに異なっている。各コロナウイルスの標的細胞、感染に関わる宿主細胞のレセプターとコロナウイルスのスパイクタンパク質のドメインの組合せならびに引き起こされる病気を表2に示した。新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) のレセプターとしては ACE2 が同定されている。新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) のスパイクタンパク質の S1-CTD がレセプター結合ドメインとなり、S1-CTD と ACE2 が結合し、感染に深く関わっている。図2には、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) におけるスパイクタンパク質のドメインを示した。

新型コロナウイルスのレセプターである ACE2 と治療薬

これまでに、ヒトのコロナウイルスのレセプターとして同定されているものは、エクトペプチダーゼという一群のタンパク質である²⁵⁾。エクトペプチダーゼは、タンパク質やペプチドの非末端領域のペプチド結合を加水分解するタンパク質分解酵素である。しかし、ウイルスの宿主細胞への侵入には、その触媒作用は関係がない。コロナウ

イルスの細胞への侵入には、宿主細胞における他のプロテアーゼが重要で、例えば、膜貫通セリンプロテアーゼである HAT と TMPRSS2 は、MERS 感染症を引き起こす MERS や SARS 感染症を引き起こす SARS-CoV-1 のスパイクタンパク質を切断し、ウイルスの活性化に関与する^{5,33)}。

ACE2 は、アンジオテンシン II というホルモンを分解するエクトペプチダーゼの一種である。ACE2 は、血圧を下げる作用を有する酵素だが、上述のように、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) のレセプターでもあり、新型コロナウイルス感染症において、重要なタンパク質である^{25,26)}。ACE2 は、風邪を引き起こす NL63 や SARS 感染症を引き起こすウイルスである SARS-CoV-1 と共通のレセプターである。風邪ウイルスは、感染力が弱く、症状が軽いことより、SARS-CoV-1 や新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) と比べて、ACE2 への結合力が弱い可能性も考えられる。ACE2 は新型コロナウイルスと結合することにより、この性質を利用して新型コロナウイルス感染症の薬剤として応用するための研究が行われている。

ACE2 を利用した、新型コロナウイルスに対する薬剤の開発において、ACE2 のアミノ酸配列を改変することによってウイルスとの結合を 100 倍にした改変 ACE が開発された³⁴⁾。その論文で

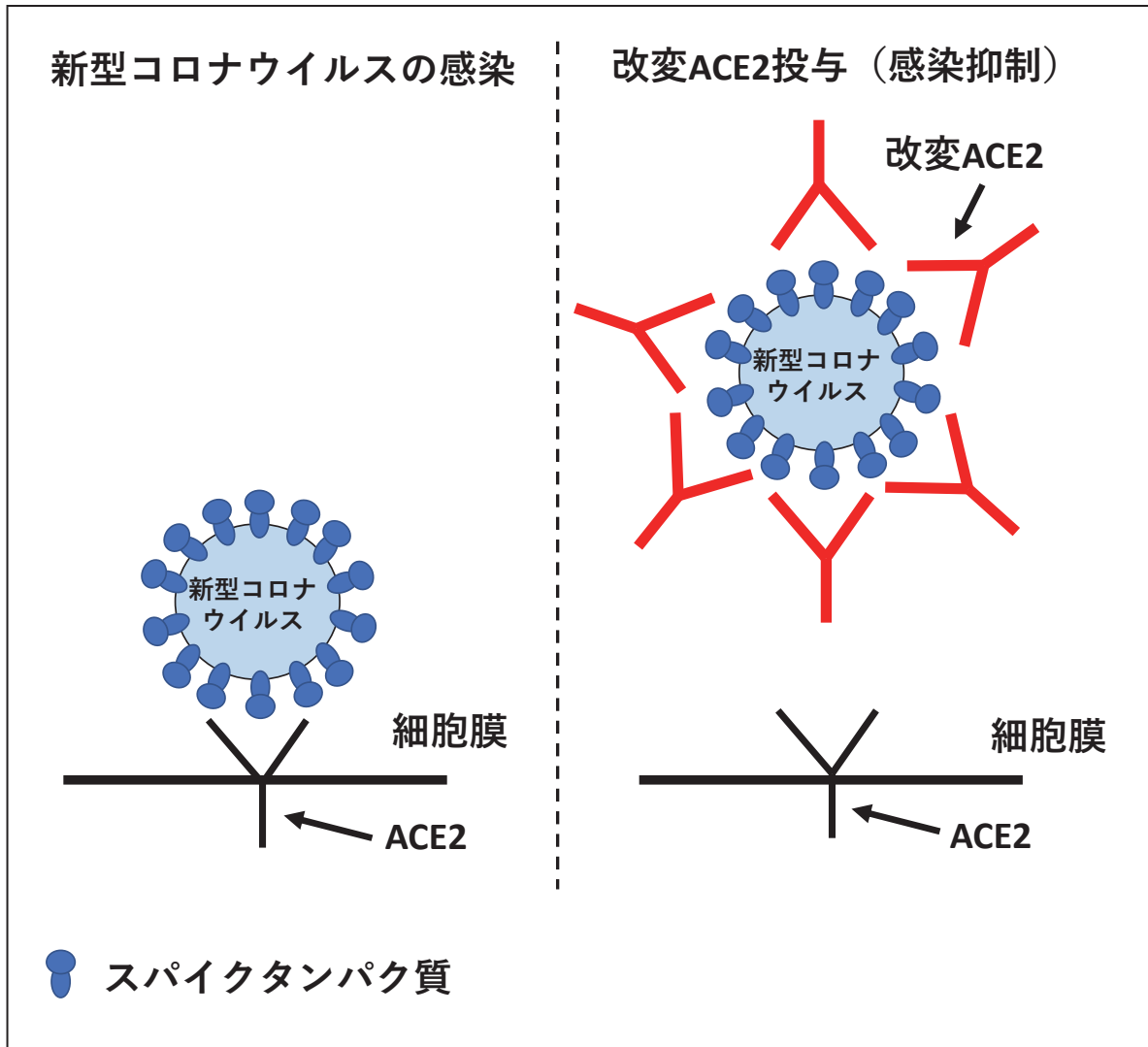


図3 改変 ACE2 による新型コロナウイルスの感染抑制

新型コロナウイルスの感染は、新型コロナウイルスのスパイクタンパク質と宿主細胞表面の ACE2 とが結合することによって始まる (左)。改変した ACE2 を投与すると改変 ACE2 が新型コロナウイルスのスパイクタンパク質と結合し、感染が抑制される (右)。

は、ハムスターにウイルスを感染させ、改変 ACE2 を投与すると肺でのウイルス量が低下するなど顕著な効果が認められ、症状が改善した³⁴⁾。この改変 ACE2 は、問題となっている新型コロナウイルスの変異株にも効果を示す。改変 ACE2 は、感染力が強いスパイクタンパク質の 501 番目のアミノ酸がアスパラギンからチロシンに置き換わった N501Y 変異株 (イギリス株、WHO 分類: α 株) に対しても有効である。また、ワクチンや一部のモノクローナル抗体が効きにくい免疫逃避型であるスパイクタンパク質の 484 番目のア

ミノ酸がグルタミン酸からリジンに置き換わった E484K 変異株 (南アフリカ株、WHO 分類: β 株) に対しても効果がある。E484K 変異株は、アメリカ合衆国で使用されている REGN10933 抗体 (リジェネロン社) が、変異前の武漢株と比較して、中和活性が低く、薬剤としての効果が得られにくいといった問題点があった。しかし、改変 ACE2 は、E484K 変異株に対して中和活性は良好であった。このように、改変 ACE2 は、免疫逃避型の新型コロナウイルスに対しても効果があり、新型コロナウイルス感染症の治療薬として期待

されている。また、2021年12月には、感染力が高いとされているオミクロン株に感染した日本人が初めて報告された。オミクロン株は、コンピューターによるシミュレーションでは、免疫逃避型であり³⁵⁾、実験的にも免疫逃避型である可能性が示されている³⁶⁾。改変 ACE がオミクロン株にも効果を示すのか興味深いところである。図3に改変 ACE2 による新型コロナウイルスの感染抑制について図示した。

結語

2021年12月までに、新型コロナウイルスに感染した患者数は世界で2億6千万人以上であり、死亡者は、500万人を超えている。日本ではワクチンの接種が進んでおり感染者数が減少傾向にあるが、オミクロン株などの変異株が報告されており、今後の感染状況を注視していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症が終息しても、将来、コロナウイルスが変異し、未知のコロナウイルスによる将来の新型感染症が発生することもありうる。改変 ACE2 の論文では、改変 ACE2 とスパイクタンパク質複合体の立体構造も明らかにしており³⁴⁾、将来の未知の感染症が発生した場合、迅速且つ効率的に薬剤を開発するための手がかりとなる可能性を秘めている。コロナウイルスの感染に関わるタンパク質の基礎的な知見が、世界中の新型コロナウイルス感染症患者の早期回復や死亡率低下に貢献することを願い結語とする。

倫理的配慮

本論文は、様々な学術的文献をまとめたものであり、倫理委員会等の審査は不要である。

文献

- 1) Hudson CB, Beaudette FR. Infection of the Cloaca with the Virus of Infectious Bronchitis. *Science*. 1932; 76: 34.
- 2) Docea AO, Tsatsakis A, Albuлесcu D, et al. A new threat from an old enemy: Reemergence of coronavirus (Review). *Int J Mol Med*. 2020; 45: 1631-43.
- 3) Tiwari R, Mishra AR, Gupta A, et al. Structural similarity-based prediction of host factors associated with SARS-CoV-2 infection and pathogenesis. *J Biomol Struct Dyn*. 2021: 1-12.
- 4) Yang YL, Liu J, Wang TY, et al. Aminopeptidase N Is an Entry Co-factor Triggering Porcine Deltacoronavirus Entry via an Endocytotic Pathway. *J Virol*. 2021; 95: e0094421.
- 5) Heald-Sargent T, Gallagher T. Ready, set, fuse! The coronavirus spike protein and acquisition of fusion competence. *Viruses*. 2012; 4: 557-80.
- 6) Hagiwara M, Kobayashi K, Tadokoro T, et al. Rab5 affinity chromatography without nonhydrolyzable GTP analogues. *Z Naturforsch C J Biosci*. 2009; 64: 303-6.
- 7) Hagiwara M, Kokubu E, Sugiura S, et al. Vinculin and Rab5 complex is required [correction of required]for uptake of *Staphylococcus aureus* and interleukin-6 expression. *PLoS One*. 2014; 9: e87373.
- 8) Hagiwara M, Komatsu T, Sugiura SS, et al. POT1b regulates phagocytosis and NO production by modulating activity of the small GTPase Rab5. *Biochem Biophys Res Commun*. 2013; 439: 413-7.
- 9) Hagiwara M, Matsushita K. Epigallocatechin gallate suppresses LPS endocytosis and nitric oxide production by reducing Rab5-caveolin-1 interaction. *Biomed Res*. 2014; 35: 145-51.
- 10) Hagiwara M, Matsushita K. Synthetic cell-

- permeable caveolin-1 scaffolding domain peptide activates phagocytosis of *Escherichia coli* by regulating Rab5 activity. *Z Naturforsch C J Biosci.* 2020; 75: 333-7.
- 11) Hagiwara M, Shinomiya H, Kashihara M, et al. Interaction of activated Rab5 with actin-bundling proteins, L- and T-plastin and its relevance to endocytic functions in mammalian cells. *Biochem Biophys Res Commun.* 2011; 407: 615-9.
 - 12) Hagiwara M, Shirai Y, Nomura R, et al. Caveolin-1 activates Rab5 and enhances endocytosis through direct interaction. *Biochem Biophys Res Commun.* 2009; 378: 73-8.
 - 13) Kato Y, Hagiwara M, Ishihara Y, et al. TNF-alpha augmented *Porphyromonas gingivalis* invasion in human gingival epithelial cells through Rab5 and ICAM-1. *BMC Microbiol.* 2014; 14: 229.
 - 14) Zerial M, McBride H. Rab proteins as membrane organizers. *Nat Rev Mol Cell Biol.* 2001; 2: 107-17.
 - 15) Stenmark H. Rab GTPases as coordinators of vesicle traffic. *Nat Rev Mol Cell Biol.* 2009; 10: 513-25.
 - 16) Hutagalung AH, Novick PJ. Role of Rab GTPases in membrane traffic and cell physiology. *Physiol Rev.* 2011; 91: 119-49.
 - 17) 萩原 真, 小林 謙一, 田所 忠弘, et al. Rab5 結合因子同定のための迅速且つ簡便な Far-western blotting. *東京農業大学農学集報.* 2009; 53: 322-6.
 - 18) 萩原 真, 松下 健二. 低分子量Gタンパク質 Rab5 によるエンドサイトーシス制御機構. *人間生活学研究.* 2021: 39-47.
 - 19) 萩原 真, 松下 健二. 細胞膜透過性 caveolin-1 スキャフォールディングドメインペプチドによるファゴサイトーシスの活性化. *人間生活学研究.* 2021: 49-57.
 - 20) Dowler BC. Endocytosis : structural components, functions and pathways. Chapter 11 Rab5 Mediated Caveolae Endocytosis. Yuji Yamamoto, Tadahiro Tadokoro, Makoto Hagiwara, : Nova Science publishers; 2010: 211-221.
 - 21) Hanafusa H, Yagi T, Ikeda H, et al. LRRK1 phosphorylation of Rab7 at S72 links trafficking of EGFR-containing endosomes to its effector RILP. *J Cell Sci.* 2019; 132.
 - 22) Guerra F, Bucci C. Multiple Roles of the Small GTPase Rab7. *Cells.* 2016; 5.
 - 23) Jung J, Baek J, Tae K, et al. Structural mechanism for regulation of Rab7 by site-specific monoubiquitination. *Int J Biol Macromol.* 2021.
 - 24) Kim ES, Jeon MT, Kim KS, et al. Spike Proteins of SARS-CoV-2 Induce Pathological Changes in Molecular Delivery and Metabolic Function in the Brain Endothelial Cells. *Viruses.* 2021; 13.
 - 25) Wedrowska E, Wandtke T, Senderek T, et al. Coronaviruses fusion with the membrane and entry to the host cell. *Ann Agric Environ Med.* 2020; 27: 175-83.
 - 26) Shang J, Wan Y, Luo C, et al. Cell entry mechanisms of SARS-CoV-2. *Proc Natl Acad Sci U S A.* 2020; 117: 11727-34.
 - 27) Du L, He Y, Zhou Y, et al. The spike protein of SARS-CoV--a target for vaccine and therapeutic development. *Nat Rev Microbiol.* 2009; 7: 226-36.
 - 28) Du L, Zhao G, Yang Y, et al. A conformation-dependent neutralizing monoclonal antibody specifically targeting receptor-binding domain in Middle East respiratory syndrome coronavirus spike protein. *J Virol.* 2014; 88: 7045-53.
 - 29) Zhou H, Chen Y, Zhang S, et al. Structural definition of a neutralization epitope on the N-terminal domain of MERS-CoV spike glycoprotein. *Nat Commun.* 2019; 10: 3068.
 - 30) Ying T, Du L, Ju TW, et al. Exceptionally potent

- neutralization of Middle East respiratory syndrome coronavirus by human monoclonal antibodies. *J Virol.* 2014; 88: 7796-805.
- 31) Jiang L, Wang N, Zuo T, et al. Potent neutralization of MERS-CoV by human neutralizing monoclonal antibodies to the viral spike glycoprotein. *Sci Transl Med.* 2014; 6: 234ra59.
- 32) Walls AC, Park YJ, Tortorici MA, et al. Structure, Function, and Antigenicity of the SARS-CoV-2 Spike Glycoprotein. *Cell.* 2020; 181: 281-92 e6.
- 33) Bosch BJ, Smits SL, Haagmans BL. Membrane ectopeptidases targeted by human coronaviruses. *Curr Opin Virol.* 2014; 6: 55-60.
- 34) Higuchi Y, Suzuki T, Arimori T, et al. Engineered ACE2 receptor therapy overcomes mutational escape of SARS-CoV-2. *Nat Commun.* 2021; 12: 3802.
- 35) Chen J, Wang R, Gilby NB, et al. Omicron (B.1.1.529): Infectivity, vaccine breakthrough, and antibody resistance. *ArXiv.* 2021.
- 36) Zhang L, Li Q, Liang Z, et al. The significant immune escape of pseudotyped SARS-CoV-2 Variant Omicron. *Emerg Microbes Infect.* 2021: 1-11.

第11回 新潟人間生活学会

第1部 記念講演 「家族と地域を支える学習支援」

令和3年7月10日

オンライン Zoom開催

(配信場所：新潟県立大学)

第 11 回新潟人間生活学会（令和 3 年 7 月 10 日）

記念講演「家族と地域を支える学習支援」

講師：青砥 恭 氏（NPO 法人さいたまユースサポートネット 代表理事）

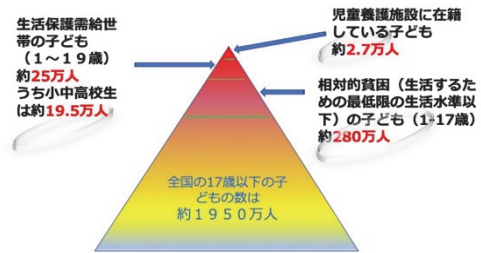
NPO さいたまユースサポートネット代表の青砥と申します。僕は 1983 年から 20 年間、埼玉県の高校の教員をして、それからあと 10 年は埼玉大学などで学生諸君とお付き合いをしてきました。

みなさんご存知なことも多いかと思いますが、学生さんたちもおられますので、基礎的な内容からお話させていただきます。僕が学習支援を始めたのは、最初に埼玉県の事業でしたから、2009 年頃だったと思います。教師なので、子どもの貧困対策を福祉的観点というより、子どもの学ぶ権利を困窮層のなかでどう保障していくのか、教育の格差の解消に向けて学習支援事業がどの程度担えるのかといった問題意識で、学習支援事業を作ってきた全国のひとりだと思えます。

基本的な数値を示すと（資料 1）、日本では、1 億 3,000 万人ほどの人口があって、17 歳以下の子どもの数はざっと 2,000 万人、それから 13.5%といわれる相対的貧困、これも正確な定義とはちょっとずれますけれども、平均収入の 2 分の 1 以下というふうに日本ではなっておりまして、ヨーロッパ諸国では 60%以下という国もあるので、そうすると当然相対的貧困層というのは日本よりも相当増えるわけです。ざっと 17 歳以下の子どもの数でいうと 300 万人、そのうち児童養護施設、社会的養護に在籍している子どもが今 7,000 人です。里親さんとかファミリーホームに入っている子どもも入れるとあと 1 万人弱、増えます。それから生活保護世帯の教育扶助を受けている子どもの数を見ると、小中学生だけでだいたい 20 万人。生活保護受給世帯の子どもは 19 歳以下になると 25 万人ですから、300 万人近い相対的貧困層と言われる中で、生活保護制度の対象になっているのは、その 10 分の 1 以下になるわけです。

日本で貧困と考えられている子どもたち

日本において相対的貧困（生活するための最低限の生活水準以下）の子どもは約 280 万人



それから日本の貧困対策法というのは、生活保護法、2013年にできた生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法という大きな柱3つになります。子どもの貧困対策法は後の方でも述べますけれども、どちらかというとこれは理念法でありまして、実体法ではない。簡単に言うと、お金がほとんどついてないわけです。そういうことになると、日本の貧困対策というのはいったいどうなっているのか、この中でやっていかなければいけないのか。あと、「公助」「共助」「自助」という言葉が、最近政権の方からも時々出てきて、みなさん知られるようになりましたが、法律で、制度で救済できるということを「公助」としますと、あと「自助」なのか、「共助」なのか。そこを「自助」とすると、自分でなんとかしなさい、「自己責任」ということになります。これではあまりだけれども、その中でこういう制度の枠に入らない子どもたち、実際この数字だけを見ても、貧困対策で今ある法律で何とかなるというのは非常に現実的ではないということになるわけです。

そこを僕たちが今どういうふうにも、どういうスキームをこの社会の中で作っていけばいいのかということになります。コロナ禍の昨年から大きな状況が作られてきて、これは新聞紙上にいくつか載っているものを書いたも

のになります(資料2)。要するに貧困と格差と言いますが、その現実がいつそう深刻化しているという数値がどんどん出てきています。これは毎日のニュースを見るだけでも、飲食で働いておられる方々がどれほど苦難の中で仕事をされているか、そういうこともちょっと見ていただくと、交通業、観光業、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われる人々は、人間と人間の密な関係性の中で働かざるを得ない。それでも賃金給与は非常に安い。それから(製造)ラインで仕事できるというのはどちらかというとエッセンシャルワーカーではない方々が多い。社会の格差が、歴然とコロナ禍では一層多くの人々に可視化されているのではないかと思います。

コロナ禍における貧困

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い様々な数値に貧困化進展の兆候がみられる

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に関連する解雇や雇止めが、2021年4月時点で見込みを含めて10万人を超えると厚労省が発表(朝日新聞オンライン)
- ・シフト制の勤務時間が半分以下になったのに休業手当を受け取っていない「実質的失業者」は女性103万人、男性43万人に上る(野村総合研究所HP)
- ・非正規雇用者の人数は、2020年3月から11月まで連続して前年比マイナスを記録(ロイターHP)
- ・自治体の「自立相談支援機関」に、2020年度の上半期(4~9月)は前年同期の3倍に当たる39万1717件の新規相談が寄せられた(日経新聞オンライン)

僕らはこの十数年間、地域社会、地域の中で生活保護を受けているひとり親のお母さん、学童の先生、保育所の先生などいろんな方々に登場していただいて、埼玉県の中部の町で聞き取り、お話を聞く会を、年に6~7回のペースでやってきました。そういう中でこの活動を始めました。延長線上のようなものですが、始めた頃は1980年代で、それが高校の教員を辞めたのは2000年になってから間もなくですけども、その頃になると、社会の状況はガラッと変わってしまいました。1980年代に高校の中途退学調査をやっていましたが、中退した若者たちが、あの頃もありましたが、中退した後の仕事はなんとか、特に建設業であるとか、公共事業系ですね、そういうところで働く機会は結構ありました。その頃卒業した若者たちと時々会いますが、もうそろそろ50代になる。中途退学しても、お店の主人をしている、建設業の社長さんをして

いる、もう若者ではありませんけれども、そういう人たちがたくさんいます。けれども2000年代に入ってから、そういう状況ではないです。困窮層といいますか、1回中途退学してしまうとなかなか自立できない。生涯貧困の中で暮らしていかざるを得ないこともある。そういう子どもたちから聞き取り、状況を見ていくと、こういう様々な困難、リスクが複合的に重層的に重なり合うという若者たちがたくさん見えてきました(資料3)。

私達が支援することも、若者達

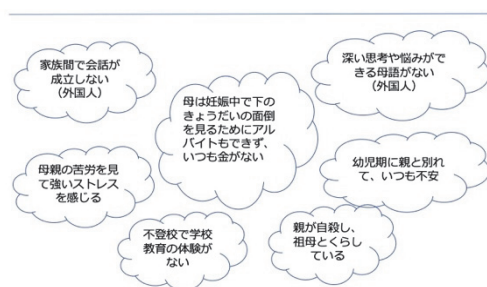
複合的で重層的なリスクを抱える子ども・若者たちが支援の対象



僕は、ここ4~5年は定時制の高校生の聞き取りを行ってきました(資料4)。埼玉県内の定時制通信の高校、公立高校ばかりです。聞き取りしてみると、外国人の子どもたちは、入学後間もなく中退をしていく、ほとんど学校に来ないまま日本語の授業についていけなくて、辞めていく。家族間で会話が成立しない、深い思考や悩みができる母語がない、日本語も学びきれていないし、母語もどんどん忘れていく。家族、親は母語しかできない、家族のアイデンティティも育ってない。非常に困難の中で暮らしている外国人がたくさんおります。それから、お母さんが妊娠中で下の弟妹の面倒を見なければいけない、アルバイトもできない、いつもお金がないとか、それから母親の苦労を見ながらひとり親で親の様子をみながら、強いストレスを感じているとか、親が自殺して祖母と暮らしている。幼児期に親と別れていつも不安を抱えながら生きている愛着障害の子ども。それから定時制に来る子どもたち、若者たち、これも50年代60年代のように全日制と定時制の割合が2対1程度だった時代も日本も戦後ありました。今は定時制高校に来る子どもたちが減ってい

まして、その中で生徒の多くは、中学校や小学校で不登校を経験している。

さいたまコースの聞き取りから見える子ども・若者たちの困難の現状



今いろいろ社会で言われているヤングケアラーではないかと思われると思いますが、実はヤングケアラーの生徒はものすごく多いです。僕はヤングケアラーの問題を考えると、これはやはり1つは、貧困問題だという気がします。特にひとり親の家族は、父子家庭であれ母子家庭であれ、そこで親が1人で仕事も家族を見守る、養育するというのを1人ですということですので、到底それはできない。困窮層の場合は外に助力を求めることもできない。それから孤立傾向が強い。そういう問題も重なってありまして、全て自分たちでやる。お姉ちゃんやお兄ちゃんが、弟たち、妹たちの面倒を見る、そのために学校になかなか行けない。中には、親が、障害をもっていたり、精神疾患だったりそういう場合も少なくありません。そういうケースになると一層困難になっている。ヤングケアラーと言われる現象が、話題になっておりますが、そういう家族も子どもたちもたくさん見えました。

この学習支援ということにもう1回フォーカスしますと、僕たちの活動というのはなぜ学習支援なのか、これは後々申しますが、やはり学習支援だけで解決できるということではもちろんありません。けれども、1つは困窮層の場合、やはり教育格差の大きなところで、子どもたちの幼少期までの言語環境というものが非常に大きな差となっています(資料5)。特にどの程度、親との間で、どのような頻度で、どのような質の言葉を子どもたち

と親、家族との間で交わしていくか、どういう言語を子ども期のうちに獲得するか、特に就学前で語彙の獲得数とか、これは生活体験にも影響を受けています。それが就学期、小学校中学校に入りますと、学力や学習能力に大きな影響を与えてくる。どうやってその格差をなくすか、子どもたちに豊かな言葉、愛情に満ちた言葉、それから寛容性に満ちた言葉、そういうものを学習支援の中でどうやって伝えていけばいいだろうかということも非常に大きな問題意識として持ってまいりました。

学齢前の課題-子どもは親の何を相続するのか?

- 教育=社会的相続の影響をいかに減らすか
→ 幼少期(6歳ごろまでの)言語環境の重要性
- ①どんな言葉を使い、どんな頻度で話しかけられてきたか
- ②どのような育ちが子どもの能力に影響を与えるか
(言語の獲得) → 複雑な世界を理解するための基本
言葉、言葉の持つ概念、感情、文化を吸収する、しゃべること、聞いてもらうこと
- 〈育ちが先天的な能力を凌駕する〉とは、
学力・学習能力に大きな影響を与えるもの
⇒ 幼児期の「獲得語彙数」&「生活体験」

それからもう一つ申し上げますと、僕も教育のことを勉強してきましたけれども、戦後教育をずっと見てきて、教育は社会の分断や格差にどう向き合っているのか、対応してきたのか、ということになると思います(資料6)。本当は教育の機能というのはJ.デュのことを学ぶまでもないことですが、最近やはり「階層と教育」というテーマで、これは教育社会学という学問の大きな研究対象でもあります。社会統合、共生、階層移動、これは教育のここで起きた問題をやはり教育が解決をしていく。教育は子どもにとって社会保障の中核である、ということを中心に据えながら、学校教育と学校外教育をどう統合させていくかということを考えていかなければいけないと思います。これは名古屋大学の小川利夫先生たちが主張されてこられたことですが、学校教育だけではなくて、学校外教育の中で格差がたくさん作られています。学校は格差が少ないという現実を踏まえれば、学校が教育とセットで考えなければならない。制度的に申し上げますと、学校と地

域社会がどう連携をして、この子どもたちと困難に向き合うかということになるかと思っています。

やり方だろうと思うんですけども、こんなやり方です。

教育は不平等を克服できるか

教育は社会の分断にどう向き合っているか

- 教育の機能 : 社会統合・共生・階層移動
- 教育は子どもにとって社会保障の中核

→ 学校教育と学校外教育の統合 (教育福祉)

僕たちのさいたま市の事業を少しだけご紹介しますと、今は小学生の学習支援と中高生の学習支援と二つの形で展開しています。対象は生活保護世帯と児童扶養手当全額支給世帯で、この中高生だけでだいたい毎年 400 人弱おります。さいたま市は 130 万人の政令指定都市で、そこで週 2 回、全 10 区に 1 教室ないし 2 教室があります。埼玉大学の学生が多く 350 人程度の学生たちがボランティアで、有償ボランティアですけれども参加をしています。そこでいくつか、具体的にどんなことやっているかということを紹介させていただきます。

例えばこの子は(資料7)、ひとり親家庭で、小学生の頃は勉強好きだったが、中学に入ってから授業に追いつけなくなっていく。不登校で、1人で外出もできなくなったという子どもが学習教室にやってくる。教室では同伴する紹介者を介さないと、ボランティアと関わることができないという状況でしたので、その室長さん(室長さんもボランティア、多くはほとんどボランティア出身、今私達の団体の職員)が、自分のペースでいいよという話かけをして、受け入れ、安心して教室に通うような状況とコミュニケーションをできるようにする。そういう中で徐々に自分たちがここでできる勉強を、例えば数学と社会であったり、何でもいいですが、担当のボランティアが、毎回週2回、顔を合わせて「よく来たね」ってところから受け止めて、少しずつ勉強を一緒にやる。これは新潟も同じような

コースの活動 1
支援教室への安心感から、やりたいことに挑戦

• 中学三年生のAは、小学生のころは学習が好きだった。しかし、中学校に入學して早々、授業に追いつけず、学校生活が楽しく不登校し、生活にも影響して、あまり人と関わらなくなったり、一人で外出したりすることができなくなっていた。

• 当初、教室では、同伴する保護者を介さないとボランティアと関わることができず、表情も変化がなかった。それでも、室長が継続して声をかけ、「自分のペースでいいよ」という話しかけて、徐々に安心感を抱き、一人で教室に通えるようになった。その後、Aが「まだ勉強ができるようになりたい」という思いをボランティアに伝えてきた。まずは、やりたい数学と社会の学習をし、現在は、「授業にも出たい」という希望を持てるようになり、学校の二科目の授業に参加している。

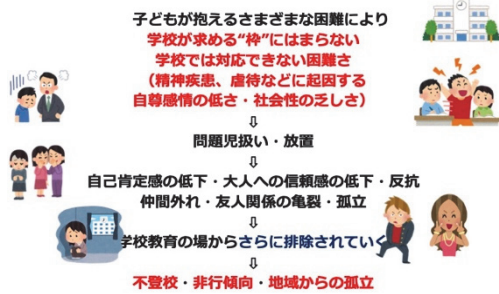
コースの活動 2
ヤングケアラー
親の精神疾患など複合的な困難の中にある生徒の事例

• 特別支援学級に通う中三のBの母親は精神疾患があり子どもへの虐待もあった。室長が家庭訪問した時も、部屋には物が散乱しベットの排泄物も片付けてなかった。Bにも発達障害がいがみられ、中学は特別支援学校への進学を勧めていた。子どもの障がいが受け入れられない母親は「ムリに行かせようとする」と反発していた。

• 室長は、中学校の教職員、子育て支援課などと情報共有に努めた。中学校でケース会議を開くことができ、学習支援教室では、Bの安心できる居場所としての役割を担うこととなった。室長はBとの信頼関係を深めつつ、近隣の特別支援学校の見学会にも一緒に参加した。家庭状況の改善を図るための連携にも努め、家庭にはヘルパーに入ってもらうことができた。徐々に、Bも母親も落ち着きを取り戻し、母子で納得のうえで、特別支援学校へ進学することになった。

それから特別支援学級に行っているような子どもも来ております(資料8)。この子はかなり難しい家庭でして、中三の男の子でしたけれども、お母さんは精神疾患で虐待があって、家庭の片付けや食事の用意がなかなか難しい、非常に困難な家庭でした。この子の場合は、室長さん、中学校の先生たち、子育て支援課、そういう人たちとケース会議を何回も開いて、中学の先生たちと連携してケース会議を開催し、それから今度安心できる居場所としての教室を作り、関係性を深める。特別支援学校の見学会も一緒に出かけて、どの学校に行けばいいかなど、母親ともよく話をする。こういう家族全体を受けとめるということもやっていかないと、こういう子どもはなかなか対応ができない。そういう学校教育から排除されるといいますか、学校教育がアプローチできない、学校教育の中にずっと入っていけないような子どもたちをどうこの支援教室は支えられるか、ということになると思います(資料9)。

学校教育から「排除」される子どもたちが支援教室に



学校が求めていること、縦の枠の中にはまらない、そういう子どもたちに対する支援ということ、我々は考えていかなければいけない。だから学校・学校教育（今の学校教育の現実、先生たちも大変忙しくなっていて、こういう子どもたちがクラスに何人かいるととても対応できないというのが実際のところ）とこういう学習支援をやっている団体との間でどう連携をしていくか、地域の社会資源と言われる地域の人たちとどう連携するかということが今後は鍵になると思います。ですから学習支援というのは、決して勉強ができる時空的な場所を用意すればそれで済むということではもう絶対ありません。

それから、ここの学習支援の場が、どのように機能しているかということ、子どもたち、ボランティア、親たちにとってどうなのかということだけ申し上げます（資料 10）。子どもたちにとっては、学び直しの場合であり、仲間を作りたい、意欲を再生する場であり、これから生きていくための人生のコミュニケーションであったり、人間と人間の関係性を作る、育てる、そういう力を育てる、ゆっくりとそれができる場、人生のベーシックスケールの獲得の場である。ボランティアにとっては特に若い方にとっては、学生さんたちにとっては、社会と人間の多様性を認識する場になります。人間の多様性、社会の多様性というのは、僕は可能性の問題だというふうに考えています。そういう公共空間を創造することにボランティアであっても、1 人の子ども 2 人の子どもと対応していてもそれは地域のネットワークを核として公共空間を創造す

ること、そういった活動に皆さんは参加をしているというふうに僕は学生の皆さんには話しています。

貧困からの根源的な自立（意欲） ← 「学習・居場所支援」

- 【中高生にとっての】
 - ・学びなおしの場 ・学びたい、仲間をつくりたい、意欲の再生
 - ・人生のベーシックスキル獲得の場
- 【ボランティアにとっての】
 - ・社会と人間の多様性を認識する場
 - ・地域のネットワーク・公共空間の創造
- 【親（外国生まれ）にとっての】
 - ・子育て相談
 - ・リーガルリテラシー
 - ・地域社会への仲間入り
 - ・孤立からの解放



それから親たちにとっては、そこは子育てを相談する以外、外国生まれの親たちにとってはリーガルリテラシーを学ぶ、地域社会へ仲間入り、孤立から解放される場なのだという位置づけを僕たちはしております。

「子どもの貧困対策推進法」という法律が 2013 年にできました。背景は経済的格差の拡大です。先ほど申し上げましたけれども、1990 年代のバブル崩壊、2000 年代のリーマンショックなど、日本の経済は停滞してきました。そういう困窮層、格差の問題が日本の大きな社会問題であるということが合意形成できてきました（資料 11、12）。それからもう一つは、イギリスで「子どもの貧困対策法」ができた。それを学んだ研究者の方々は、僕もその 1 人です。そういう中で子どもの貧困対策推進法ができました。やはりいくつか問題があって、評価のための具体的指標がない、目標が明確でない、数値目標が作られていない。子どもの貧困対策法は理念法であると言われても、まさにその通りで、具体的にどこまでお金が使われて、どういうふうにやろうか、今コロナでいわゆる「アベノマスク」に数百億円が使われたと言われてはいますが、子どもの貧困対策で学習支援がありますけど、学習支援全体で今予算が計上されても全国でほしい 40 億円。学習支援だけでもそうだけれども、子どもの貧困対策で国が使っているお金というのは、ほとんどが、既存の制度に、例えば教員の数を増やすとか、スクールソーシャルワーカーの人数を増やすとか、既

存の活動にお金を使うということであって、なかなか新しい事業を作ったり、子どもたちに直接現金給付したり、というところがなかなかない。子どもの貧困対策法の課題は、貧困の連鎖をストップさせるという議論なんです。

子どもの貧困対策推進法制定

2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌2014年1月に施行、2018年に改訂

成立に至る背景

- 1 バブルの終焉に伴う経済的格差の拡大
- 2 貧困状態の子どもへの公的支援に対する社会的理解の高まり
- 3 英国における子どもの貧困法の制定
- 4 日本は憲法25条（生存権）の実現にさえ消極的な社会

そのため、目標は将来の貧困であって、現在の貧困を解決するという事にならない。だから学習支援についても、僕たちはそこを十分理解してやらなければいけないと思います。学習支援も、将来の貧困を、貧困の連鎖を解消するというだけではなくて、やっぱり今の子どもたちに今の人生の、この10代、13歳、14歳、15歳の、この時代をどう有意義に過ごさせるか、そして学校生活がどう楽しく、彼らにとって充実したものになっていくのかということも、大切な学習支援の役割だと思います（資料13）。

子どもの貧困対策推進法制定の意義

子どもの貧困対策に組織的に取り組む制度ができ、地方自治体とボランティア団体の協働がスタートした意味は大きい・・・

- 1 子どもの貧困対策を組織的に取り組む制度
- 2 地方自治体とボランティア団体の活動がスタート

(3) 国連子どもの権利委員会の勧告（2019年3月）
「資源配分の十分性、有効性、公平性の監視、**評価のための具体的指標（目標数値）**」を策定することを勧告

相対的貧困率：等価可処分所得の格差（所得格差）に注目し、貧困を重的に把握するシステム
→ 日本の富の再配分のシステムに課題あり
→ 自己責任論、自助を克服する論理ではない

公助 < 自助・共助

※ **進む市場化**：学習支援、就労支援にとどまらず、子ども食堂さえも営利企業に包括的に委託することも
生因法の学習支援 553団体が747事業（ほとんどが1団体1か所だがA社は80か所）

子どもの貧困対策推進法の課題

貧困削減の具体的な目標がないこと、子どもや保護者が権利要求の主体でないという課題が残る

◎子どもの貧困削減の目標がない

数値はすべて一般教育制度の成果指標（進学 卒業など）
2014貧困対策大綱 → 将来社会を支える人材育成
(労働市場向け？ 人権問題?)

◎子どもや保護者が権利要求の主体になっていない

貧困からの即時離脱(≠「貧困の連鎖」論)を要求(国、自治体)できることが必要

2019年には以下の改正が行われた

第1条の改正 子どもの**現在**および将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように・・・児童の権利に関する条約の精神にのっとり、

第2条の改正 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければ・・・

ただ、やはり将来的に我々はこれから制度改正をしなければなりません。貧困からの即時離脱という対策をどうやっていけばいいのか。これが学習支援と子ども食堂だけでは足りないわけです。それをどうすればいいのかというのは、社会全体で議論して、子どもの貧困対策という貧困は、日本社会はOECD（経済開発協力機構）、つまり先進国の中でもアメリカに次いで、貧困率は高い。そういう国なのだという現実を踏まえておく必要があると思います。

それからもう最後の方になりますけれども、子どもの貧困と格差の解消に向けて、これは構造的な問題で、困難を抱える家族の、特定の家族の問題ではない。

子どもの期待に応える学習支援というのは、子どもたちが他者や社会に対する信頼を醸成することであり、将来の社会形成につながる。

教育の目標というのはそのまま子どもの利益と社会統合に繋がる。行政や政治が関わることはとても大きいと思います。これは制度をより完成に近づけ、そして政治や行政がしっかり社会に責任を持ち、それから持続的な制度に変えていかなければいけない。そういう責任があるということを、政治に常に言っていかなければならないと思います（資料14）。

子どもの貧困と格差の解消に向けて

子どもの貧困と格差の解消を目指す上で、以下の内容を理解することが重要である

- ①構造的な問題で、困難を抱える家族など特定集団の問題ではない
- ②子どもの期待に応えることは他者や社会への信頼を醸成し、将来の社会形成の課題である
- ③教育の目標は子どもの利益と社会統合である
- ④行政や政治がかかわる意味は、持続性の保障である

そこで私たちは「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」をつくっております。僕はその代表をしております。新潟の皆さんにも参加をしていただきたい。僕たちが今やっていることは、国にはもっと貧困対策、学習支援に予算を増やしてほしいと申し上げます。今のままでは、地方自治体が2分の1、国が2分の1という半分ずつの分担になっておりますから、地方自治体でも小さな財政規模しか持っていない、つまり10万以下の人口規模しかもってない町で、学習支援をやることはなかなか困難です。それを何とか学習支援の国負担の部分の拡大してほしいということを申し上げます。それから、我々自身もこの事業は、常に見直していく、包括的な子ども支援の事業という位置づけです。学習生活支援の教室自体を拡大すること、アウトリーチ、職業支援、外国ルーツの子どもの支援、計画に向ける居場所作り、相談支援のあり方など。まだまだこの事業が広がっていかねばいけない(資料15)。

「学習・生活支援事業」の今後に向けて

■事業目的の再定義

貧困の連鎖(将来の貧困)を学力支援のみで止めるのではなく、子どもや保護者の多様なニーズへの包括的な対応と地域作り・ネットワーク形成が事業の目的であるべき

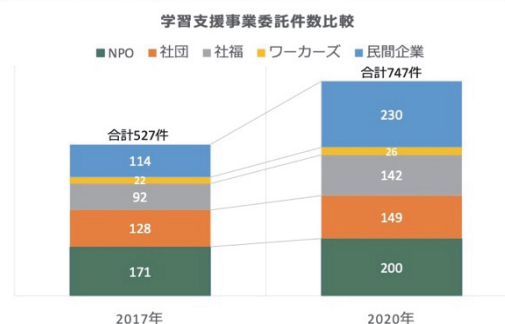
■事業を推進する上で必要なこと

- ①国の予算拡充
 - 学習・生活支援事業の国負担分の拡大(2分の1~3分の2へ)
 - 背景は、コロナ禍での地域格差の拡大及び地方で実施していない自治体の大きな理由が財源(+人)であること
- ②支援内容の見直し
 - 包括的な子ども支援へ
 - (1) 学習・生活支援教室自体の拡大、(2)アウトリーチ、(3)食糧支援
 - (4)外国ルーツの子ども支援、(5)低学年向けの居場所作り(日本財団)
 - (6)相談支援
- ③支援資源の拡大
 - 点と線から面(地域)としての支援資源の拡大
 - 地域の連携、ネットワーク形成、地域における子ども支援の担い手の育成を視野に入れた持続的な活動

私たちの団体「さいたまユースサポートネット」は、2016年に全国調査を厚生労働省から支援を受けました。そのときに、学習支援

に参加していた数は、先ほど申し上げましたけど、相対的貧困に該当する子どもは300万人(17歳以下の子ども)、その中で学習支援に参加している、来ている子どもは6万人でしかなかった。学習支援が、一番大きな事業ではありますが、それでも6万人程度に過ぎません。ですから、今は制度で生活保護法、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法という法律で支援をするというのは、点と線でしかないのではないかと考えています。それをもっと面として、地域社会から子どもたちを支えるというシステムをもっと作っていかねばいけない。そういうことを考えていまして、僕は今、新しい事業を考えています。

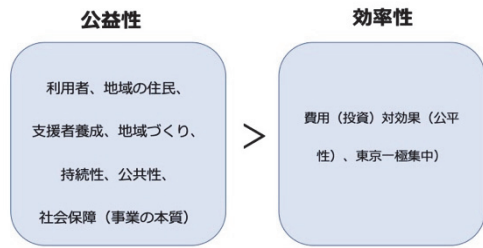
学習支援の委託先 拡大する市場化 (2020年10月厚労省調べ)



それから、学習支援もどんどん市場化していて、民間の塾産業がどんどん入ってきていて、NPOが塾産業と競争して負けるという一例が出てきています(資料16)。こういう事業は、僕らがやっているのは利用者や地域住民にとってどういう価値を持つのか、支援者養成、地域作り、持続性、公共性、社会保障、いわゆる公益性と僕は考えますけれども、そういう価値を、どうやってこの活動に付与していくのか、それは今非常に新自由主義的な競争原理で物事は進んでいますけれども、そういうことよりも遥かに大事な価値なのではないかと考えています。特に子どもの貧困対策とか、人間が生きていくために欠かせない活動については、公益性というものを一層重視されるべきではないかと考えています(資料17)。

子ども・若者支援における公益性とは

子ども・若者支援事業において、重視されるべき価値は効率性ではなく、公益性である



僕たちの団体は学習支援、居場所、就労という三本柱ですけれども、最近では、さいたま市にこういう拠点を我々が持っておりまして、ここで、地域の方々行政、企業など社会資源と協働をして子どもたちと向き合うシステムをどう作るか考えています。我々自身が現場を持っていますけれども、地域コーディネーターをしています。(資料18)。その中で、僕はサッカーチームの大宮アルディージャの方々や浦和レッズの方々とよく議論しています。どういうふうにしてこの子どもたちと向き合えるか、この格差の中で孤立化する外国人の子どもも含めて子どもたちを支えられるシステムをどう作ろうかということ、毎日のように議論しています。研究者が入って、そのシステムをどう作っていくか、そしてどう検証していくか、必ず検証が必要ですので、そんなことを、日々やっているというのが今の状況です。

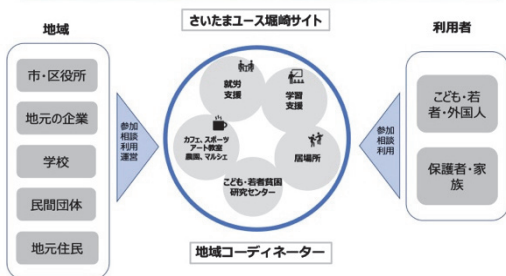
小池座長：青砥先生、限られた時間の中での確にまとめていただき、ありがとうございました。学習支援は最初の切り口であったと思いますが、その展開、活動を通して見えてきた教育の意義や目的に気づくことができました。教育は子どもにとっては社会保障の大事な要素ということも、非常に印象深い言葉として残りました。

学習支援の場で、子どもたちがいろいろ学ぶということ。この事業の中でも、大人の方の思いとしては、最初のきっかけにはなっているとありますが、そこから発展し、学生たち、ボランティア、地域住民、みなさんそれぞれにとって意味がある、意義があるということも整理してまとめていただけたかと思います。貧困対策が社会の中で取り組まれる中で、法改正もあり、将来を担っていく子どもたちを育てていくという観点に加えて、今を生きる子どもたちの観点も加わりました。子どもたちが今をどう充実して生活していくことができるか、学校生活、地域活動すべてにおいて、子どもたちの今をどう大事にしていくかという観点は私達大人がかなり意識していかなければ、どこか将来の担い手としての子どもの見方、限られた見方になってしまうと感じています。

先生、基調講演ありがとうございました。みなさんも画面の向こうから、拍手をお願いしたいと思います。

堀崎モデル

地域の自治会や民生委員、地方議員、学校、保育園などすべての住民のネットワークで生きつらさを抱える子ども・若者を支援する仕組みを作る



一応ご報告としてここまでにしておきます。何でもご質問をお願いいたします。ありがとうございました。

第2部 シンポジウム

「新潟市東区中学生勉強会の軌跡と 今後の展望」

第 11 回新潟人間生活学会（令和 3 年 7 月 10 日）

シンポジウム「新潟市東区中学生勉強会の軌跡と今後の展望」

座長：小池 由佳（新潟県立大学）

シンポジスト：目黒 勝 氏（元事業担当者）

二ノ宮 陸 氏（元参加者）

野口 雅弘 氏（元サポーター）

高口 和治 氏（元学習支援員）

小澤 薫（新潟県立大学）

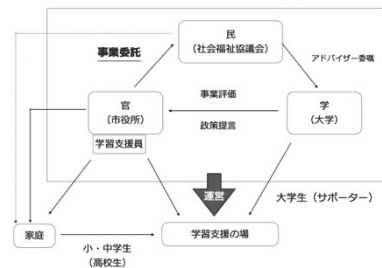
コメンテーター：青砥 恭 氏（NPO 法人さいたまユースサポートネット 代表理事）

小池：第 2 部のシンポジウムに移ります。その前に、このシンポジウムで取りあげる「中学生勉強会」について紹介させていただきます。

新潟市東区では、2010 年度より低所得家庭の子どもたちを対象に、学力をつけるというより、学習習慣を子どもたちに身につけてもらい、その結果としての学力向上、高校進学を目的に勉強会を始めました。昨年度がちょうど 10 年になりました。先ほどの青砥先生のお話にもありましたが、事業を展開していけば、その中で検証が当然必要であり、私たちも 10 年間やってきた中で、この事業が東区の中でどのように続いてきたのか、またこれからの 10 年をどのような形で続けていくことができるのか、その検証の機会として今回のシンポジウムを企画いたしました。

東区には、本学があるということで、立ち上げ当時、東区の保護課から事業参加に声をかけていただき、大学そして地域の福祉を担っている社会福祉協議会、三者が一体的に連携をしながら、学習支援の場、中学生勉強会を運営しております。大学としては、学生がサポーター、有償ボランティア活動として子どもたちに関わっています。大学は専門の近い教員 2 名が学生たちの調整や、定期的な連携会議への参加、そして年に一度は事業の振り返りということ、アンケート等を通じて全体像を把握するということに取り組んでおります。

中学生勉強会の運営体制



学習支援事業の関係者（2021年度）

- ・ 対象：生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯の子ども（小5～中3、※高校生も参加）
- ・ サポーター：大学生（県立大学子ども学科【保育・福祉】、健康栄養学科、国際地域学科【教職】、その他）

- ・ 学習支援員：2人
- ・ サポートリーダー（学習支援員の補助）：1人
- ・ 福祉事務所の担当者：6人（SV、CWなど）
- ・ 社会福祉協議会の担当者：3人（CSWなど）
- ・ 大学：2人（子ども学科教員）

連絡調整会議
(2ヶ月に1回)

具体的な実施内容は、資料をご覧ください。3つの会場で週に1回開催しています。参加者の募集は、6月と11月の年2回、呼びかけをしております。そのほかにイベントとして、ウェルカムパーティー、3年生を送る会、夏休みスペシャル受験直前のスペシャルなども行っています。

実施内容

- 開催日：4月から3月（週1回×3会場）合計90回程度
- 時間：土日は9時から16時（午前、午後、終日参加）、平日は夕方
- 場所：東区内3ヶ所（公民館など公的施設）
- 募集：6月新規、11月追加（保護世帯はCWによる声かけ、非課税世帯は区報で周知し申込、ひとり親世帯は子ども支援課より案内）※希望者は随時受付
- イベント：①ウエルカムパーティ（7月・新しく参加する中学生、大学生の交流、軽食とつながりゲーム）、②3年生を送る会（3月・軽食とゲーム）、③夏休みSP（2回/会場は大学等）、④受験直前SP（4回×2会場：平日16時半～19時）
- サポーター募集にあたって、県大1年生を対象に、授業の1コマを使って市、社協の担当者から説明（6月）
- サポーター研修：目的、記録表の書き方などを再確認。アンケートの結果（中学生、保護者）についても説明（7月）

こちらが実際に学生たちにサポーターを呼び掛けるときのパンフレットになっています。学生サポーターによるものです。



それでは、シンポジウムを進めます。

最初、シンポジストの皆様にご自己紹介を含めて、この事業に関わっていた当時の状況や思いについてご発言をいただきます。その後、今のお立場から、今度はこの事業を振り返っての思いや期待を聞かせていただきます。最後に、まとめとして青砥先生からもご発言を予定しております。

最初にこの中学生勉強会の立ち上げ時に事業担当をされていた目黒さん。どうぞよろし

くお願いいたします。

目黒：今、ご紹介にあずかりました、新潟市人事委員会事務局の目黒と申します。本日はよろしくお願いたします。私の方からは当時中学生勉強会の立ち上げの市役所の担当者として感じていたこと、思いなどをお話させていただきたいと思ひます。私は平成22年から平成24年度までの東区役所の保護課に在籍していました。平成22年度に異動したばかりの頃、当時の上司や先輩たちから、生活保護の世帯には、様々な理由から勉強に集中することができない環境の子どもたちがいること、経済的な理由で塾に通えないというような子どもたちがいること、経済的な理由や家庭の様々な状況を理由に進学を諦めている子どもたちがいることを聞いており、実際、私もそのような家庭と接したことがありました。家庭事情だったり、経済的な理由を原因として子どもたちの将来の選択肢が狭まっていくことを目の当たりにしていく中で、職員同士で何とかこういった環境を打開する方法はないのかという話をしていました。その中で当時の上司から、新潟県内ではなかなか事例がなかったのですが、他県の事例などを踏まえて勉強会のようなものを開催することができないだろうかという話がありまして、私を含めた若手のメンバーが中心となり、中学生を対象にした勉強会を開催しようという話になりました。事業の構想を検討するにあたって、こういった方々を対象にしていくなか考えたときに、高校受験という大きなハードルを超えられるように、中学生を対象にしたらどうかということで、この事業が始まっていきました。事業を考えていく中で、予算面や事業のスケジュールなど、裏方的なところは市の若手メンバーの方で案を作成し、何とか勉強会の場が提供できるように検討していましたが、平成22年というのはリーマンショックがあった後で、生活保護の業務は新規申請件数が多くなっていた時期でした。生活保護業務と並行して事業を進めていくことについて、上席ともいろいろ話をしていましたが、当時のメンバーとしては、この中学生を対象にした

勉強会はなるべく早めに始めなければいけない、という思いがすごく強くありました。生活保護業務の方も大変ではありましたが、将来に向けて今ある課題を解決していきたいという思いを持って事業に取り組んでいたという事は、今でもはっきり覚えています。その後、事業の構想を考えて上席に勉強会の話を持っていった際には、この事業をもっと早くできないかという話を逆にされるぐらいで、事業に関しては、多くの方から理解をいただいて進めていくことができたと感じています。

事業には私たち市役所の職員だけではなく、周囲の方々の協力も必要でした。私たちは中学生の方々に勉強を教えるというよりも、どちらかといえば勉強のやり方が学べるような、子どもたちに勉強ができる環境を提供していければいいと考えていました。子どもたちに将来の選択肢を広げていくような事業になってほしいという思いがありましたので、なるべく勉強の内容そのものではなくて、子どもたちがどのように勉強に向き合えばいいのかを伝えられるような人たちに勉強を教えてもらいたいと考えていました。そんな中、新潟市東区には新潟県立大学がございまして、さらに大学の中には、子どもたちに対して関わっていく子ども学科がございましたので、大学にご協力をお願いし、サポーターという形で学生の方々からも事業に参加していただくことができました。

新潟県立大学の方々だけではなく、勉強会の会場を利用するにあたっての会場の関係者の方、実際事業を受託していただいた社会福祉協議会の方々、関係者の方々がこの事業に賛同していただいて、事業を進めていくことができたと感じています。子どもたちを支えていくという思いが実現に繋がったのが、私の中ですごく印象に残っている仕事だったと考えております。

小池：ありがとうございます。10年前のことを本当に鮮明に覚えてくださっていることを思いながら、聞かせていただきました。

次に、中学生勉強会に参加していた二ノ宮さんにご発言をお願いしたいと思います。

二ノ宮：こんにちは。二ノ宮と申します。中学2年生から中学生勉強会に参加していました。現在は大学を卒業し、社会人2年目で、プログラマーとして働いています。まずは私が勉強会に参加するまでの経緯と、その後に中学生の頃に勉強会について感じていたことを話していきたいと思います。

中学生勉強会に入るまでの勉強に対する意識は、勉強は苦手、小学生の頃は、勉強しないでゲームや漫画ばかりでした。それでも小学校の頃はテストの点数をそれなりに取れていました。中学校に入るとテストの範囲も広がり、テスト点数があまり良くなかった。特に社会、用語を覚えるのが苦手だったので、そういうところでかなり点数を落としていました。その中、母親がこういう中学生勉強会があるということを教えてくれたので参加しました。

私は、塾や公文には通ったことがなかったけれど、1人では勉強できない、勉強に集中できない性格なのは自分でもわかっていたので、これを機に参加したいと思って参加しました。最初は毎週日曜日に石山会場で参加していましたが、参加することが楽しくなってきたので、土曜日にも藤見（当時）会場であるということで、週2回、土日に参加し始めました。

私が中学生勉強会に参加して感じていたことは、私が求めていた最高の学習の場というのが一番です。その理由がいくつかあるので紹介していきます。まず1人では集中して勉強できないでいたので隣にサポーターさんが座ってくれて、一緒にわからないところを考えてくれて勉強するというのもそうですし、私がその時に思いつかない解決策や考え方を、サポーターさんがいっぱい教えてくれました。それがすごく良かったです。

2点目は、ウェルカムパーティーなどのイベントで、毎回楽しい企画をサポーターの方々考えてくれて、毎回盛り上がったこと、ゲームの中で仲良くなった他の学校の中学生の方々となつながつて、普段の勉強会の休み時間にちょっと遊んだり、ゲームをしたりして

盛り上がったことがあります。

3点目は、受験前の直前、平日の夜、週に2回受験生だけの追い込み企画がありました。私は、これがなかったら落ちていたのではないかとくらい、本当に助かったと思っています。

4点目は、高校生になって、高校生でも参加させて欲しいというふうをお願いしたところ、「参加していいよ」って言ってくれたので、テスト前などに参加できたことがものすごく助かりました。

以上、私が中学生・高校生で参加したときに感じたことです。ありがとうございました。

小池：ありがとうございました。この学習支援の場を「求めていた最高の場」とこの場で言うてくださって嬉しい限りです。二ノ宮さんの意見を聞いて事業が変わっていったところもありました。その辺りについては後半の方でもう少し聞かせてもらえればと思います。

では次に、中学生勉強会にサポーターとして参加して下さっていた野口さん、お願いいたします。

野口：お願いします。みなさんこんにちは。私は県立大学の子ども学科を卒業して、今働いています。子ども学科に在籍しているときに、約3年間勉強会にサポーターとして参加させていただきました。その当時のことをお話できればと思います。

まず、私は学習塾でアルバイトしていたということもあって、人に勉強を教えることが好きだったので、初めは特にどういった背景があるのかとか、そういうことを深く考えることもなく参加をしていました。またそうすると、明るく自分から話しかけてくる子だったり、周りとは打ち解けてお笑いをやっている子だったりとか、自分から積極的に話をするのが苦手な子とか、自分の好きなことをたくさん話したい子とか、本当にいろいろな子が参加していることがわかってきました。勉強会なので、最初は勉強を教えなきゃとか、学力向上に繋がるように頑張らなきゃいけないのかなとか、そういうことを思っていたので、

休憩時間が終わっても勉強になかなか集中できない子に対しては、どうしたものかと頭を悩ませることも少なくなかったように記憶しています。

ただいろいろな子と関わっていくにつれて、学校でうまくなじめていない子や、勉強がわからなくて後ろ向きになっている子がいることに気づいて、ただ勉強を教えるだけでは駄目なんじゃないかと思うようになりました。徐々に勉強を教えることに固執しすぎるのではなく、まずは子どもたちが来たいと思える場所にできるかとか、子どもの居場所になっているかっていうことを意識するようになっていきました。学校とかに自分の居場所を感じることができていない子もいる中で、せっかく勉強会に参加してくれているのに、「勉強、勉強」みたいな感じになってしまっただけでは、来たくない場所になってしまう。せっかく来てくれているのにという思いがあったので、まずは来たいという気持ちを大切に、ここにもいいというふうに思える場所にするということ、そういった場所に通う習慣をつけたり、少しでも勉強に対しても前向きになることは大事ではないかと思っていました。

学校や学校の先生ではない、塾の先生ではない大学生、年の近いお兄さんという立場であったので、自分に関わることで将来に希望をもったり、やりたいことを見つけたりしてほしいなという思いがありました。ざっくりでいいし、なんとなくでいいんですけども、大人になっていくことを悲観的に思うのではなくて、何かこういうふうになりたいなみたいな、少しでもそう感じてもらえればいいなと思っていました。

当時関わった子が高校生になってからも勉強会に顔を出してくれる子がいて、その子が県立大とか福祉系の大学を目指したいと言っていました。それは私だけではなく、当時関わっていた大学生が示した姿から将来のイメージを持ってくれたのではないかと思います。それが実現したのか、私はわかりませんが、そういったイメージを持ってもらえたことが、とっても大切なことだったと感じています。

3年間、毎週か2週に1回ぐらいの頻度で参加をしていましたが、本当に私自身も楽しく参加させてもらっていました。テストが終わったら結果がどうだったのか聞いたり、どこがうまくいかなかったか一緒に振り返ったり、よくできたら一緒に喜んだりしていました。

学校では、全体の流れを無視して個人に教えるのは難しいと思うんですけど、あの勉強会は、ある程度その子のペースと一緒に進めていくことができます。関わりの中で困ったことがあれば、学習支援員さんや、大学の先生に相談をして、一緒に考えてもらうこともありました。一緒に考えてくれる大人がいる、サポーターだけではなくて周りの大人があなたのことを考えているというふうに示すことができているのであれば、関わってよかったと今振り返って思っています。

小池：野口さん、ありがとうございます。学生時代、3年間よく子どもたちと関わってくださった姿が私の中でも非常に印象深く残っております。学生の時から子どもが「来たい」場所になっているかどうかという観点に気づいて関わってくれていたことを、改めて認識させてもらいました。

それでは次に、学習支援員として関わってくださっていた高口さん、よろしくお願いたします。

高口：こんにちは、高口です。2018年の3月に公立学校の教員を退職して、それから3年間学習支援員としてお世話になっておりました。退職すると同時に保護司となり、行き場がない生徒のために広域通信制高校を立ち上げて、今それもやっております。その意味では、学習支援員の方向性、保護司、広域通信制、私としては非常に成果を収めましたし、子どもたちに何か還元できたかと思っています。学習支援員として参加していたときの思いを話してほしいということですが、学習習慣の形成や進学への見通しという意味では効果があったと考えています。

後でお話をしますが、その効果は東区にお

いては、生活保護家庭の9分の1の生徒には効果があったと思います。例えば学習習慣がついたと自覚している生徒、点数が上がった生徒、それから難しい受験を超えて進学がかなった生徒、先ほどあったように、大学生の参加によるモデリング効果もあって、将来大学生になりたい、自分の家の環境から考えるとあまりそう考えられないのですが、そうなりたいと変わっていきました。

現場の中学校からすると、休みの日に1人ひとりの学習を見るという余裕はないですし、しくみももちろんありません。私は昭和57年に教員になりましたが、休日に生徒に勉強を教えたことはありませんでした。塾はそういう意味では、年間を通して学校以外の学習は可能です。ただし僕らが対象にしているお子さんたちは、金銭的な余裕がない家庭であり、学校以外の場で学習の機会を与えるという意味では、大変意義があったことだと思っています。

現実に、東区の中学生のいる生活保護の家庭は、11年前は120人ちょっとでした。今は60人台と相当減っています。実はさっき9分の1の生徒には効果があると言いましたが、生活保護家庭の中学生に対してケースワーカーさんが声をかけた結果、3分の1の生徒が参加しています。さらにその3分の1が継続して参加しています。ということは、9分の8の生活保護家庭のお子さんたちは中学生勉強会に参加してないという計算になります。ですので、9分の8の生徒は、学校以外の時間で、学習をしていないかもしれません。ここ数年ひとり親世帯のお子さんたちも入ってきていますが、お子さんたちに聞くと、塾に行っていると言います。今までの生活保護のお子さんたちは、塾に行っている子は1人もいませんでした。その差が結構あります。親の意識の違いか、本当にお金がないだけの違いかはわかりかねますが。その中である1人の生徒がボソッと教えてくれたことがあります。彼は中学校で「僕、塾に行くんだ」って言ってここに参加しているそうです。やはり周りが塾に行っているのに、僕だけ行っていないという気になっているかもしれません。

支援者として関わる中で気になったのは、中学生勉強会に来ている生徒たちが持参する学習教材です。漢字練習とか計算練習とか、隣にサポーターさんがいてもあまり用事が足りないものを持ってきます。他の教材をもっておいでよって言っても、彼らが思いつくのはそういうものしかできないということです。

あと学校現場の観点からですが、今中学校では、担任レベルでは、この子は生活保護家庭かどうかというのにはわからないしくみになっています。事務職員と校長ぐらいしか知らないですし、校長も何百人も生徒がいると誰が誰って言うふうにはなかなか特定した意識はできません。

青砥先生の話もあったように、その子が相対的貧困でも、絶対的貧困でも、中学校の中では外見で区別は全くできません。給食もお金がないから食べられないということはありませんので、修学旅行もみんな行けますし、全く気づかない教員もいるかと思います。

小池：ありがとうございます。学習支援だけではなく、多様な観点からも子どもたちに関わってくださっている中で見えていること、気づいていることを共有していただいております。生活保護家庭の9分の8は参加していない、という現実の指摘をどう受け止めるか考えさせられました。

それでは前半の最後になりますが、中学生勉強会にお子さんを参加させている保護者の思い、これはデータを通してなりますけれども、小澤さんからお願いいたします。

小澤：県立大学の小澤です。この事業には2010年のところから関わらせていただいております。大学の体制整備、大学生との繋ぎ役をさせていただいております。私自身、学生時代に読んだ本で興味をもち、学習支援の取り組みであったり、直接子どもと関わる生活保護世帯を支えていくことで、生活保護ケースワーカーの方の思いであったりとか、そういった子どもの育ちというところに刺激を受けたのを覚えています。その中で新潟のこの場所で目黒さんたちと、いろいろ協力しな

がら、こういった事業を立ち上げ、継続してきたことは本当に貴重なことだと思っています。

私から、中学生勉強会の事業の評価のために、参加していた子どもの保護者へのアンケート、聞き取り調査の結果から見えてきたことをお伝えしていきたいと思います。アンケートの結果の中で、中学生の子どもがいる保護者の方は、これまでの話にもありましたけれども、世間では高校進学が当たり前な状況の中で、多くの方が経済的な制約を抱えているという状況がありました。塾に行かせたくても行かせられない、そういった保護者の思いが明らかになりました。あわせて、時間的な制約です。仕事のことであったり、子どもを支えながら生活していくことであったり、子どもが習う内容が難しくなっていく中で自分では教えられなかったりということが出てきました。

そのなかで、社会一般で進んでいく進学とていうことと、その学習機会を提供できない親としての後ろめたさみたいなものを抱えている方が多いことがみえてきました。一方、生活保護ケースワーカーは、子どもが勉強会の場につながることによって、子どもの学習環境、物質的な環境が整備されるということを大きなプラスの面として捉えていました。特に子どもがたくさんいたり、きょうだいがたくさんいたりといった、勉強に集中できる、スイッチを切り替えられる場所を作りづらいというような、そういう中で、学習支援の場に行ける、その機会を提供できる、学習支援の場に来ることによって、勉強に集中する時間が取れるってというようなことが、保護者としても意義として挙げられていました。また、野口さんの話にもありましたけれども、そのロールモデルとなる人との関わりっていうところもあって、親自身が経験していないことを、大学生や大人が伝えてくれる、子どもの視野を広げてくれていることを実感していました。

あわせて、子どものことを気にかけてくれる存在、大学生や学習支援員さんが、自分だけでその子どもを見ているのではなく、いろ

んな人が自分の子どもと関わってくれている、子どもの育ちをいろんな人たちに一緒に支えてもらえていることを実感できる、そういう意見もありました。

それまでのケースワーカーと保護者の関わりというところから、子どもを含めて、いろんな大人、いろんな人たちがその子どもを支えていく、そのような環境をプラスのものとして捉えていたという意見もありました。

さらに、子どもの成長を感じることで、子どもがいろいろ変わっていくそういった姿を実感できているという回答もありました。子どもの進学に対する不安から、いろんなところに繋がることで子どもが変わっていくことを評価している一方で、夢の実現とかこれまでと違う進路とか、新たな進路といった子どもの選択ということに対して、今度は親としてどう支えていけるのかという不安も出てきたことが示されていました。親にもいろんな思いがあり、それをある程度受け止めてきた学習支援の場、その学習支援の場への保護者の期待とか、子どもの期待などがアンケート等を通じて明らかになりました。

小池：ありがとうございます。子どもにとってはもちろんですが、子どもを育てる保護者にとっても子どもが学習支援に参加することで新たな繋がりができ、自分たちだけで子どものことを見なければいけないことからの解放、子どもも親も視野が広がっていく中で、今度はその子どもの思いにどう応えていくことができるのかというその次のステップのところですよね。ここをどう整えていくのかということも新たな課題として見えてきたことだと思います。

ありがとうございます。前半の部分につきまして、予定しておりました皆様からご発言をいただきました。目黒さんには、どのような思いでこの中学生勉強会を始めたのか、二ノ宮さんからこの事業に参加してくれる中での思い、そして野口さんからは、実際に中学生と関わる中で学習ということだけではなく子どもたちにとって必要なことって何なんだろうという視野の広がり、高口さんからは、

実際に学習支援としての成果を客観的な数字も含めてご発言いただくことができました。

今の発言を踏まえながら、もう一度、みなさまから一言ずつご発言をいただきたいと思っております。これまでの10年間を振り返るという形でご発言をいただきましたが、次はこれからの10年、今のお立場から見て、これから中学生勉強会がどのような役割を果たしていったらいいのか、期待したいことを含めてご発言いただければと思います。それでは二ノ宮さんからご発言をお願いします。

二ノ宮：はい。二ノ宮です。参加してきたことを今振り返って思うと、毎週土曜日と日曜日、中学生の土日の休みを勉強会に参加していたことがすごいと、自分でも思いました。私のときの中学生とサポーターが結構かなり仲が良かった感じで、勉強するときは勉強を集中するし、ときに勉強中に笑い声があつて、わからない問題でうーんとなっている人がいたり、みんな一緒に勉強していた感じだったと思います。でも休み時間もサポーターと生徒という関係だけではなく全員でゲームをしたりして過ごしていたので、毎週の勉強会が自分の中ですごい楽しみになって参加していました。さほど苦ではなかったと思います。

中学時代の思い出は、クラブ活動を頑張ったり、修学旅行が楽しかっただったり、と思いますが、私にとっては中学生勉強会が一番の思い出だったのかなと思います。

そんな私が思う今後というか、中学生勉強会に特に参加してほしい人というのは、勉強に苦手意識があつて、苦手科目があつたりして、勉強が長時間できない人だつて、私がそうだったんですけど、そういう人はサポーターが隣にいてだけで安心していただけるんです。監視とまでいかないですけど、しっかり見てくれる人が隣にいてくれるだけでも結構集中できたのもあつたし、困ったときには質問と一緒に考えて答えてくれるというのをすごく心強い。

もう1つは、他の中学校の生徒と交流を持ちたい人。私が入ったときもいろんな中学校から参加していて、今でも結構連絡をとって

います。その友人はいま県外で美容師をやっているんですけど、こうやって今でも交流のある人が生徒の中にもいるので、自分の学校以外の人との交流も参加する楽しさかなと思います。今言った1つでも当てはまる中学生には、参加してほしいし、これ以外にも、中学生勉強会って何だろうって思った人には参加してもらって、もっとこの事業が盛り上がってくればいいなと思っています。

小池：ありがとうございます。では次に、野口さんからお願いしたいと思います。

野口：先ほど県立大学を卒業して仕事していると言いましたけれども、今、新潟市の市役所で、社会福祉の仕事をしています。福祉の分野に関わるさまざまな職場を経験して感じたことがあるので少しお話させてもらえればと思います。

まず貧困と虐待は無関係ではないということです。ここで誤解をしないでいただきたいのは、貧困世帯に虐待があるっていうことを言いたいわけではありません。必ず貧困が虐待と結びつくわけではないんですけれども、経済的に困窮している世帯は虐待に繋がる要素を多くはらんでいると感じています。例えば、ひとり親で手が回らずに気持ちにも余裕がなくなってしまうとか、障害によって支援が必要な世帯であれば、おうちがネグレクトに近い状態になったりとかいろいろ状態がありますけれども、こういった世帯はいろんな面での支援を必要としていることが多いということを、とても感じております。こういった背景を抱えている家庭なのかというのは、サポーターとして当時関わっていたときは全く知りませんでした。家でおじいちゃんに関わることが多いから、将来は高齢者と関わる仕事がしたいと言っていた子がいました。もしかすると親御さんが仕事で忙しくて自分がおじいちゃんの面倒を見たりしていたのかもしれない。自分の好きな話をすると周りが見えなくなってしまって話し続ける子もいました。もしかすると、家であまり話を聞いてもらえないから話を聞いてくれるサポーター

に話をしたかったのかも知れませんが、どちらも推測に過ぎないんですけれども、そういった背景があったのかもしれないと、今考えると思います。

いちサポーターとしてできることは、もしかしたらそういった面ではなかったのかもしれないけれども、そういった背景も知った上で関わることができたらもう少し違う関わり方ができていたのかなと感じる部分でもあります。

今、私は保護課で仕事をしていますので、自分が世帯全体に関わる立場になりました。不登校傾向にあたりとか、人に関わるのが苦手な子であたりとか、そもそも勉強会に足が向かないという子もいます。当時は考えたことがなかったのですが、そういった子を支援するには親だけの力では難しくて周りの大人からのアクションというのも必要だと思っています。

私が担当する前の出来事ですが、勉強会に参加させたい親と、参加したくない行きたくない子どもの間でちょっと揉めごとがあったようです。行政の人間だけでなく、先ほど私がお話ししたようにサポーターのみなさんの関わりで子どもたちの居場所に勉強会がなれば、参加したいという気持ちも芽生えることがあるかもしれません。サポーターは大人というよりも、中学生からしたらより身近な存在として認識されると思っています、どんな立場でも、その立場でできることは必ずあると思いますし、サポーターだからこそ関わることで、与える影響というのもあると思います。サポーターのみなさん、あまり難しいことを考えすぎずに関わっていただけると思いますが、その子の人生の一部に触れているということも少し意識することで、より良い関わりになると思っています。

最後に仕事の関係上、当時関わったことのある子の話を（職場で）耳にすることもあって、高校に進学して勉強を頑張っているとか、就職して世帯から自立したとか、大学に通っているとか、自分が関わったのはその子の人生のたった短い部分しかないのですが、何かそういう話を聞くと勝手に嬉しい気持ちになっ

ています。できることとできないことがありますし、もしかしたらできないことの方が多いのかもしれないけれど、少しでも世帯が自立に向かうように何か関わられたらというふうに思ってこれからも仕事をしていきたいと思っています。

小池：ありがとうございます。では続いて高口さんには、学校現場の経験からということでご一言お願いします。

高口：中学校の教員だったとき、それから今の広域通信制の教員としての話をしたいと思っています。中学校の教員のときに、あまり気にならなかったことが高校の教員としては非常に気になってしょうがないことがあります。例えば、生活保護の家庭の子どもは、発達障害、知的障害がある生徒の割合が、どうも高いです。データは見たことはありませんが、現象面としては生活保護の家庭だから多いというふうになるんですけれども、因果関係が逆です。子どもから聞いていると、どうも自分がそういうことだったんで、親が離婚したらしい、といったことを子どもが言うことがあります。数字だけだとちょっとわからないかな、と思っています。

先ほどの9分の8の勉強会に参加できない生徒を参加させないと、この事業は結果的には9分の1の生徒だけのことになってしまいます。青砥先生が後半の方に言った包括的と言えは包括的になるかもしれませんが、そんなことも関わってみて考えたことです。例えば家庭訪問も、我々学習支援員もかなり積極的に行く必要があると思っています。ケースワーカーさんと一緒にということも考えられます。あと経済的な支援、とくに高校生ですが、私どもがやっている広域通信制に対して地域のキャンパス校とか、サポート校に対するお金の手当はどこからもありません。ですがよく調べていくと平成17年から国会議員などが中心になってバウチャー制度に関して研究会を立ち上げています。それを例えば新潟市が経済的な支援、我々は広域通信制ですから、他の高校にいるのと同じなのですが、

不登校のお子さんだったとしても将来的にはちゃんと卒業できる可能性が高いのでそういうこともできると思います。

あと、勉強会そのものを先ほど言った漢字だけやるとか、計算練習だけやるようなお子さんたちには、元教師がもう少し関わると、現場の小学校・中学校・高校との連携が図れると思っています。

次に私が関わっている広域通信制の生徒の話です。新潟市からは64人入学してきています。そのうち生活保護家庭の生徒が11人です。ですから、他の高校よりおそらくすごく高い割合を占めていると思います。この11人を見ると勉強会に参加していたのは1人だけです。登録したのがもう1人で、そうすると、その9分の8に入っているお子さんですが、ほとんど不登校の生徒です。そうすると勉強会を設定したとしても、実は対象、土俵の外にいる生徒ですから、それを何とか学校と連携しながら勉強会につなげるとか、学校に行くとか、フリースクールに行くとかというような手だてが必要になってくると思われれます。

あと、保護家庭ですので、当然といえば当然ですが、保護者はほとんど働いていません。保護者が働いていないので、お子さんが働くイメージが薄いのでは、と思います。そこら辺も何とかしていく必要があるなと思っています。

これから先だと思いますが、先ほどの話でも確認できますけども、9分の1の生徒がおそらく貧困の連鎖から外れていくと思います。意思是示したけども、9分の2の生徒はどうして続かなかったかということ进行分析する必要があります。これは私が在籍していた3年の間、分析はしたことありません。同じく9分の6の参加の意思を一切示さなかった生徒はどうして申し込みしなかったかとかいるんなパターンでやりましたが、できなかったことも分析する必要があります。先ほどの不登校だとか特別支援が要るということも理由としてわかっていますが、もう少し深めないといけないと思っています。

最後ですが、発達障害などのお子さんがかかりますので、それを学生さんにお任せす

るのは現実的な話ではないですし、元気だからといって喜んでる話ではなくて、注意欠陥かもしれないし、よくわからないと思われるので、元教師がもう少し入る必要もあると思います。学生を排除という話ではなくて、学生さんは生徒のモデリングになっています。これはすごく効果があると思います。私は最終的には勉強だけでなく家庭とか学校とか、子の特性、それから進路等、生徒の周りをトータルに捉えて解決できないかなと思っています。面談したり、学校に行く手だてを一緒に考えたり、社会的経験を意識的に夏休み等に行うとか、いわゆる学習だけから一歩超える必要があります。ありがとうございました。

小池：ありがとうございました。今お三方から発言いただきました。目黒さん、立ち上げ当時からの変化も含めて、今のご発言を踏まえて一言いただければありがたいです。

目黒：はい。今ほどの皆様からのお話をお聞きしまして、私も当時の記憶がさらに蘇ってくるような気持ちでした。私たちは事業を立ち上げるときに様々なことを考えていましたが、一つ例を挙げさせていただきます。この勉強会は、生活保護世帯だけではなくて一定の所得の世帯の方も対象にしていますが、どのような世帯の子どもたちを対象にすべきなのかについては、特に議論を重ねていました。生活保護世帯や低所得の家庭のお子さんでも、勉強できるおさんは当然いるわけであって、そういった方達に対して本当にこの支援が必要なのかという意見もありました。ただ、私たち生活保護のケースワーカーはいろいろな生活保護世帯の家庭を見ていましたので、やはり支援が必要な家庭はあると感じていました。あるのであれば、やはりどこかがサポートしなければいけないだろうと、そういった気持ちを持ちながら事業を組み立てていきました。収入面だとか、生活保護の受給があるという理由だけで勉強や宿題ができないわけではないと考えていたので、勉強会の対象者をどうすべきかということも、事業を通じて

考えていければと思っていました。そんな中、私も3年が経ちまして、東区役所から異動することになりました。その際、当時の上司から、「あなたは異動するけど、事業の形も、対象がどうなるとか、子どもたちのあり方というのも変わってくるかもしれないけれども、そのときに事業を始めたときの気持ち、思いみたいなものは残しててもらいたい」という話がありました。当時そういった形で作ったメモが今も所属に残っているかどうかはわかりませんが、今関わっていただいている方が真摯に子どもたちと向き合っているということはお話を聞いてすごく感じました。メモがなくても、形として子どもたちに対する思いがちゃんと残っていると、僥倖ながら思いました。

また、先ほどの繰り返しになりますが、当時の担当者の思いとしては、勉強会が子どもたちの勉強できる環境、居場所のようなものを提供する役割であるとともに、子どもたちの将来の選択肢を広げていくような役割になればいいと強く思っていました。この事業のなかで大学生の方々はサポーターという名前で協力いただけていますが、サポーターと名付けた理由として、あくまでも主役は子どもたちで、子どもたちが勉強をできるように、進学できるように、習慣がつくようにと子どもたちの将来の選択肢を自分たちで広げられるようにという思いがあります。接し方一つとっても、子どもたちは1人ひとりいろんな事情があるかもしれないので、1つのやり方だけでは子どもたちを支えていくことは難しいと思います。サポーターの方からのお話を聞いて、サポーターの方も勉強会で子どもたちへの様々な対応を経験として積み重ね、ご自身の成長に繋げていってほしいというように感じました。

この事業はもう11年目ということで非常に長くなってきていますが、事業を始めたときに当時の上司から、市の事業というのは単年度、あるいは数年度のスパンで見直しを図っていくものだという話をされました。形態が変わりつつも、11年も事業が続いていくというのは、やはり事業として必要とされている

る部分があるからだと感じています。最初にお話しましたように、必要な方に必要な支援が行き渡るようにという思いで事業を始めました。子どもたちには自分たちの将来を自分たちで切り開いてもらいたいと思っていましたので、勉強会が子どもたちの将来を切り開くために役立てばいい、引き続き必要な人に必要な支援が行き渡っていけばいいというふうに、お話を聞いて感じました。

小池：ありがとうございます。当時のことを振り返りながら、改めて出発のところから今のところを見ていただいて、貴重なコメントだったと思います。それではこの事業 10 年間、大学の立場で関わってこられた小澤さん、一言お願いします。

小澤：こうして多くの方に参加していただきながら、中学生勉強会の事業を振り返ることができること、このような関係性ができたということ、子どものいる世帯を中心にいろんな大人が共有し、考えていく場ができたというところがすごい大きな財産になっていると思っています。大学生が直接子どもとかかわり、教えてきてくれたこと、子どもが「また来たい」と思ってもらえる場所にしてきてくれたことが本当に大きいと思います。今日、Zoom で参加してくれている卒業生のかかわりが、いまの活動の原動力になっています。「連絡調整会議」の場では、会場運営のこと、世帯のこと、子どもの様子、ケースワークのこと、気になることを共有しながら進めてきました。ときには大学生から上がってくる子どもの気になったこと、子どもたちの変化を共有してきました。関係者を広げながら共有を図ってきました。

勉強会を始めた当初はよく参加をしてくれる生徒が多かったのですが、継続していく中で、登録はしたが参加をしない、参加できない人たちも増えてきました。1 つにはケースワーカーが繋ぐ先として、中学生勉強会を社会資源として理解して、世帯に勧めてくれたことが大きい要因だと思います。しかし、先ほどの高口さんのお話にもありましたように、

必要としているけれども来ることができない子どもたちとどう繋がっていくか、関わっていくかということが大きな課題だと思っています。

2 つ目として、会場へのアクセスは非常に重要だと思っています。東区という決して広くない地域であっても、会場に行くことへのハードルは高いです。物理的な距離、公共交通機関の利便性が悪いことなど、もちろん歩いて行けるとか、自転車で行けるところだと、ハードルは下がりますが、保護者が送迎できるかどうかで、参加できるかどうかということに繋がってしまう。いろんな経済状況の中で送迎ができるかどうか世帯によってハードルになっていることがわかりました。せっかくできた場がさらなる格差につながってしまうことがあることも実感しました。一応今、新潟市は中学生勉強会が全市的には網羅された体制にはなっています。しかし、そのことが必ずしも必要としているところに届いているというわけではありません。限られた資源を、誰を、何を優先にしていくのか、そういったところをも思い悩んでいます。必要などころにしっかりと繋げていく体制づくりが必要になっています。やはりいまのこの中学生勉強会の体制で全て解決ということではなく、学習支援というこの場をきっかけにしながら、必要としている支援の枠組みを考えていく必要があると思っています。

あと今後は他市ともですね、より連携をしながら、特に今このような遠隔でできる体制ができているので、いろいろなところと繋がれる機会、しくみづくりを考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

小池：ありがとうございます。青砥先生、聞いていただいたことをふまえて、一言コメント等、ご助言いただければありがたいです。

青砥：ありがとうございます。聞いていて 10 年間 11 年というのは、すごい財産を残されたなということを思いました。学習支援活動を経験した若い方々が大学生になり、それが現場に入っているいろんな仕事の中でその経験

を生かしておられる。僕らの団体もこの活動、学習支援を経験した大学生はもう2,000人を超えています。その人たちが埼玉県やさいたま市で働くという若者たちがおります。それがすごい経験を積みながらそこへ新しい社会の持続性というか、継続性というか、それを担っていく。それは直接学習支援でなくても、やはりこういう社会の非常に大きな課題を担う若者たちが育っているということは、非常に価値があると思っています。

それで今日のお話を聞いていてそれぞれすごいいろんな立場の方々がお話になったので、僕も非常に参考になりました。それで短い時間で話をするのは難しいんですけども、1つはこの学習教室の場をどういう場にするかということです。つまり子どもたちとそれから学生たちが中心ですので、そのコミュニティをどういうふうにこれから作っていかうとされているのか。それは先ほどもありましたが、学びの場なのか、居場所なのかというよくある2つの論点ではあります。僕はもちろん子どもたちの居場所です。これは当然です。ですけれどもその居場所に居場所だと認識をする彼らの思いに到達するために様々な子どもたちのニーズがある。ニーズは違うので勉強をしたいという子もいれば、いや、勉強よりもどちらかというところにかく毎週お兄ちゃんやお姉ちゃんたちと会いたい、友達と会いたいという子どもたちもいます。そこを統一して同じように1つのものにするということはできません。

常にそれは矛盾として捉えるのではなくて、子どもたちの生きる意欲をどう育てるかということ、焦点に置きながら、みんながそこを形成する人たちがどういうふうにするかということ、コミュニケーションすることに僕は価値があるというふうに思います。ですから、そう簡単に決める必要もないかなと思います。それで問題は、学習支援の場をどういう場にするか、それは先ほど申し上げましたように子どものニーズが変わっております。外国人も増えています。親たちの意識も変わります。そこも十分に受け止めなければいけないと思います。つまり

そこでのコミュニケーションが非常に重要です。あとはそれを支える社会資源化は、つまり新潟の場合は新潟県立大学というとても頼りになる大学がとありますので、その大学の小澤先生はじめとして先生方の力で、どういう関係性で子どもたちのことを支える場を作っていくのかという、特に今お話に出た行政とのコミュニケーション、つまりこういう活動する場に今一番欠けていると思うのは、行政と支援者、支援する組織とのコミュニケーションです。これが、全国どこでも十分に行われているとは言い難い。

そこを、どういう場を作るか、行政から、行政もお金を出すのであれば、どういう場にするのだということ、常に議論していかないと、これは制度はあるけれども、制度だけを残して、心が通わないものになります。必ず制度はできたところから、できたらその場からだんだん気持ちは薄れていく、制度が衰退していきます。その辺をいつも気持ちを入れながら、行政や地域の方々と常にこの場で、どういうふうに育てていくかということの議論をしていくことではないかと思います。それが結局は地域づくりにもつながるし、子どもたち自身の役にも立つ。そういう関係性を、人間の関係性を豊かにするということがこういう活動の目的でもありますから、そのようにコミュニケーションの大事さというものを僕自身が感じているので申し上げました。ありがとうございました。

小池：ありがとうございました。本来であれば、もう少しそれぞれのシンポジストの方にもご発言いただきましたかつし、青砥先生からも埼玉で取り組んでおられる新しい包括的な支援のところについて、もう少しお話を伺いながら参考にさせていただければと思いますけれども、残念ながら時間がきてしまいました。11年目に入りましたけれども、わたしたちも試行錯誤の中で取り組んでできました。先生が今おっしゃってくださったような、子どもたちにとってこの場がどういう場所なのかという原点に立ち返りながら、この次の10年間どう構築していくか、今日お話いただい

た内容、そしてシンポジストの皆さんからいただいたご発言を確認させていただきながら、皆さんと一緒に子どもたちが夢を持って選択の幅が広がっていくような、そういう地域づくりに繋げていければと思っております。

本当にありがとうございました。今日ご参加してくださっている皆様、青砥先生そしてシンポジストの皆さんに向けて拍手を願っています。ありがとうございました。

新潟人間生活学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「新潟人間生活学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新潟県立大学 人間生活学部に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、人間生活学に関する学理および応用の研究についての発表および情報の提供等を行うことにより、人間生活学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関紙および出版物の刊行
- (2) 学術集会などの開催
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、当該年度の会費を添えて所定の申込書を学会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 本会の年会費は次の通りとする（会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする）。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 学生会員 500円

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を学会長に提出しなければならない。

第4章 役員および会議

(役 員)

第9条 本会には次の役員をおく。

学会長	1名（人間生活学部長）
副会長	2名
幹事	2名
監事	2名

*顧問（指導助言を必要とした場合、学会長が委嘱）

(役員を選任)

第10条 学会長は新潟県立大学人間生活学部長とし、副会長、幹事および監事を学会長が推薦し、総会で選任する。学会長が必要と認める場合は、総会の議を経て、業務を委嘱する委員（特別委員）を置くことができる。

(役員職務)

第11条 学会長は、本会の業務を掌理し、本会を代表する。

第12条 役員は、この会則に定める事項を行う他、総会の権限に定められた事項以外の事項を決議し、執行する。

第13条 監事は本会の業務および財産に関して監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(編集委員)

第15条 本会に、機関誌等の刊行を行う編集委員をおく。

2 編集委員は役員会の議を経て学会長が指名する。

(会議)

第16条 本会は、総会、役員会および編集委員会を開催する。

(総会)

第17条 総会は学会長が招集する。

(1) 総会は、個人会員をもって構成する。

(2) 総会の議長は、その総会に出席した個人会員の中から選出する。

(3) 総会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画および収支予算並びにその変更

(3) 事業報告および収支決算

(4) 役員を選任（会長、副会長、幹事、監事）

(5) 会費の額

(6) その他運営に関する重要事項

(役員会)

第19条 役員会は学会長が招集する。

(1) 役員会の議長は学会長とする。

(2) 役員会は、役員3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。

(3) 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(編集委員会)

第20条 編集委員会は委員長が招集する。

(1) 編集委員会の委員長は役員会の議を経て学会長が指名する。

(2) 編集委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。

(3) 編集委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(顧問)

第21条 本会には顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の議を経て学会長が推薦し、総会で選任する。

附 則

この会則は、平成21年11月から施行する。

この会則は、平成22年1月から改定施行する。

この会則は、平成23年5月から改定施行する。

この会則は、平成31年4月から改定施行する。

人間生活学研究 投稿規定

I. 発 行

1. 本誌は新潟人間生活学会の学会誌であって、原則として年一回発行する。

II. 受 理

1. 本誌は人の生活に関わる分野の学術（人間生活学）に関する研究論文または報告（表1）であって、他の「学術誌等」に公表または投稿されていない論文の投稿を受け付ける（「学術誌等」に該当しない公表・投稿先の例は「責任著者確認書」の記述を参照）。

表1. 投稿論文の種類

種類	内容	査読
1. 研究論文（査読あり） Peer-reviewed Research Article	独創的な研究論文	あり
2. 研究論文（査読なし） Reserach Article	研究論文のうち、査読を求めないもの	なし
3. 報告 Report	研究・調査に関する資料や実践活動等に関する報告	なし

2. 論文の種類は責任著者が指定する。ただし編集委員会から変更を求められる場合がある。
3. 筆頭著者および責任著者は新潟人間生活学会の会員とする。
4. 論文の内容が人間生活学の発展に寄与するものであって、「III. 執筆要領」に沿って体裁が整っており、直ちに印刷できる状態にある場合に受理する。
5. 採否は編集委員会が決定する。ただし研究論文（査読あり）の採否は査読結果を参考とする。
6. 査読は別に定める「投稿論文の査読に関する内規」に沿って行う。

III. 執筆要領

1. 原稿は日本語または英語（米国）で記載する。日本語論文の図表は英語で記載しても良い。
2. 原稿一編は 10 ページ程度（14 ページ以内）とする。
3. 研究論文の構成は原則として表 2 の通りとし、**研究論文(査読あり)では ABSTRACT を必須**とする。投稿者の学術分野によってこの構成がなじまない場合には各学術分野の例により記載し、参考とした学術誌を 1 冊、投稿時に添付すること。
4. 報告の構成は指定しないが、研究論文の構成に準ずるのが望ましい。

表2. 研究論文の基本構成

項目	準ずる項目例	内容
要旨		概ね800字以内。
キーワード		6個以内
はじめに	緒言、目的	研究の背景と目的
方法	対象と方法、研究方法	データの収集方法、分析方法、倫理的配慮など
結果		研究等の結果・成績
考察	結果と考察	結果の考察・評価・限界等
結語	結論、おわりに	結果と考察から導き出された結論（考察に含めても良い）
謝辞		研究協力者への謝辞、研究への助成や便宜供与など（該当するものが無い場合は省略）
文献	参考文献	論文中で引用した文献のリスト。
ABSTRACT	※ 研究論文（査読あり）では必須	タイトル、著者、所属、本体、キーワードを英語で記載し、概ね250語程度（400語以内）とする。

5. **原稿の基本フォーマット (Microsoft Word 形式) は本学会のホームページからダウンロードする** (<http://www.unii.ac.jp/nmsg/>)。

基本設定は下記の通り (ダウンロード用の基本フォーマットには設定済み)。ただし**著者の学術分野において基本設定に従うことが不適當な場合には投稿時に編集委員会にその理由を申し出て対応を協議する** (その学術分野では全てまたはほとんどの有力誌が1段組であるなど)。

- マージンは上下左右 25mm、フッター (ページ番号) は下端から 10mm に設定する。
- ページ中央下部にページ番号を挿入する。
- ページ設定は、1行 44 文字×44 行とし、要旨は左右 2 字ずつ字下げ (インテンド) する。本文 (表 2 の「はじめに」～「文献」) は 1 行 21 文字×44 行の 2 段組にする。
- 文字列の配置は両端揃えを基本とし、タイトルと著者、および本文中の見出しは中央揃え、副見出しとキーワードは左揃えとする。
- 日本語フォントは明朝体系の等幅フォント (MS 明朝など)、英数字 (アルファベットと算用数字) のフォントは Times New Roman を基本とする。ただし、見出しと副見出しは、日本語にはゴシック体系の等幅フォント (MS ゴシックなど) 太字、英語には Arial 太字を用いる。
- フォントのサイズは 10pt を基本とし、タイトルは 14pt (太字)、本文中の見出しと ABSTRACT のタイトルは 12pt、タイトルページの脚注は 9pt、図表は任意 (見やすいサイズ) とする。
- 著者とキーワードの前後は 1 行空けとし、本文中の見出し (表 2 の「はじめに」～「文献」) の前後は 0.5 行空けとする。
- 著者の所属は、著者の右上に数字を付し、タイトルページの脚注欄 (テキストボックスで作成) に記載する。また、責任著者の右肩に*マークを付け、脚注の欄にメールアドレスまたは連絡先住所を記載する。
- 利益相反はタイトルページの脚注欄に記入する。利益相反が無い場合は「利益相反：なし」 (英語論文では Conflict of interest: None declared) と明記する。
- **本文および図表の英数字は半角**で記載する。
- **日本語文の句読点には「、。 」**を用いる。
- 文献番号は引用された順に番号をつけ、引用場所の右肩に 1)、2-3)、1, 3-4) と番号を付す。
- 引用文献の記載方法は下記の通りとする。下記に記載のない出版物については、学術誌での一般的な用法による。記載例は基本フォーマットを参照 (<http://www.unii.ac.jp/nmsg/>)。

(一般原則)

- ・著者名や編者名は 3 名まで記載し、3 名を超える場合は「、他」「, et al」と記載する。ローマ字表記の名前は、姓、名の頭文字で記載し、頭文字にピリオドは付けない (例：Omomo S)。
- ・著者名は、日本語など漢字圏の文献では「、」で区切る。英語等ヨーロッパ言語の文献では「,」で区切り、and は使わない。
- ・雑誌名は通用されている略語で表記し、通用されていない場合には略さずに表記する。
- ・ページは略せる部分を略して表記する (例：× 101-119. ○ 101-19)。
- ・英語原稿に日本語文献名の英訳を記載した場合には最後に (in Japanese) を付記する。

(雑誌の場合)

- 1) 著者名. 表題. 雑誌名 発行年 (西暦); 巻: 頁-頁.
- 2) Author(s). Title. Journal Year; Volume: Page-Page.

(単行本の場合)

- 3) 著者名. 表題. 編者名、編. 書名. 発行所所在地: 出版社、発行年 (西暦); ページ.
- 4) Author (s). Title. In: Editor(s), editor(s). Book name. Place of publication: Publisher; Year: Page-Page.

注: 引用する章の著者名や表題が明確ではない場合は省略可。

(ウェブサイトの場合)

- 5) 著者名. 資料名. URL (参照 ****年**月**日)
- 6) Author(s). Title. URL (Accessed month day, year)

- ABSTRACT の前は 2 行空ける。
- ABSTRACT はタイトル(Times New Roman 12Ppt)、名前(Times New Roman 10pt)、所属と責任著者連絡先(Times New Roman 10pt)、本体(概ね 250 前後、400 語以内。Times New Roman 10pt)、キーワード(見出しは Arial 10pt 太字、キーワードは Times New Roman 10pt)の順に記載し、タイトル、名前、所属と責任著者連絡先、キーワードの前後は 1 行空ける。
- **英語原稿や、日本語原稿の ABSTRACT は著者の責任においてネイティブ・スピーカーのチェックを受ける。**

6. 研究における倫理的配慮については、「方法 (あるいはそれに準ずる)」の項目において必ず下記のいずれかの記載を行う。

- 倫理委員会等の審査 (動物実験を含む) を受けて承認された研究は、その旨と承認機関の名称、承認番号等を記載する
- 倫理的配慮等について準拠する指針がある場合は、その指針 (厚生労働省が策定した医学研究に関する指針、研究者の所属機関の倫理指針、研究者が所属する職能団体の倫理指針など) の名称を記載する
- 倫理委員会等の審査が不要である場合は、その理由について記載する

IV. 投 稿

1. 投稿に必要な**様式は学会のホームページからダウンロード**する (<http://www.unii.ac.jp/nnsng/>)。
2. **打ち出し原稿 2 部**および**添付書類一式** (表紙、責任著者確認書、著作権委譲・利益相反申告書の必要事項を記載したもの、左上綴じ) を封筒に入れて投稿する。本学会における著作権の取り扱いについては別途記載ページを参照のこと。なお別刷りは論文一編あたり 50 部無料、それ以上必要な場合は有料になる (印刷業者と相談)。
3. **打ち出し原稿と添付書類一式は学会役員に提出するか編集委員長宛に郵送**する。
4. 併せて、**原稿と添付書類表紙の電子ファイルを学会までメール**送信する。
(郵送先とメールアドレスは投稿規定末尾に記載)。
5. 原稿の電子ファイルは Microsoft Word 文書その他、文字化けを防ぐため PDF 形式を添付するのが望ましい。

V. 校 正

1. 校正は著者の責任において、初稿、再校を原則とする。

2. 校正は原則として原稿または印刷の誤りによる語句の訂正にとどめ、大幅な加筆・修正は認めない。

附則：本規定は令和2年4月から施行する。

原稿の郵送先： 〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471
新潟県立大学人間生活部子ども学科内
人間生活学研究編集委員長 植木信一
電話 025-270-1191

原稿電子ファイル送信先：nmsg@unii.ac.jp

人間生活学研究原稿の基本フォーマット

タイトル 明朝 14pt、中央揃え

人間太郎^{1*}、生活花子²、名前欄は中央揃え、明朝 12pt、上下に 1 行開ける

要旨は概ね 800 字以内で記載する。ページ設定は 44 字×44 行。要旨とキーワードは両端揃え左右 2 字ずつ文字下げ（インテンド）。構造化抄録（目的、方法などの見出しが入る抄録）の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録（見出しが入らない抄録）の場合は、文頭および各段落の冒頭を 1 字下げする。要旨の見出しはゴシック 10pt 太字、文章は明朝 10pt。いずれも等幅フォントを用いる。ただし文中の英数字（アルファベットと算用数字）は半角で記載し、Times New Roman に設定する。日本文の句読点は「、。」とする（本文も同様）。英語論文の場合、原稿全体にわたってフォントは明朝を Times New Roman に、ゴシックを Arial に読み替える。

キーワード： 上下に 1 行空ける、6 個以内、読点で区切る

はじめに

本文セクションは 2 段組 21 字×44 行に設定。
本文の見出しは中央揃え、ゴシック 12pt、上下は段落設定により半行ずつ開ける。

本文の文章は両端揃え、日本語は明朝 10pt、英数字は半角で Times New Roman。

文献番号は引用した順番につける。引用場所の右肩に¹⁾、²⁻³⁾、^{1,3-4)}と番号を付す。

方法

統計学的分析

副見出しはゴシック 10pt 太字で左揃え。
なお統計学的分析を行った研究では、副出しをつけて記載するのが望ましい。

結果

図表は英語でも良い。
図中の文字フォントは指定しないが、図のタイトルや説明は明朝（英数字は Times New

Roman）とする。

表は明朝体と Times New Roman を基本とする。

考察

「結果と考察」とすることが一般的な研究分野では両者をまとめても良い。

結語

結果と考察を踏まえて得られた論文の結論を記載する。結語に相当する段落を考察の最後に記載した場合、本セクションは省略可。

謝辞

研究への協力や、助成金、資料等の提供があった場合に記載する。該当するものがなければ省略。

文献

- 1) 佐藤恵美子、中野恵利子、筒井和美．ゴマ豆腐の破断特性およびテクスチャーに及ぼす澱粉の種類の影響．人間生活学研究 2010; 1: 1-10.

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 ² 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 連絡先：nmsg@unii.ac.jp

利益相反：なし

注：脚注の下端は余白に合わせ、行数が足りない場合はテキストボックスを上にはねること。この注釈ボックスは削除すること。

- 2) 伊藤巨志、大橋信行、木村博人、他. 高等教育機関におけるスキー・スノーボード実習地の満足度調査. 人間生活学研究 2011; 2: 47-58.
- 3) Ozawa K, Koike Y, Ishimoto K, et al. The learning support for the junior high school students in low-income households. A study on the learning support program in Higashi-ku, Niigata City. The Bulletin of Society for Human Life Studies 2012; 3: 111-27. (in Japanese)
- 4) Tanabe N, Suzuki H, Aizawa Y, et al. Consumption of green and roasted teas and the risk of stroke incidence: results from the Tokamachi-Nakasato cohort study in Japan. Int J Epidemiol. 2008; 37: 1030-40.
- 4) 人間の発達とその理解. 大桃伸一、宮西邦夫、太田亜里美、他編. 人間生活学へのいざない～豊かなヒューマンライフの創造をめざして～. 東京：文化書房博文社、2014; 155-60.
- 6) White KL. Health Services research and epidemiology. In: Holland WW, Olsen J, Florey CV, editors. The development of modern epidemiology: Personal reports from those who are there. Oxford: Oxford University Press, 2007; 183-96.
- 7) 厚生労働省. 平成 24 年 国民健康・栄養調査結果の概要. <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000032813.pdf>. (参照 2014 年 9 月 4 日).
- 8) World Health Organization. BMI Classification. http://apps.who.int/bmi/index.jsp?introPage=intro_3.html (Accessed Sept. 4, 2014).

注：文献の記載様式は投稿規定参照。ここには記載例を示した。

ABSTRACT

Basic formatting for a manuscript of the Bulletin of Society for Human Life Studies

Taro Ningen^{1*}, Hanako Seikatsu²

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, nmsg@unii.ac.jp

ABSTRACT は「研究論文（査読つき）」では必須とし、「研究論文（査読なし）」および「報告」では著者の選択に委ねる。Text (ABSTRACT 本体) は概ね 250 語程度 (400 語以内)。構造化抄録 (Objective, Methods などの見出しが入る抄録) の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録 (見出しが入らない抄録) の場合は、文頭および各段落の冒頭を字下げする。米国英語を使用し、著者の責任においてネイティブスピーカーのチェックを受ける。フォントは Times New Roman, フォントサイズはタイトル 12Pt, 著者名・所属・本体 10Pt、所属番号は右肩上付きとする。構造化抄録 (**Objective, Methods** などの見出し) の場合は見出しの前で改行し、Arial 10pt 太字、左揃え。非構造化抄録 (見出しが入らない) の場合は文頭と各段落の冒頭を字下げする。Key Words のタイトルは Arial 10pt 太字、左揃え。

Key Words: 6 個以内, カンマで区切る

人間生活学研究（学会誌）

投稿原稿添付書類表紙

論文の種類（希望に○）		研究論文（査読あり）	研究論文（査読なし）	報告
表題				
英文表題				
著者名／所属 （日本語）				
著者名／所属 （英語）				
原稿の枚数		投稿年月日	別刷り申し込み部数 部	
要旨の字数	字	平成 年 月 日		
ABSTRACT 本体の語数	words	（西暦 年）		
備考：				

責任著者確認書

論文名： _____

本論文に責任を持つ著者一名は下記のうち該当する項目にチェックを付けて署名し、「著作権委譲・利益相反申告書（全著者用）」の全著者分を添えて原稿とともに編集委員会に提出して下さい。

- 本論文の記載内容について責任を持ちます。
- 本論文の内容は既に「学術誌等」に公表または投稿されていません。

付記：・学会発表抄録、学会発表の記録、報告書、商業誌からの依頼原稿（原著とならないもの）、著書、報道などについては結果や図表の一部が本論文と重複していても差し支えない。

・学術誌等に該当するか判断に迷う場合は下記に記載し、編集委員会の確認を得ること。

公表・投稿先

本論文の著者に記載した者以外に本論文の作成に主要な貢献をした研究者はいますか？（「作成」には全著者用チェックリストのⅠに該当する項目全てを含みます。）

- いません
- いますが、謝辞に記載することで承諾を得ました。
- いますが、論文に掲載しないことについて承諾を得ました。

付記：卒業研究等で学生が関与した場合には原則として共著者に入れることが望ましい。

（下記に所属等と氏名を記載して下さい。欄が足りない場合は裏面に記載して下さい。）

承諾者の所属等・氏名

私（氏名：楷書または印刷） _____ は上記について確認しました。

日付

署名 _____

著作権委譲・利益相反申告書(全著者用)

論文名： _____

全ての著者は下記の該当項目にチェックし、署名して責任著者に提出して下さい。

(1人1枚提出してください。Faxや電子メール添付のスキャン画像でも結構です。)

(記載スペースが不足する場合は裏面や別紙に記載し、別紙の場合には別紙にも署名して下さい。)

I. 本論文の作成において貢献したこと全てにチェックしてください。

(複数人が同一項目にチェックしても差し支えありません。)

- | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 研究の着想 | <input type="checkbox"/> 研究計画作成 | <input type="checkbox"/> データの収集 | <input type="checkbox"/> 研究の指導 |
| <input type="checkbox"/> 統計学的分析 | <input type="checkbox"/> 結果の解釈 | <input type="checkbox"/> 原稿の執筆(作図・作表を含む) | |
| <input type="checkbox"/> 原稿の校閲・改訂への貢献 | | <input type="checkbox"/> 資金や物品の調達 | |

II. 本研究の結果により利益を受ける団体・個人と何らかの利害関係がありますか?

(利害関係には資金援助、物品の供与、人的援助などを受けたこと、株や債権を保有していること、団体構成員との家族関係、および、本論文の論述に影響を与え得るその他の関係を含む。ただし公的機関[行政、独立行政法人、大学など]や本論文によって営利的利益を受けない団体等からの研究助成はこれに含まない。)

- ある ない (疑問がある場合には編集委員会に問い合わせること)

利害関係がある場合は関係先、および、その内容を下記に記載し、論文の最後にも「利益相反」のセクションを立てて記載して下さい。

III. 本論文の著作権を本学会誌に委譲しますか?

- する(リポジトリにも登録されます。) できない理由がある。(理由を下記に記載して下さい。)

私(氏名：楷書または印刷) _____ は上記について確認しました。

日付

署名

本学会における著作権の取り扱いについて

本学会では論文等の学会誌への掲載にあたり、全著者に対して著作権の委譲を求めています。その理由は大きく下記の4点に集約されます。

- 1) 学会誌への掲載やオンライン公開にあたって、内容の変更を伴わないレイアウト等の修正が必要となった場合に、著者へ確認を求める手続きを省く。
- 2) 新潟県立大学学術リポジトリや種々の検索サービス等において論文が公開される場合に、著者への確認なしに学会で公開の可否を判断できるようにする。
- 3) 本誌や他誌のレビュー論文等において図表の引用が求められた場合に、学会において判断を行えるようにする。
- 4) その他、現在想定していない目的のために著作権の行使が必要となった場合に、学会での対応を可能にする。

本学会では本誌掲載論文が広く公開されて活用されることを望んでいます。委譲された著作権はその目的のために使用されるものであり、下記のような行為を制限する物ではありません。

- ・印刷された論文の複写物やリポジトリ等で公開された電子ファイルを、非営利的な研究紹介のために配付する。
- ・著者が所属機関のリポジトリ等で公開する。
- ・著者が研究報告書等に論文の全体または一部を引用する(引用先における二重投稿の規定に抵触しない場合に限る)。

本学会が保持する著作権は学会誌やリポジトリにおいて学会が公開する著作物についてのみであり、著作の基となったデータについては全ての権利が著者に保持されます。よって、本誌に掲載された集計結果を異なる形で著者が作図・作表して公表することについては、公表先の二重投稿規定に反しない限り、これを妨げるものではありません。

以上のような事情をご勘案いただき、投稿においては著作権を学会に委譲していただきたく、著者諸氏のご配慮をお願いいたします。また、本学会では本誌の掲載論文を積極的に公開してまいりたいと考えており、著者諸氏におかれましても、掲載論文の積極的なご活用をお願いいたします。

投稿論文の査読に関する内規

本内規は、「人間生活学研究」投稿要領に基づいて、投稿された研究論文の原稿の査読に関する審査内規として定める。

第1条 編集委員会は、新潟人間生活学会員と外部の人間生活学研究に携わる者の中から投稿論文を審査するにふさわしい者を複数名選出する。

第2条 編集委員長は、投稿論文の審査にあたり審査者として推薦された者に、審査依頼する。

第3条 各論文は審査者により審査される。

第4条 審査の基準は、次の4段階に評価される。

「採択」

「条件付き採択」

「要再審査」

「不採択」

第5条 審査者は、上記の評価とともに、審査論文の不備・指摘点を記述し、期日内に編集委員会に提出する。

第6条 編集委員会は、審査結果をふまえて論文の掲載を決定する。なお、「条件付き採択」と評価された論文は、修正稿の確認を審査者に依頼する場合がある。「要再審査」と評価された論文は、審査者に再審査を依頼する。投稿者に審査者の指摘点が記述された審査用紙を配布し、投稿者は期日までに修正し再度提出する。その際、指摘点をどのように修正したか各指摘に対する対応の一覧を作成し、論文とともに提出する。

第7条 編集委員長は、対応の一覧を添付し修正論文の再審査を審査者に依頼をする。

第8条 編集委員会は、再審査の結果をふまえて、掲載を決定する。

付則 1. 審査規定の改定は、編集委員会の議を経て新潟人間生活学会総会において決議される。

2. 本規定は2015年5月1日より実施する。

編集後記

今年度は、第11回新潟人間生活学会がオンライン開催という形で実施されました。昨年度は、開催そのものが中止されましたので、2年ぶりの学会となりました。

人間生活学研究第13号は、査読つき論文の掲載はありませんでしたが、査読なし論文2編、報告2編の計4編の論文を掲載することができました。学会の記念講演とシンポジウムの内容についても掲載しましたので、ご確認いただけますと幸いです。ご投稿くださいました著者の皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本誌は人間生活に関するさまざまな研究活動を社会へ発信する場となっております。査読つき論文を中心に、投稿数が年々減少していることが気がかりです。幅広い分野の研究について原稿を受け付けておりますので、積極的なご投稿をお待ちしております。本誌をぜひ、皆様の研究報告や教育・実践活動の紹介の場としてご活用ください。

今後とも皆様のご理解と温かいご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(植木 信一)

編集委員(五十音順)

植木 信一 (委員長)	神山 伸
永野 忠聖	西村 愛
堀川 千嘉	山岸 あづみ

新潟人間生活学会 人間生活学研究 第13号

I S S N 1884 - 8591

2022 (令和4) 年3月15日印刷

2022 (令和4) 年3月15日発行

発 行 新潟人間生活学会
代表 田村 朝子

発 行 所 新潟県立大学内
新潟市東区海老ヶ瀬 471

印 刷 所 (株) ウィザップ
新潟市中央区南出来島 2丁目 1-25

THE BULLETIN OF SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

No.13 (2022)

CONTENTS

Research Article

1. Exploratory Research on Helping University Students Acquire "Economic Rule"
Yutaka Saito 1
2. Involvement of local residents in supporting DV victims-Comparison with promotion of citizen guardianship
Michihiro Oosawa 13

Report

3. Availability of registered dietitians' guidance in general clinics for patients with diabetes, dyslipidemia, and hypertensive diseases: Current status and challenges
Chika Horikawa 27
4. Coronavirus infection mechanism and a therapeutic drug for new coronavirus by utilizing the properties of receptors in host cells.
Makoto Hagiwara 37